

令和3年度
P R T R 報 告 書

令和5年12月

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課

目次

第1章 PRTR制度の概要

1 PRTR制度とは何か	1
2 PRTR制度はどのようなことに役立つか	2
3 集計方法	3
(1) 届出排出量・移動量	3
(2) 届出外排出量	3
(3) 集計数値の取扱上の留意点	3

第2章 令和3年度県内集計結果の概要

1 排出量・移動量の届出状況	4
(1) 届出事業所数	4
(2) 業種別届出事業所数	4
(3) 市区町別届出事業所数	5
2 集計結果	6
(1) 届出排出量・移動量	6
1) 総排出量・移動量	6
2) 総排出量・移動量の多い化学物質	8
3) 総排出量・移動量の多い業種	10
4) 総排出量・移動量の多い化学物質を多く排出・移動する業種	12
5) 市区町別の総排出量・移動量	13
ア 市区町別の総排出量・移動量	13
イ 総排出量・移動量の多い化学物質の市区町別総排出量・移動量	13
ウ 市区町別のダイオキシン類の総排出量・移動量	13
(2) 媒体別の排出量・移動量	14
ア 大気への排出量	15
(ア) 市区町別の大気への排出量	15
(イ) 大気への排出量の多い化学物質	16
イ 公共用水域への排出量	17
(ア) 河川・水域別排出量	17
(イ) 公共用水域への排出量の多い化学物質	18
ウ 事業所外への廃棄物としての移動量	19

(ア) 事業所外への移動量	19
(イ) 事業所外への移動量の多い化学物質	19
(2) 届出外排出量の推計値	20
1) 総届出外排出量の推計値	20
2) 各排出源ごとの排出量の多い化学物質	21
ア 「すそ切り」	21
イ 「非対象業種」	21
ウ 「移動体」	21
エ 「家庭」	21
(3) 届出外排出量の推計値と届出排出量の合計	22
1) 届出外排出量の推計値と届出排出量の合計	22
2) 届出外排出量の推計値と届出排出量の合計が多い化学物質	23

参考資料

①「第一種指定化学物質」リスト	25
②届出対象となる事業者の要件	51
③集計の対象となる排出量の構成(イメージ図)	52
④PRTR届出の公共用水域(河川、湖沼、海域)の名称	53
⑤PRTR届出の下水道終末処理施設の名称	54
⑥報告書中の主な用語の解説	55
⑦主な化学物質の安全性データ	57
⑧PRTRモニタリング調査結果(大気)	60

付表

①令和3年度PRTR届出都道府県別総排出量・移動量	61
②令和3年度PRTR届出業種別総排出量・移動量(静岡県)	62
③令和3年度市区町別総排出量・移動量(静岡県)	63
④令和3年度市区町別ダイオキシン類の総排出量・移動量(静岡県)	64
⑤令和3年度都道府県別総排出量(届出排出量・届出外排出量)	65

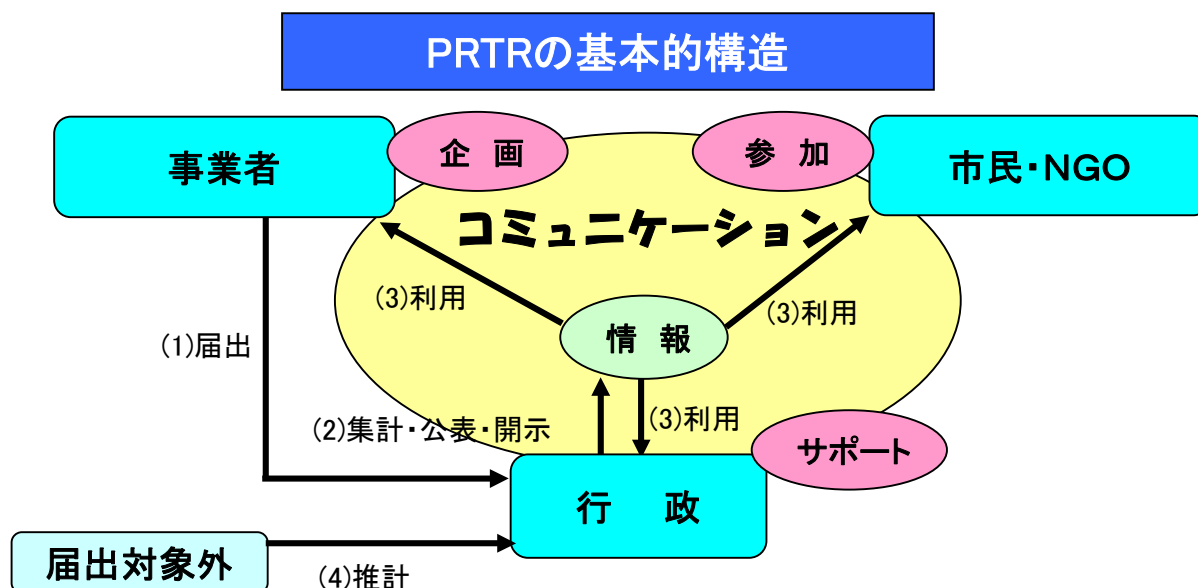
第1章 PRTR制度の概要

1 PRTR制度とは何か

PRTR制度とは、毎年、どのような化学物質が、どこから、どれだけ排出されているかを行政が1年ごとに集計し、公表する制度です。

Pollutant (化学物質) **R**elease (排出) **a**nd **T**ransfer (移動) **R**egister (届出制度)

PRTR制度は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)により制度化されています。



第一種指定化学物質^{*1}を製造又は使用している届出対象事業者^{*2}は、環境中に排出した量と、廃棄物等として処理するために事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、毎年行政へ届け出ます。国は、その届出データを集計するとともに、届出対象外^{*3}からのデータを推計して公表します。県は、国からデータの提供を受け、地域の状況に合わせた集計を行うとともに、その結果を公表します。

※1 第一種指定化学物質

人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのあるものや、オゾン層を破壊するおそれがあるもの等として法で規定された化学物質。

(第一種指定化学物質リストは参考資料①に掲載。)

(令和3年10月の化管法施行令の改正により対象物質の見直しが行われ、第一種指定化学物質は462種類から515種類になりました。改正後の第一種指定化学物質の排出量及び移動量は令和5年度分から把握を開始し、令和6年度から事業者が届け出て、排出量・移動量が集計されます。)

※2 届出対象事業者

一定の業種、従業員数及び対象化学物質の年間取扱量という3つの要件に該当する事業者。

(届出要件は参考資料②に掲載。)

※3 届出対象外

届出対象事業者以外の化学物質排出源であり、届出対象とならない事業者、一般家庭、自動車等の移動発生源等。

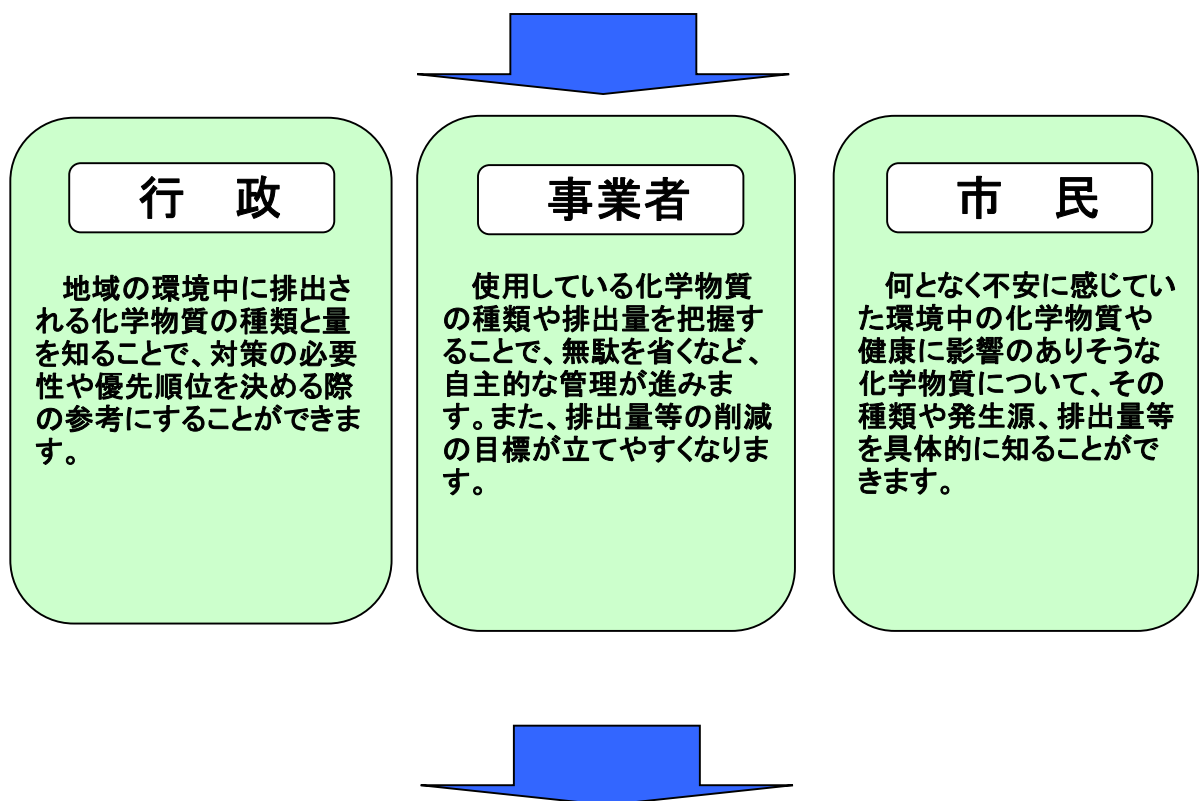
2 PRTR制度はどのようなことに役立つか

PRTR制度が導入され、事業所や家庭、自動車等から排出される化学物質の量が毎年公表されることで、身の回りの化学物質と私たちとの関係はどのように変わっていくのでしょうか。

多くの化学物質の排出状況が分かる

これまでいくつかの有害な化学物質の排出については、主に工場施設などを対象に法律による規制が行われてきました。しかし、多くの化学物質については、どこからどれだけ排出されているのか十分に実態を把握することができませんでした。

PRTR制度では462種類の化学物質の排出状況等が把握・公表され、これまでよりも多くの物質について、きめの細かい情報を得ることができるようになりました。



情報を共有し、協力して取組を進める

PRTR制度で公表・開示されるデータは、誰でも見ることができます。個別事業所データについては、環境省のホームページ等で公開されています。

特に市民にとっては、行政や事業者と同じ情報を手にすることが可能となり、これまで行政や事業者に任せられなかった化学物質問題への取組に積極的に参加する機会が広がります。例えば、市民が行政や事業者の取組の状況をチェックしたり、自らの生活の見直しに役立てることができます。

PRTRデータを利用して、市民、事業者及び行政が化学物質の排出の現状や対策の内容、進み具合について話し合いながら、協力して化学物質対策を進めていくことが期待されます。

3 集計方法

国は、届出された指定化学物質の排出量・移動量に併せて、届出外の排出量推計値について集計を行います。

(1) 届出排出量・移動量

国は、届出された化学物質の1年間の排出量・移動量を、都道府県別、業種別、物質別等に集計を行います。

(2) 届出外排出量

国は、届出の対象とならない事業者、一般家庭、自動車等の移動体からの排出量について推計を行います。

①区分

すそ切り	対象業種(全製造業等24業種)を営む事業者で、第一種指定化学物質の取扱量が少ない又は従業員数が21人未満で、すそ切り以下の事業者からの排出量の推計値
非対象業種	建設業や農業等、届出非対象業種からの排出量の推計値
移動体	自動車や船舶等、移動体からの排出量の推計値
家庭	家庭からの排出量の推計値

②推計方法

- I 統計資料や実測データ等をもとに、対象化学物質を決定する。
- II 使用量や出荷量を把握する。
- III 環境中に排出される係数を決定する。
- IV 使用量や出荷量にIIIの係数をかける。
- V 統計資料等をもとに地域配分する。

(3)集計数値の取扱上の留意点

①届出排出量・移動量の限界

全ての事業者が届出を行うのではないこと、また、届出された排出量等の算出方法は、実測値に基づく方法や、換算値を用いる方法等のうち、事業者が適当と判断した方法により算出されていることから、その精度には一定の限界があります。(届出値における有効数字は2桁としています。)

②届出外排出量の限界

想定される主要な排出源を対象に国が推計を行っていますが、現時点で利用可能な知見があるもののみを対象としており、全ての排出源を網羅していないこと、排出源の種類によっては精度に違いがあること、現在推計手法について改善を進めているところであることから、単純に年度ごとの推計値を比較できないことに注意が必要です。

③公表データによるリスク評価の限界

PRTRで公表されるデータはあくまで排出量・移動量の集計値であり、環境中で人や動植物が実際にさらされる化学物質の量(暴露量)ではありません。化学物質のリスクを評価するには、有害性の評価とともに暴露評価を実施することが必要です。PRTRで公表される排出量・移動量の集計値のみで人の健康や動植物の影響を論じることはできませんが、少なくとも、排出量の多い物質や地域の特定等、問題点を把握することが可能であり、リスク評価、あるいはそのための暴露評価の出発点となりうるものです。

第2章 令和3年度県内集計結果の概要

1 排出量・移動量の届出状況

(1) 届出事業所数

令和4年度の届出事業所数(令和3年度実績)は1,326件(全国32,729件の4.1%)で、全国で6番目に多い届出がありました。

なお、媒体別届出数は、次のとおりでした。

	令和4年度届出 (令和3年度実績)	令和3年度届出 (令和2年度実績)
・紙媒体による届出数	296(22.3%)	378(27.9%)
・磁気ディスク媒体による届出数	0(0.0%)	0(0.0%)
・電子情報処理組織による届出数	1,030(77.7%)	977(72.1%)
合計	1,326	1,355

(2) 業種別届出事業所数

最も多くの届出が出された業種は、燃料小売業(ガソリンスタンド等)でした。

なお、金属鉱業、原油・天然ガス鉱業等の17業種からの届出はありませんでした。

表1 業種別届出事業所数

業 種	届出事業所数		業 種	届出事業所数	
	3年度	4年度		3年度	4年度
金属鉱業	0	0	鉄道車両・同部分品製造業	(0)	(0)
原油・天然ガス鉱業	0	0	船舶製造・修理業、船用機関製造業	(6)	(6)
製造業	682	668	精密機械器具製造業	(6)	(6)
食料品製造業	(39)	(38)	医療用機械器具・医療用品製造業	(4)	(4)
飲料・たばこ・飼料製造業	(13)	(12)	武器製造業	(0)	(0)
酒類製造業	(2)	(2)	その他の製造業	(14)	(14)
繊維工業	(11)	(10)	電気業	3	3
衣服・その他の繊維製品製造業	(2)	(2)	ガス業	0	0
木材・木製品製造業	(5)	(5)	熱供給業	0	0
家具・装備品製造業	(3)	(2)	下水道業	56	56
パルプ・紙・紙加工品製造業	(51)	(47)	鉄道業	0	0
出版・印刷・同関連産業	(14)	(13)	倉庫業	3	3
化学工業	(85)	(83)	石油卸売業	10	10
塩製造業	(0)	(0)	鉄スクラップ卸売業	0	0
医薬品製造業	(16)	(16)	自動車卸売業	0	0
農薬製造業	(1)	(1)	燃料小売業	474	463
石油製品・石炭製品製造業	(21)	(21)	洗濯業	17	17
プラスチック製品製造業	(63)	(64)	写真業	0	0
ゴム製品製造業	(12)	(12)	自動車整備業	0	0
なめし革・同製品・毛皮製造業	(0)	(0)	機械修理業	0	0
窯業・土石製品製造業	(19)	(17)	商品検査業	0	0
鉄鋼業	(7)	(7)	計量証明業	2	2
非鉄金属製造業	(23)	(23)	一般廃棄物処分業	64	62
金属製品製造業	(75)	(74)	産業廃棄物処分業	22	22
一般機械器具製造業	(27)	(29)	特別管理産業廃棄物処分業	0	0
電気機械器具製造業	(52)	(51)	医療業	3	3
電子応用装置製造業	(1)	(1)	高等教育機関	3	3
電気計測器製造業	(0)	(0)	自然科学研究所	16	14
輸送用機械器具製造業	(110)	(108)	合計	1,355	1,326

(3) 市区町別届出事業所数

最も多くの届出が出された市区町は富士市で、以下磐田市、掛川市の順でした。
(静岡市、浜松市は区単位の事業所数で比較しています。)

表2 市区町別届出事業所数

市区町名	届出事業所数		市区町名	届出事業所数		市区町名	届出事業所数	
	3年度	4年度		3年度	4年度		3年度	4年度
静岡市合計	152	150	富士宮市	50	50	菊川市	26	25
(葵区)	30	30	伊東市	15	15	伊豆の国市	17	16
(駿河区)	49	48	島田市	38	38	牧之原市	23	22
(清水区)	73	72	富士市	109	106	東伊豆町	6	6
浜松市合計	246	244	磐田市	88	85	河津町	1	1
(中区)	38	38	焼津市	59	56	南伊豆町	6	5
(東区)	40	38	掛川市	81	79	松崎町	2	2
(西区)	37	36	藤枝市	42	42	西伊豆町	4	3
(南区)	41	41	御殿場市	52	52	函南町	13	13
(北区)	46	47	袋井市	58	58	清水町	11	11
(浜北区)	34	34	下田市	8	8	長泉町	19	18
(天竜区)	10	10	裾野市	20	18	小山町	21	20
沼津市	59	58	湖西市	33	32	吉田町	19	19
熱海市	7	7	伊豆市	10	7	川根本町	1	1
三島市	26	27	御前崎市	23	22	森町	10	10
						合計	1355	1326

※市区町の分類は、令和3年4月1日現在の状況で集計しています。

2 集計結果

(1)届出排出量・移動量

1)総排出量・移動量

総排出量・移動量は14,891トン(全国比3.9%)で、総排出量としては7,602トン(全国比6.1%)、総移動量としては、7,289トン(全国比2.8%)でした。

前年度と比較した場合、総排出量は437トン増加し、総移動量は1,019トン増加しました。このことにより、総排出量・移動量は1,456トン増加しました。

令和3年度の総排出量・移動量は、全国で8番目に多い量でした。また、総排出量は、愛知県に次いで全国で2番目、総移動量は全国で12番目でした。

なお、届出都道府県別総排出量・移動量は、付表①に掲載しました。

表3 排出量・移動量(静岡県)

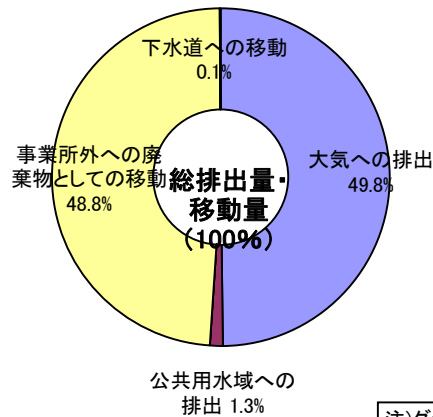
(単位:トン/年)

		令和2年度	令和3年度	増減
総排出量・移動量		13,435	14,891	1,455
総排出量	大気への排出	6,996	7,414	418
	公共用水域への排出	169	188	19
	土壌への排出	0.001	0.0	-0.001
	埋立処分	0.0	0.0	0.0
	小計	7,165	7,602	436
総移動量	事業所外への廃棄物としての移動	6,254	7,273	1,019
	下水道への移動	16	16	0
	小計	6,270	7,289	1,019

図1 排出量・移動量の割合(静岡県)

総移動量(48.9%)

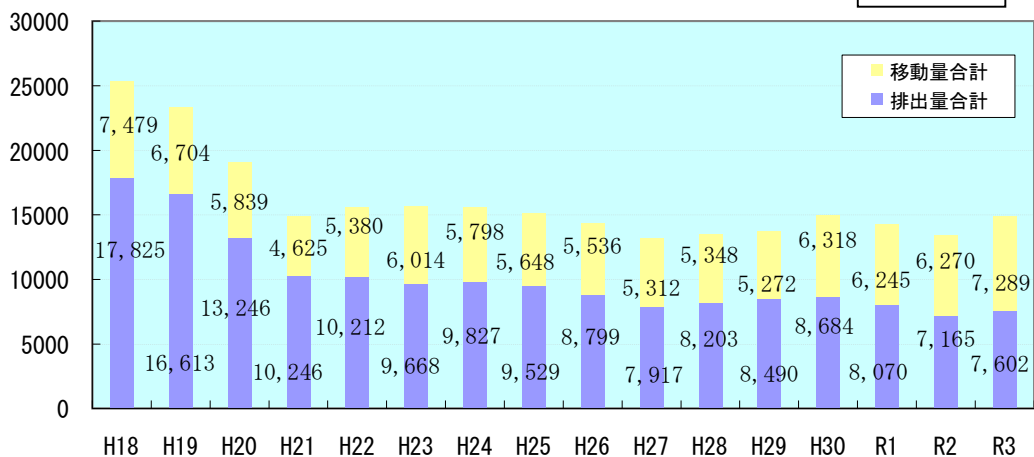
総排出量(51.1%)



注)グラフ中の数字は総排出量・移動量に占める割合

図2 総排出量・総移動量の推移(静岡県)

単位:トン/年



注) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

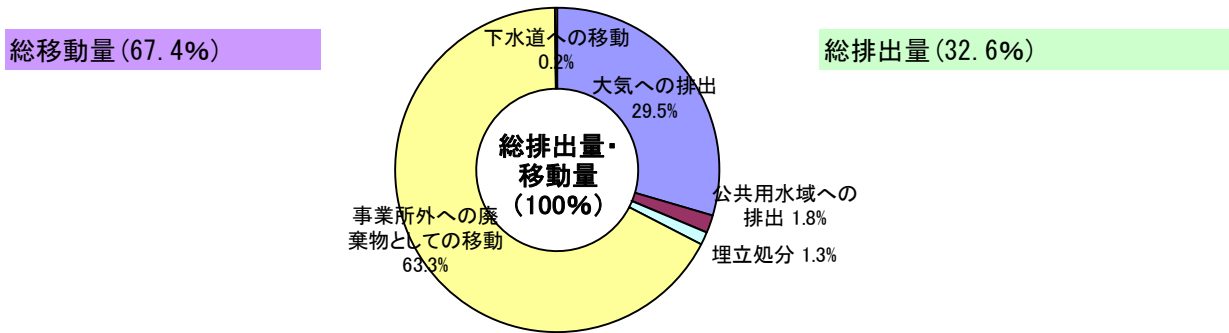
参考 全国の状況

表4 排出量・移動量(全国)

(単位:千トン/年)

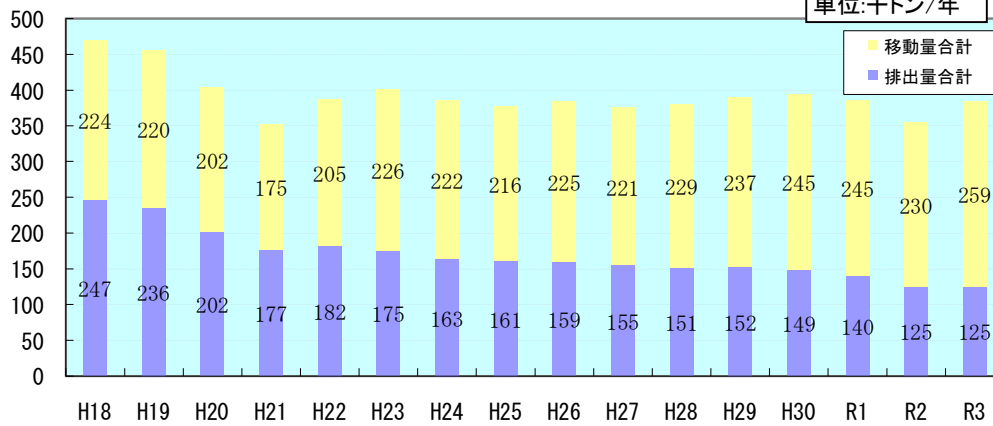
		令和2年度	令和3年度	増減
総排出量・移動量		354.7	383.7	28.9
総排出量	大気への排出	112.9	113.3	0.5
	公共用水域への排出	6.5	6.8	0.2
	土壌への排出	0.0	0.0	0.0
	埋立処分	5.1	5.0	-0.1
	小計	124.5	125.1	0.6
総移動量	事業所外への廃棄物としての移動	229.4	257.6	28.2
	下水道への移動	0.8	0.9	0.2
	小計	230.2	258.6	28.4

図3 排出量・移動量の割合(全国)



注)グラフ中の数字は総排出量・移動量に占める割合

図4 総排出量・総移動量の推移(全国)



注) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

2) 総排出量・移動量の多い化学物質

令和3年度の総排出量・移動量の多い上位3物質はトルエン、キシレン、塩化メチレンでした。

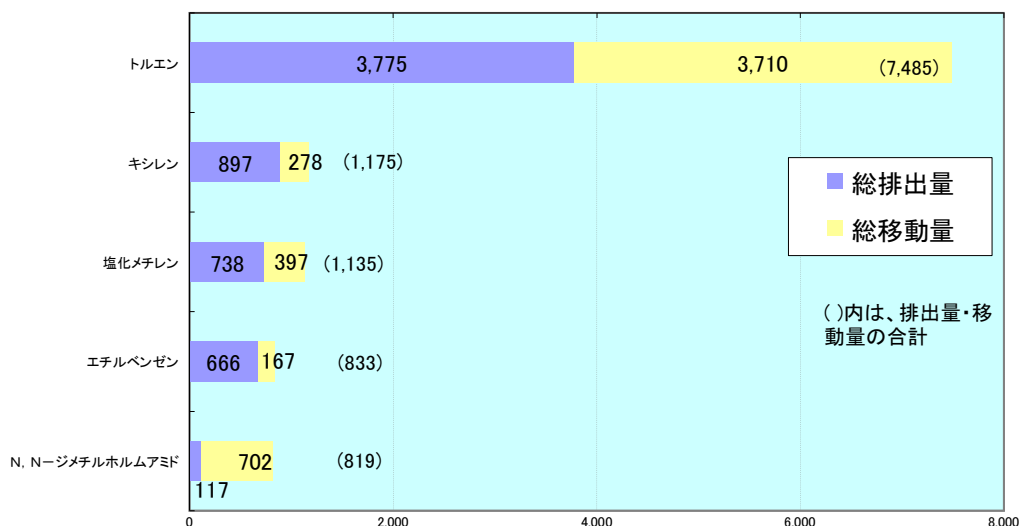
令和3年度の総排出量・移動量の多い上位3物質の合計は9,795トンで、全物質の合計の66%を占めていました。

表5 令和3年度の総排出量・移動量の多い化学物質(静岡県)

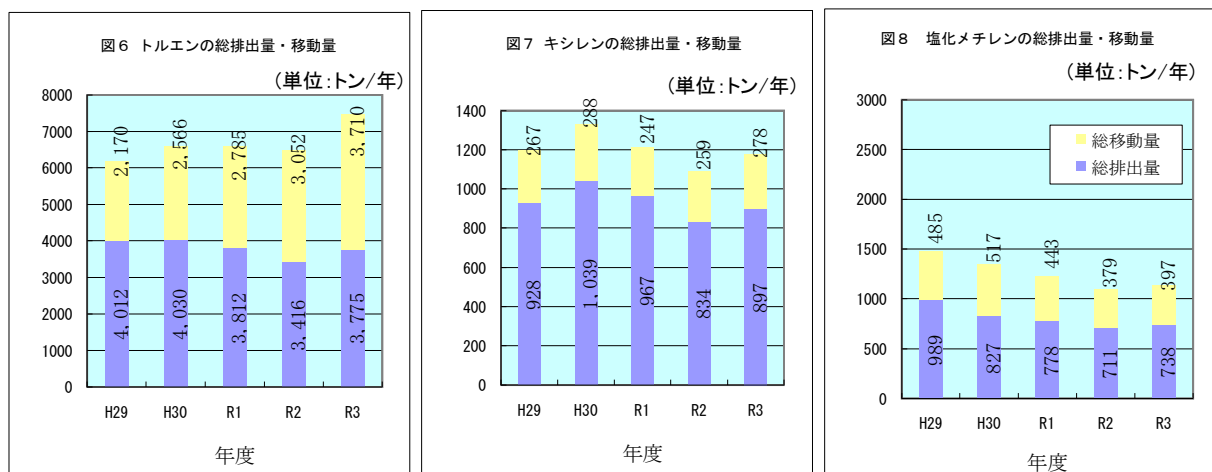
(単位:トン/年)

順位	対象化学物質名	総排出量		総移動量		総排出量・移動量	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1	トルエン	3,416	3,775	3,052	3,710	6,468	7,485
2	キシレン	834	897	259	278	1,092	1,175
3	塩化メチレン	711	738	379	397	1,090	1,135
4	エチルベンゼン	623	666	149	167	772	833
5	N, N-ジメチルホルムアミド	160	117	581	702	741	819

図5 総排出量・移動量の多い化学物質【静岡県】(単位:トン/年)



総排出量・移動量の多い上位3物質の年次推移(静岡県)



注) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

表6 総排出量・移動量の多い化学物質(全国)

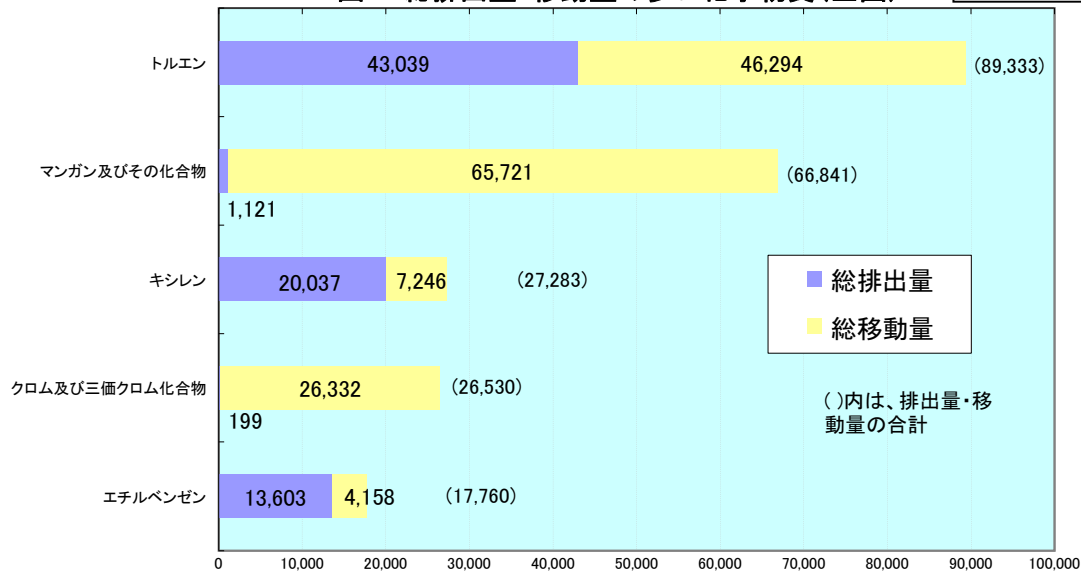
(単位:トン/年)

順位	対象化学物質名	総排出量		総移動量		総排出量・移動量	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1	トルエン	41,832	43,039	44,179	46,294	86,011	89,333
2	マンガン及びその化合物	1,133	1,121	54,310	65,721	55,443	66,841
3	キシレン	21,071	20,037	6,837	7,246	27,908	27,283
4	クロム及び三価クロム化合物	174	199	19,381	26,332	19,555	26,530
5	エチルベンゼン	13,592	13,603	3,958	4,158	17,550	17,760

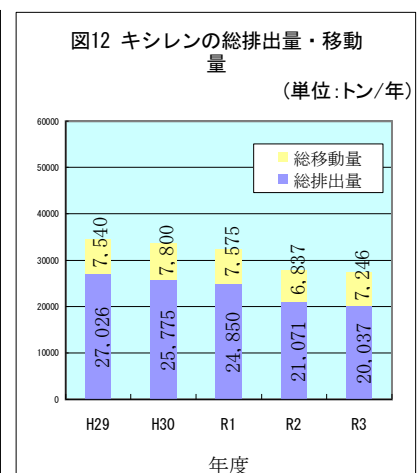
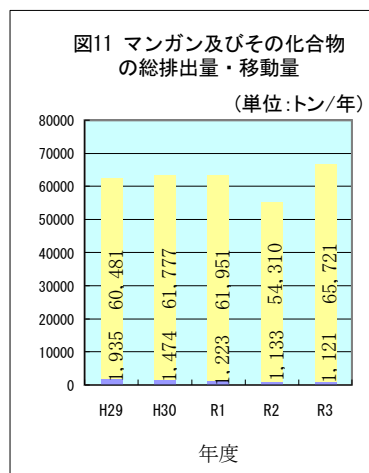
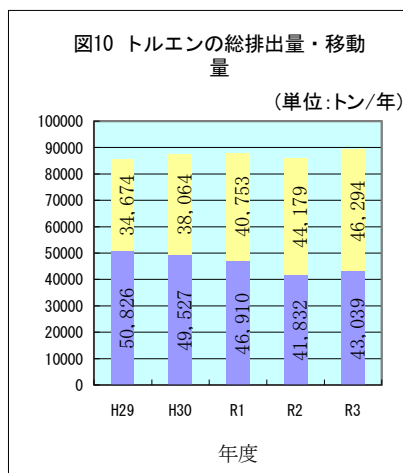
※順位は令和3年度による

図9 総排出量・移動量の多い化学物質(全国)

単位:トン/年



総排出量・移動量の多い上位3物質の年次推移(全国)



注) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

3) 総排出量・移動量の多い業種

令和3年度の総排出量・移動量の多い10業種の合計は13,618トンで、全業種の合計14,891トンの91%を占めていました。

総排出量・移動量が最も多い業種は化学工業であり、総排出量・移動量は、昨年度と比較し、増加していました。

なお、業種別総排出量・移動量は、付表②に掲載しました。

表7 総排出量・移動量の多い業種(静岡県)

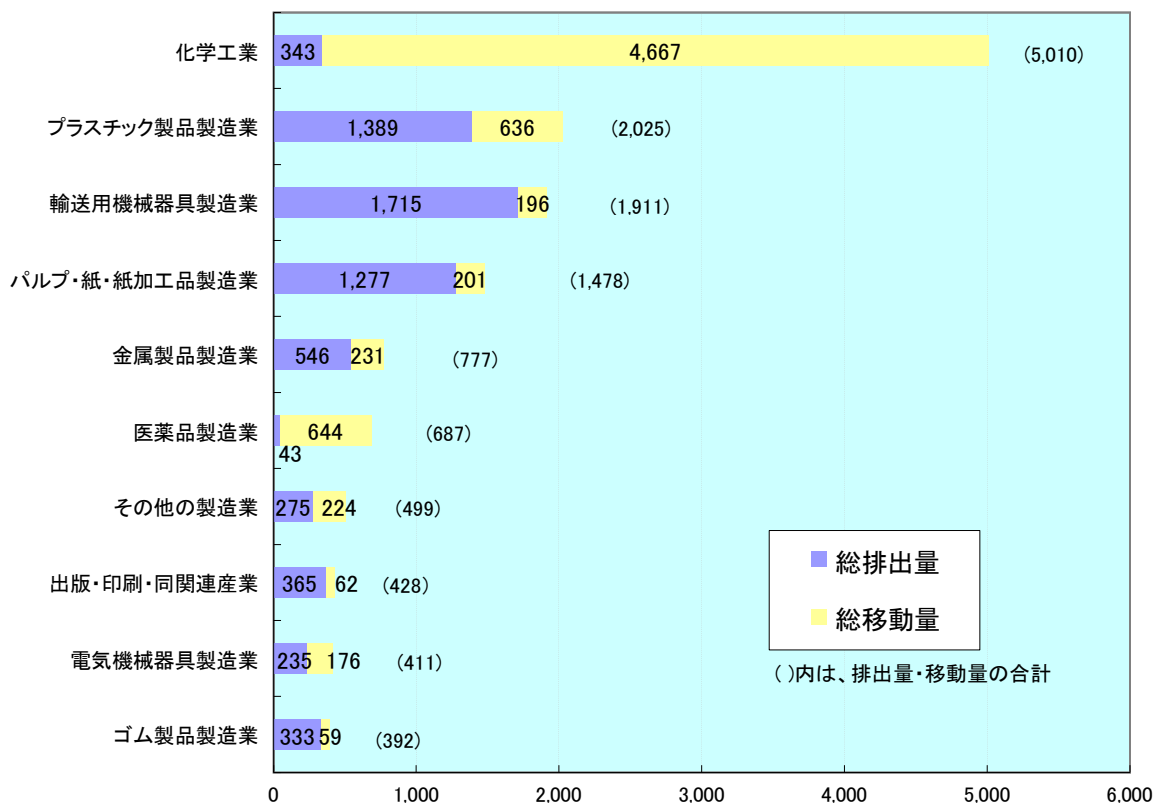
(単位:トン/年)

順位	業種名	総排出量		総移動量		総排出量・移動量	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1	化学工業	306	343	3,776	4,667	4,082	5,010
2	プラスチック製品製造業	1,134	1,389	620	636	1,753	2,025
3	輸送用機械器具製造業	1,760	1,715	192	196	1,951	1,911
4	パルプ・紙・紙加工品製造業	1,213	1,277	205	201	1,419	1,478
5	金属製品製造業	429	546	217	231	646	777
6	医薬品製造業	37	43	568	644	605	687
7	その他の製造業	257	275	199	224	456	499
8	出版・印刷・同関連産業	342	365	53	62	395	428
9	電気機械器具製造業	261	235	173	176	435	411
10	ゴム製品製造業	341	333	58	59	399	392

※順位は令和3年度による

図13 総排出量・移動量の多い業種(静岡県)

単位:トン/年



注) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

令和3年度の総排出量・移動量の多い10業種の合計は326,809トンで、全業種の合計383,660トンの85%を占めていました。

表8 総排出量・移動量の多い業種(全国)

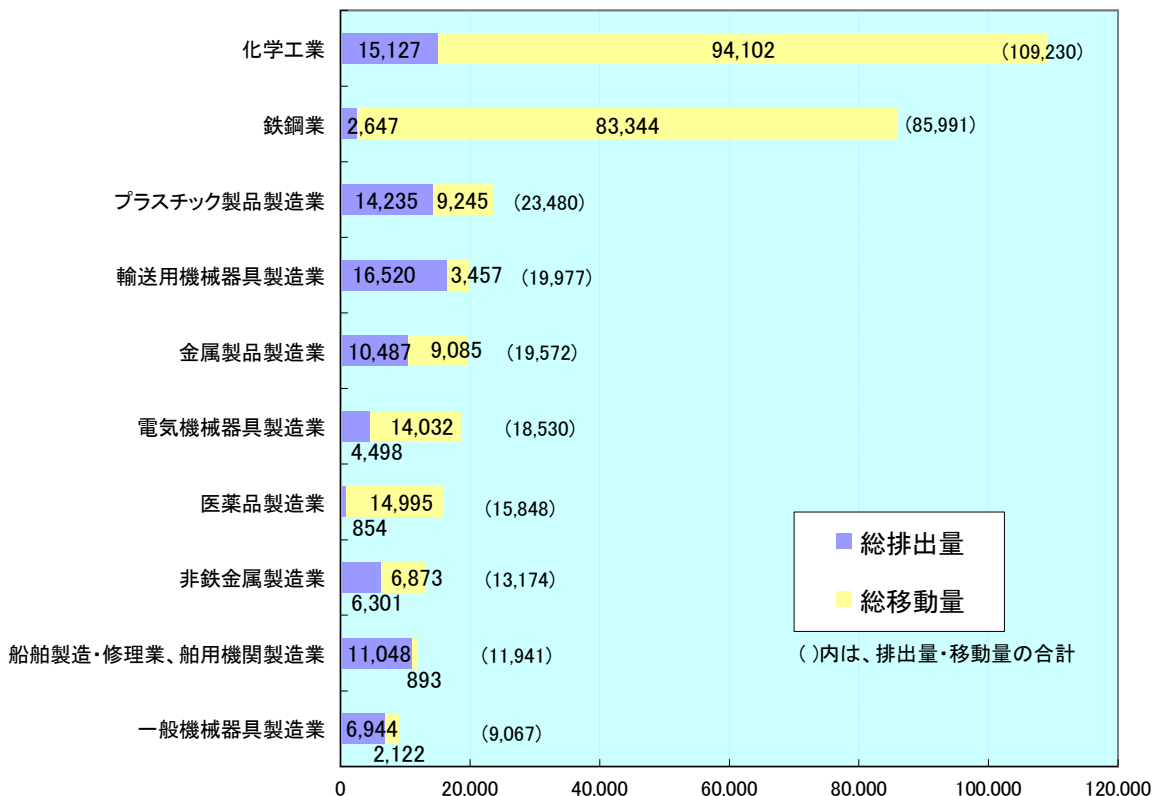
(単位:トン/年)

順位	業種名	総排出量		総移動量		総排出量・移動量	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1	化学工業	13,901	15,127	83,923	94,102	97,824	109,230
2	鉄鋼業	2,430	2,647	65,366	83,344	67,796	85,991
3	プラスチック製品製造業	13,697	14,235	8,597	9,245	22,294	23,480
4	輸送用機械器具製造業	17,084	16,520	3,032	3,457	20,116	19,977
5	金属製品製造業	10,249	10,487	9,070	9,085	19,319	19,572
6	電気機械器具製造業	4,194	4,498	12,268	14,032	16,462	18,530
7	医薬品製造業	966	854	15,891	14,995	16,857	15,848
8	非鉄金属製造業	6,496	6,301	7,439	6,873	13,935	13,174
9	船舶製造・修理業、船用機関製造業	13,135	11,048	1,125	893	14,260	11,941
10	一般機械器具製造業	6,283	6,944	2,104	2,122	8,387	9,067

※順位は令和3年度による

図14 総排出量・移動量の多い業種(全国)

単位:トン/年



注) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

4) 総排出量・移動量の多い化学物質を多く排出・移動する業種

静岡県の総排出量・移動量の多い上位3物質であるトルエン、キシレン、塩化メチレンを多く排出・移動する業種は下表のとおりでした。

トルエンは、パルプ・紙・紙加工品製造業では接着剤の溶剤やコーティング剤等、プラスチック製品製造業では塗料、接着剤の溶剤等として使用されています。

キシレンは、輸送用機械器具製造業で塗料の溶剤等として使用されています。

塩化メチレンは、プラスチック製品製造業で加工用溶剤等として使用されています。

表9 トルエンの総排出量・移動量の多い業種

【静岡県】

(単位：トン/年)

順位	令和2年度		令和3年度	
	業種名	総排出量・移動量	業種名	総排出量・移動量
1	化学工業	1,957	化学工業	2,525
2	パルプ・紙・紙加工品製造業	1,344	パルプ・紙・紙加工品製造業	1,394
3	プラスチック製品製造業	1,097	プラスチック製品製造業	1,345
4	輸送用機械器具製造業	582	輸送用機械器具製造業	602
5	出版・印刷・同関連産業	367	出版・印刷・同関連産業	401

参考 【全国】

(単位：トン/年)

順位	令和2年度		令和3年度	
	業種名	総排出量・移動量	業種名	総排出量・移動量
1	化学工業	28,359	化学工業	30,354
2	プラスチック製品製造業	12,665	プラスチック製品製造業	13,832
3	医薬品製造業	7,486	出版・印刷・同関連産業	6,833
4	輸送用機械器具製造業	6,631	医薬品製造業	6,670
5	出版・印刷・同関連産業	6,488	輸送用機械器具製造業	6,380

表10 キシレンの総排出量・移動量の多い業種

【静岡県】

(単位：トン/年)

順位	令和2年度		令和3年度	
	業種名	総排出量・移動量	業種名	総排出量・移動量
1	輸送用機械器具製造業	455	輸送用機械器具製造業	443
2	化学工業	242	化学工業	274
3	プラスチック製品製造業	72	プラスチック製品製造業	94
4	ゴム製品製造業	68	金属製品製造業	83
5	金属製品製造業	59	ゴム製品製造業	75

参考 【全国】

(単位：トン/年)

順位	令和2年度		令和3年度	
	業種名	総排出量・移動量	業種名	総排出量・移動量
1	船舶製造・修理業、船用機関製造業	7,325	船舶製造・修理業、船用機関製造業	5,854
2	輸送用機械器具製造業	4,876	化学工業	4,978
3	化学工業	4,418	輸送用機械器具製造業	4,728
4	金属製品製造業	3,020	金属製品製造業	2,996
5	一般機械器具製造業	2,660	一般機械器具製造業	2,913

表11 塩化メチレンの総排出量・移動量の多い業種

【静岡県】

(単位：トン/年)

順位	船舶製造・修理業、船用機関製造業		船舶製造・修理業、船用機関製造業	
	業種名	総排出量・移動量	業種名	総排出量・移動量
1	その他の製造業	360	その他の製造業	380
2	プラスチック製品製造業	256	プラスチック製品製造業	258
3	金属製品製造業	163	金属製品製造業	190
4	一般機械器具製造業	75	一般機械器具製造業	76
5	輸送用機械器具製造業	75	輸送用機械器具製造業	76

参考 【全国】

(単位：トン/年)

順位	船舶製造・修理業、船用機関製造業		船舶製造・修理業、船用機関製造業	
	業種名	総排出量・移動量	業種名	総排出量・移動量
1	化学工業	3,372	化学工業	3,686
2	プラスチック製品製造業	2,447	プラスチック製品製造業	2,491
3	金属製品製造業	1,826	金属製品製造業	1,885
4	医薬品製造業	1,602	医薬品製造業	1,438
5	木材・木製品製造業	1,235	木材・木製品製造業	1,064

5) 市区町別の総排出量・移動量

ア 市区町別の総排出量・移動量

最も総排出量・移動量が多いのは掛川市(1,823トン)で、以下、袋井市、磐田市でした。上位10市区の総排出量・移動量の合計は11,706トン、上位3市の総排出量・移動量の合計は5,411トンで県内の合計のそれぞれ上位10市で79%、上位3市で36%を占めていました。

なお、市区町別総排出量・移動量は、付表③に掲載しました。

表12 総排出量・移動量の多い上位市区町 (単位：トン/年)

順位	市区町名	総排出量		総移動量		総排出量・移動量	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1	掛川市	583	651	890	1,172	1,473	1,823
2	袋井市	396	580	912	1,234	1,307	1,814
3	磐田市	735	811	902	963	1,636	1,774
4	富士市	1,159	1,223	258	367	1,417	1,589
5	御前崎市	59	68	1,268	1,428	1,327	1,497
6	静岡市清水区	338	340	502	548	840	887
7	湖西市	791	740	37	23	828	764
8	富士宮市	422	449	207	181	629	629
9	浜松市北区	309	353	194	217	502	571
10	藤枝市	186	180	189	179	375	359

※順位は令和3年度による

イ 総排出量・移動量の多い化学物質の市区町別総排出量・移動量

県内の総排出量・移動量の多い上位3物質であるトルエン、キシレン、塩化メチレンの総排出量・移動量の多い市区町は下表のとおりでした。

表13 トルエン、キシレン、塩化メチレンの総排出量・移動量の多い市区町

《令和2年度》

(単位：トン/年)

順位	トルエン	キシレン	塩化メチレン
1	御前崎市 1,179	磐田市 290	浜松市北区 365
2	富士市 1,154	湖西市 195	富士宮市 155
3	掛川市 919	掛川市 108	藤枝市 154
4	袋井市 818	御殿場市 47	裾野市 67
5	磐田市 456	浜松市浜北区 46	榛原郡吉田町 59

《令和3年度》

(単位：トン/年)

順位	トルエン	キシレン	塩化メチレン
1	御前崎市 1,339	磐田市 321	浜松市北区 410
2	掛川市 1,227	湖西市 176	富士宮市 167
3	富士市 1,207	掛川市 143	藤枝市 136
4	袋井市 1,128	御殿場市 59	榛原郡吉田町 75
5	磐田市 567	浜松市浜北区 57	裾野市 60

ウ 市区町別のダイオキシン類の総排出量・移動量

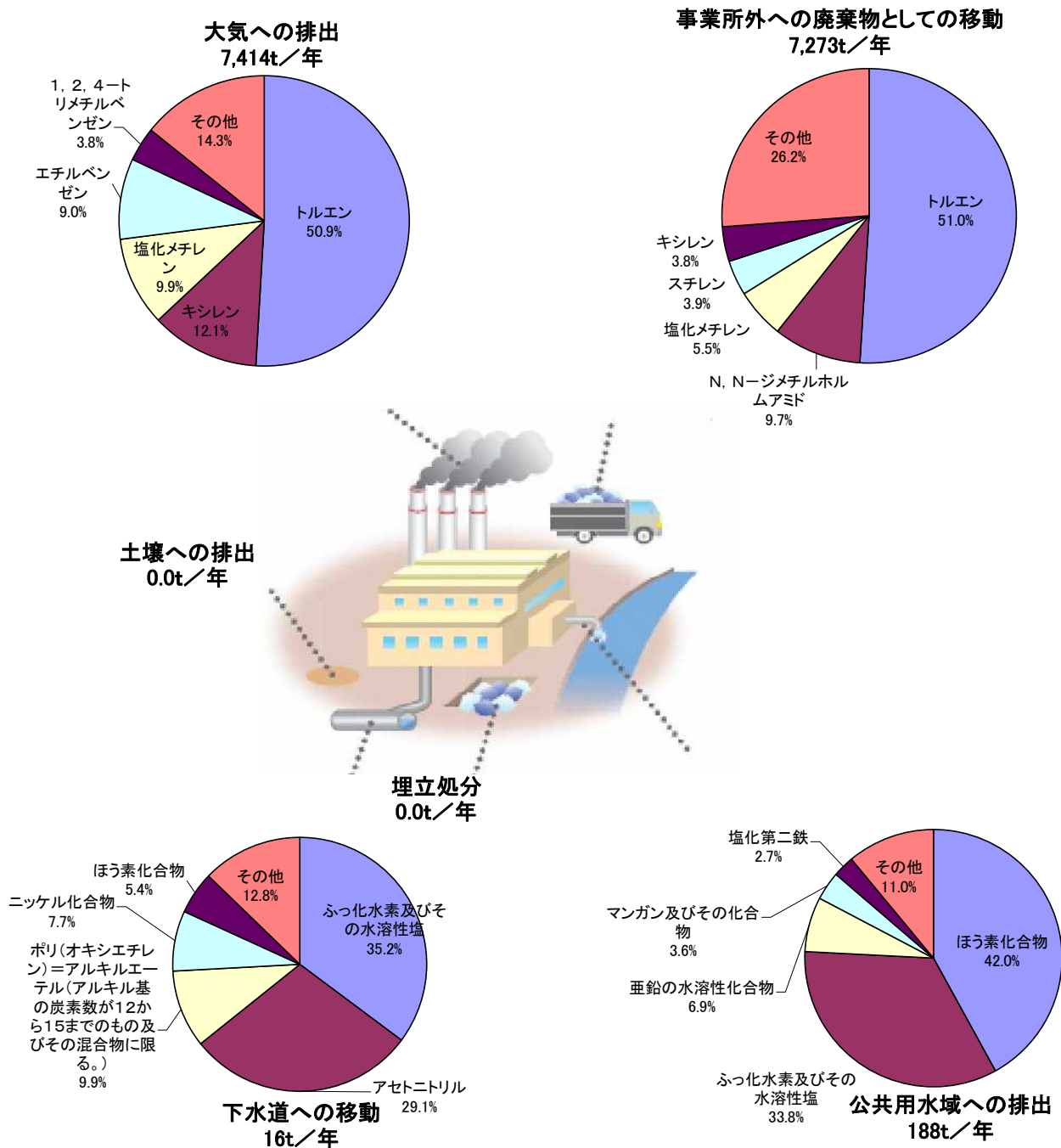
全市区町のダイオキシン類の総排出量・移動量の合計は40,605mg-TEQでした。総排出量の9,992mg-TEQに対し、総移動量は30,613mg-TEQで、総排出量・移動量の75%を占めていました。

なお、市区町別ダイオキシン類の総排出量・移動量は、付表④に掲載しました。

6) 媒体別の排出量・移動量

媒体別の排出量・移動量では、大気への排出量が総排出量・移動量の49.8%を占め、次いで事業所外への廃棄物としての移動48.8%、公共用水域への排出1.3%で、下水道への移動は0.1%、土壌への排出と埋立処分は0.1%未満でした。

図15 各媒体別の排出量・移動量の多い化学物質とその割合



注) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

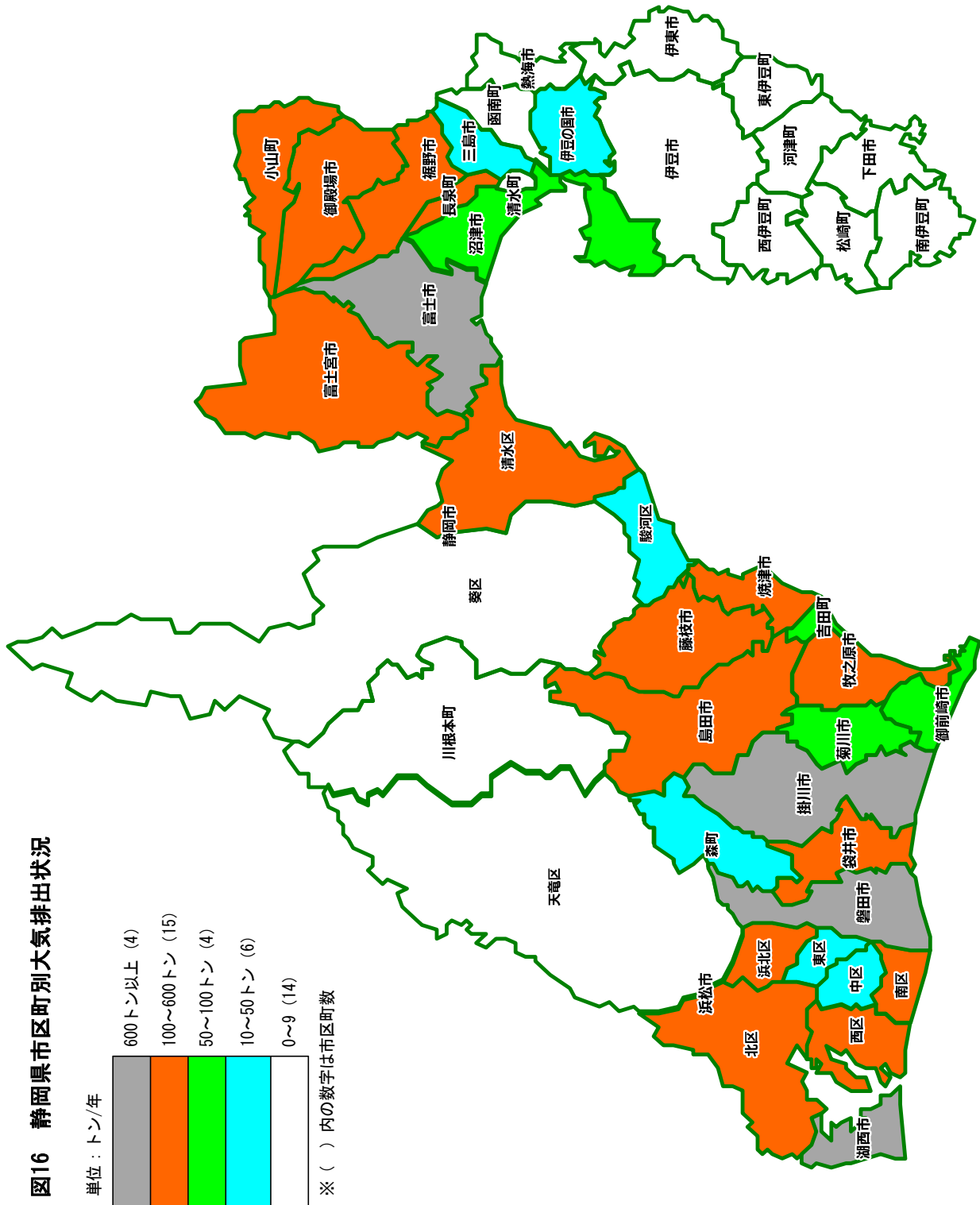
ア 大気への排出量

(ア) 市区町別の大気への排出量

大気への排出量は7,414トンで、総排出量7,602トンの97.5%を占めていました。

令和2年度と比較すると418トン増加しました。

市区町別の大気排出状況は、下図のとおりです。（令和3年4月1日現在の市区町）



(イ) 大気への排出量の多い化学物質

大気への排出量の最も多い化学物質はトルエンで、次いでキシレン、塩化メチレンであり、例年と類似した傾向でした。

表14 大気への排出量の多い化学物質

(単位：トン/年)

順位	静岡県			全国		
	対象物質名	排出量		対象物質名	排出量	
		令和2年度	令和3年度		令和2年度	令和3年度
1	トルエン	3,415	3,775	トルエン	41,802	43,016
2	キシレン	834	897	キシレン	21,066	20,031
3	塩化メチレン	710	737	エチルベンゼン	13,591	13,601
4	エチルベンゼン	623	666	ノルマルーヘキサン	8,767	8,710
5	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	308	283	塩化メチレン	8,292	8,368
6	ノルマルーヘキサン	239	245	二硫化炭素	3,183	2,968
7	1-ブロモプロパン	222	207	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	2,597	2,521
8	スチレン	130	125	トリクロロエチレン	2,105	2,188
9	N, N-ジメチルホルムアミド	158	116	スチレン	1,712	1,432
10	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	90	80	N, N-ジメチルホルムアミド	1,370	1,409

※順位は令和3年度による

また、トルエン、キシレン、塩化メチレンの大気排出量が多い上位市区町は下表のとおりでした。

表15 トルエン、キシレン、塩化メチレンの大気への排出量の多い市区町

<令和3年度>

(単位：トン/年)

順位	トルエン		キシレン		塩化メチレン	
1	富士市	1,067	磐田市	217	浜松市北区	209
2	袋井市	549	湖西市	175	富士宮市	129
3	掛川市	404	掛川市	122	藤枝市	93
4	磐田市	304	浜松市浜北区	50	榛原郡吉田町	23
5	富士宮市	234	浜松市西区	38	裾野市	59

<令和2年度>

(単位：トン/年)

順位	トルエン		キシレン		塩化メチレン	
1	富士市	1,027	湖西市	195	浜松市北区	184
2	掛川市	374	磐田市	191	富士宮市	118
3	袋井市	366	掛川市	91	藤枝市	89
4	磐田市	273	牧之原市	43	裾野市	64
5	富士宮市	213	浜松市浜北区	39	榛原郡吉田町	22

イ 公共用水域への排出量

(ア) 河川・水域別排出量

公共用水域への排出量は188トンで、総排出量7,602トンの2.5%を占めていました。

令和2年度と比較すると19トン増加しました。

各河川・水域別の排出状況は、下図のとおりです。

なお、P R T R届出の公共用水域(河川、湖沼、海域)の名称については、参考資料④に掲載しました。

※下図の丸の中の数値は、上側が順位、下側が排出量を示す。

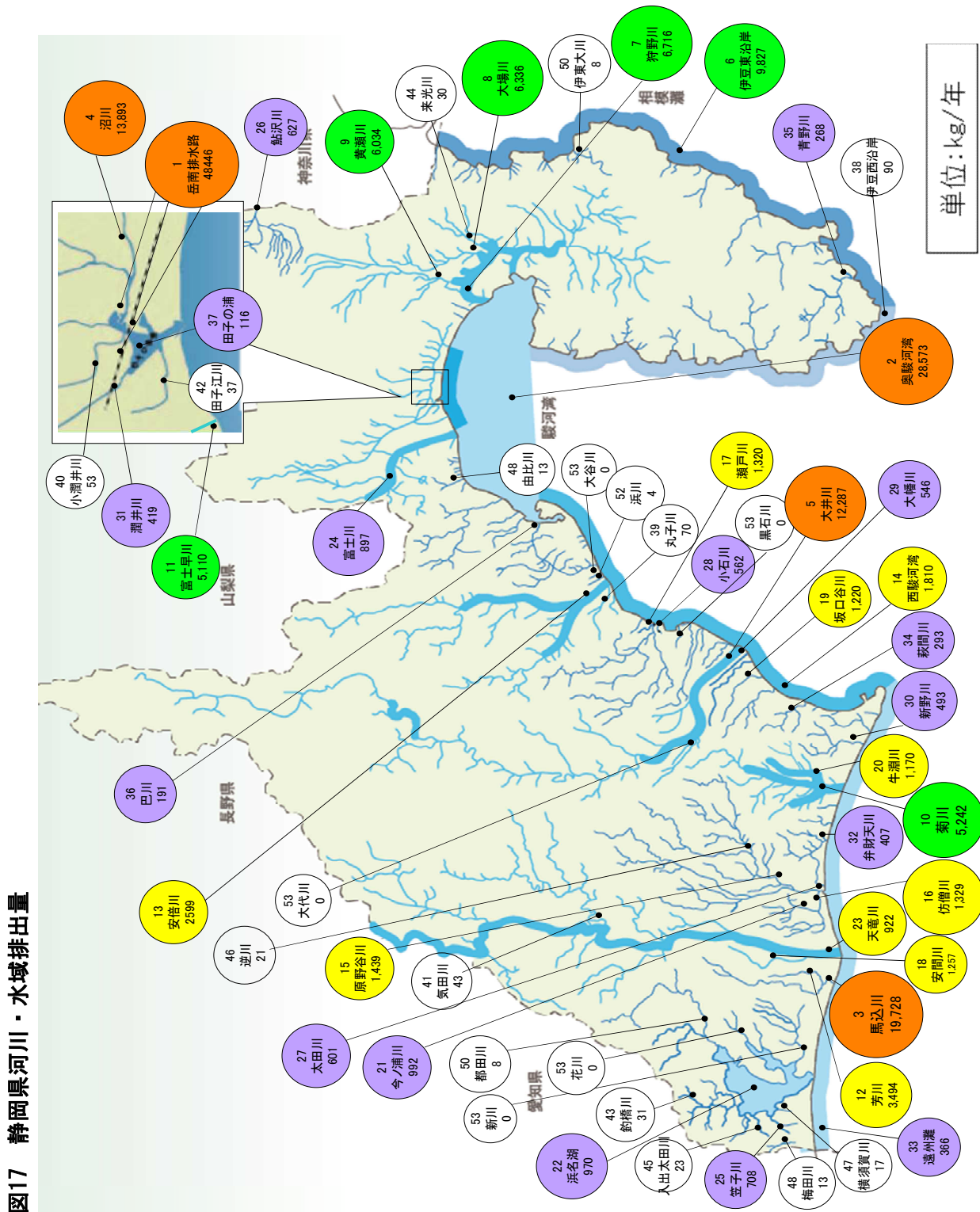


図17 静岡県河川・水域排出量

(イ) 公共用水域への排出量の多い化学物質

公共用水域への排出量の最も多い化学物質は、ほう素化合物で、次いで、ふっ化水素及びその水溶性塩、亜鉛の水溶性化合物の順でした。

表16 公共用水域への排出量の多い化学物質(静岡県)

(単位：トン/年)

順位	対象物質名	排出量	
		令和2年度	令和3年度
1	ほう素化合物	70	79
2	ふっ化水素及びその水溶性塩	55	64
3	亜鉛の水溶性化合物	13	13
4	マンガン及びその化合物	6	7
5	塩化第二鉄	5	5

※ 順位は令和3年度による

参考

全国の状況

表17 公共用水域への排出量の多い化学物質(全国)

(単位：トン/年)

順位	対象物質名	排出量	
		令和2年度	令和3年度
1	ほう素化合物	2,303	2,351
2	ふっ化水素及びその水溶性塩	1,886	1,859
3	亜鉛の水溶性化合物	593	627
4	マンガン及びその化合物	548	584
5	チオ尿素	141	254

※ 順位は令和3年度による

ウ 事業所外への廃棄物としての移動量

(ア) 事業所外への移動量

事業所外への廃棄物としての移動量の総量は7,273トンで、総移動量7,289トンの99.7%を占めていました。なお、移動量が最も多い都道府県は愛知県で、次いで大阪府でした。静岡県は全国で12番目でした。

(イ) 事業所外への移動量の多い化学物質

事業所外への廃棄物としての移動量の最も多い化学物質はトルエンで、次いで、N, N-ジメチルホルムアミド、塩化メチレンでした。

表18 事業所外への廃棄物としての移動量の多い化学物質(静岡県)

(単位：トン/年)

順位	対象物質名	事業所の外への移動量	
		令和2年度	令和3年度
1	トルエン	3,052	3,710
2	N, N-ジメチルホルムアミド	581	702
3	塩化メチレン	379	397
4	スチレン	282	282
5	キシレン	258	277

※順位は令和3年度による

参考

全国の状況

表19 事業所外への廃棄物としての移動量の多い化学物質(全国)

(単位：トン/年)

順位	対象物質名	事業所の外への移動量	
		令和2年度	令和3年度
1	マンガン及びその化合物	54,306	65,718
2	トルエン	44,171	46,284
3	クロム及び三価クロム化合物	19,376	26,326
4	N, N-ジメチルホルムアミド	8,852	8,636
5	塩化第二鉄	8,684	8,072

※順位は令和3年度による

(2) 届出外排出量の推計値

1) 総届出外排出量の推計値

自動車等の移動体や家庭等の届出外排出源からの排出量(総届出外排出量)の推計値は、5,988トン(全国比3.2%)でした。都道府県で比較すると東京都、愛知県、北海道の順に多く、静岡県は全国で10番目でした。

なお、都道府県別総排出量(届出排出量・届出外排出量)は、付表⑤に掲載しました。

表20 静岡県及び全国の届出外排出量の推計値

静岡県(トン/年)		〈参考〉全国(トン/年)	
届出外排出量	5,988 (3.2%: 10位)	届出外排出量	187,676
すそ切り	1,431 (3.6%: 8位)	すそ切り	39,846
非対象業種	1,515 (2.5%: 13位)	非対象業種	61,289
移動体	1,720 (3.2%: 11位)	移動体	54,358
家庭	1,322 (4.1%: 4位)	家庭	32,183

()内の数値は、全国比及び全国順位を示した。

参考 全国の場合

図18 届出外排出量の排出源の割合(静岡県)

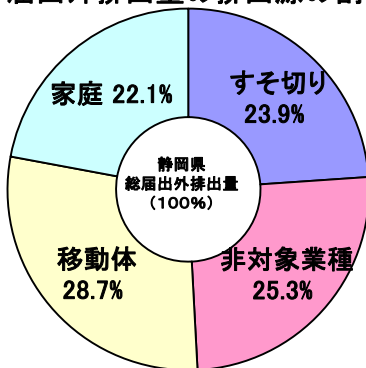
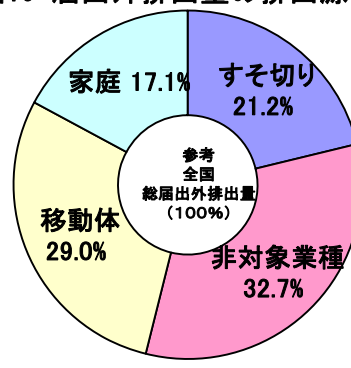


図19 届出外排出量の排出源の割合(全国)



※推計した届出外排出量の排出源

注)グラフ中の数字は総届出外排出量に占める割合

すそ切り	対象業種(全製造業等24業種)を営む事業者で、第一種指定化学物質の取扱量が少ない又は従業員数が21人未満で、すそ切り以下の事業者からの排出量の推計値
非対象業種	建設業や農業等、届出非対象業種からの排出量の推計値
移動体	自動車や船舶等、移動体からの排出量の推計値
家庭	家庭からの排出量の推計値

注)四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

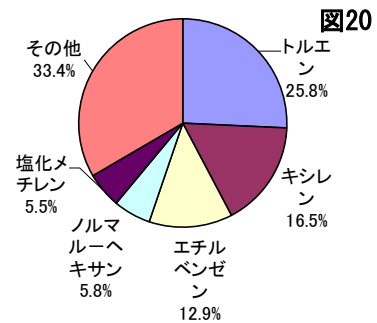
2) 各排出源ごとの排出量の多い化学物質

ア 「すそ切り」

上位物質であるトルエン、キシレンは、油性塗料や接着剤の溶剤、合成原料等に用いられています。

表 21 (単位: トン/年)

順位	対象化学物質名	排出量
1	トルエン	368
2	キシレン	237
3	エチルベンゼン	185
4	ノルマルヘキサン	83
5	塩化メチレン	79
	その他	478

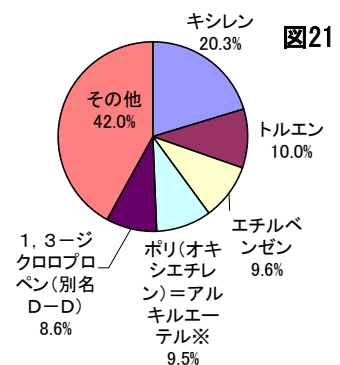


イ 「非対象業種」

上位物質であるキシレン、トルエンは、油性塗料や接着剤の溶剤、合成原料等に用いられています。

表 22 (単位: トン/年)

順位	対象化学物質名	排出量
1	キシレン	308
2	トルエン	152
3	エチルベンゼン	145
4	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル※	143
5	1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	131
	その他	636



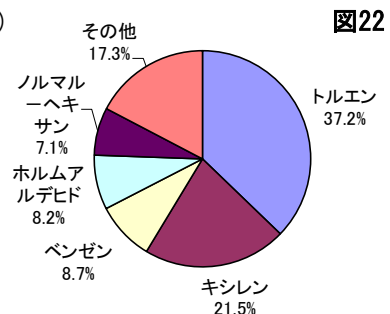
※ アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。

ウ 「移動体」

移動体からの排出量については、車の排気ガス等に含まれるトルエン、キシレン、ベンゼンが上位となっています。

表 23 (単位: トン/年)

順位	対象化学物質名	排出量
1	トルエン	639
2	キシレン	370
3	ベンゼン	150
4	ホルムアルデヒド	140
5	ノルマルヘキサン	123
	その他	298

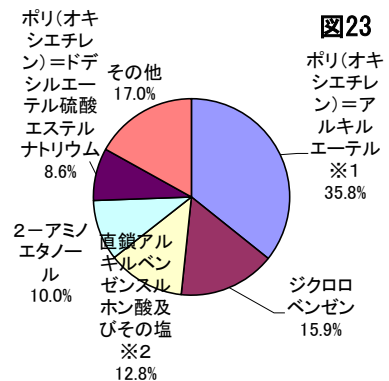


エ 「家庭」

上位物質であるポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテルは台所用洗剤、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩は洗濯用洗剤、ジクロロベンゼンは衣類の防虫剤等に用いられています。

表 24 (単位: トン/年)

順位	対象化学物質名	排出量
1	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル※1	473
2	ジクロロベンゼン	210
3	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩※2	169
4	2-アミノエタノール	132
5	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	114
	その他	224



※1 アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。

※2 アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。

注) グラフ中の数字は各排出源ごとに占める割合

(3) 届出外排出量の推計値と届出排出量の合計

1) 届出外排出量の推計値と届出排出量の合計

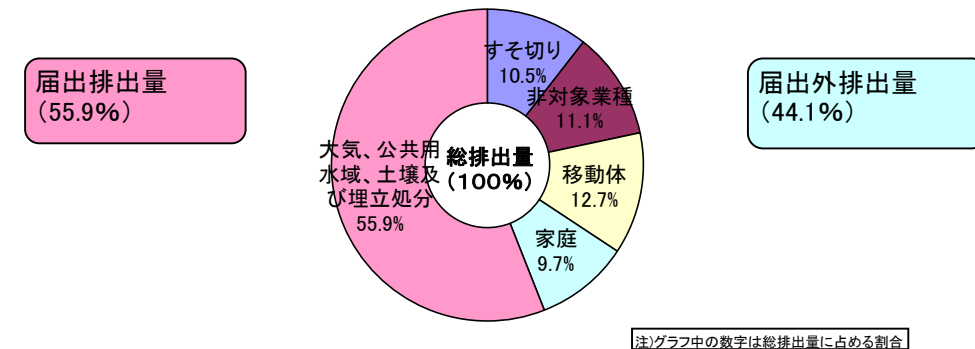
届出外排出量の推計値と届出排出量の合計は、13,590トン(全国比4.3%)で、届出外排出量は総排出量の44.1%を占めました。

なお、都道府県で比較すると愛知県に次いで全国で2番目に多い量でした。

表25 届出外排出量の推計値と届出排出量の合計(静岡県) (単位:トン/年)

		令和2年度	令和3年度
総排出量		13,525 (100%)	13,590 (100%)
届出外排出量	すそ切り	1,354 (10.0%)	1,431 (10.5%)
	非対象業種	1,845 (13.6%)	1,515 (11.1%)
	移動体	1,724 (12.7%)	1,720 (12.7%)
	家庭	1,447 (10.7%)	1,322 (9.7%)
	小計	6,369 (47.1%)	5,988 (44.1%)
届出排出量	大気、公共用水域、土壌及び埋立処分	7,165 (53.0%)	7,602 (55.9%)

図24



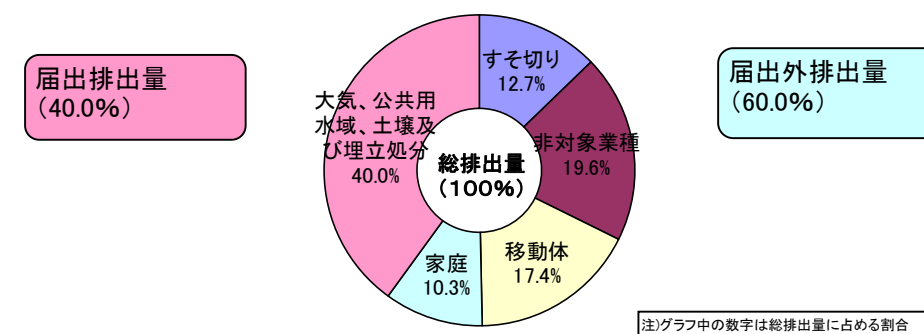
参考

全国の状況

表26 届出外排出量の推計値と届出排出量の合計(全国) (単位:千トン/年)

		令和2年度	令和3年度
総排出量		318 (100%)	313 (100%)
届出外排出量	すそ切り	38 (12.0%)	40 (12.7%)
	非対象業種	65 (20.6%)	61 (19.6%)
	移動体	55 (17.2%)	54 (17.4%)
	家庭	35 (11.1%)	32 (10.3%)
	小計	194 (60.9%)	188 (60.0%)
届出排出量	大気、公共用水域、土壌及び埋立処分	125 (39.2%)	125 (40.0%)

図25 届出外排出量と届出排出量の割合



注) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

2) 届出外排出量の推計値と届出排出量の合計が多い化学物質

届出外排出量の推計値と届出排出量の合計で排出量が最も多い化学物質はトルエンで、次いで、キシレン、エチルベンゼンでした。

表27 届出外排出量の推計値と届出排出量の合計が多い化学物質(静岡県)

(単位:トン/年)

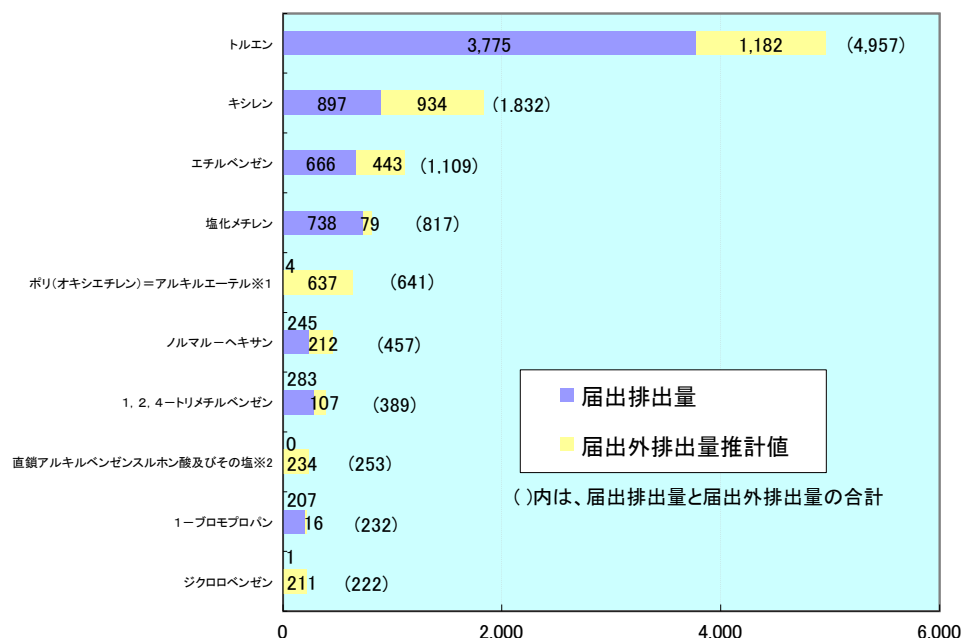
順位	対象化学物質名	届出排出量	届出外排出量推計値	排出量合計
1	トルエン	3,775	1,182	4,957
2	キシレン	897	934	1,832
3	エチルベンゼン	666	443	1,109
4	塩化メチレン	738	79	817
5	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル※1	4	637	641
6	ノルマル－ヘキサン	245	212	457
7	1, 2, 4－トリメチルベンゼン	283	107	389
8	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩※2	0	234	234
9	1－ブロモプロパン	207	16	223
10	ジクロロベンゼン	1	211	212

※1 アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。

※2 アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。

図 26 届出外排出量の推計値と届出排出量の合計が多い化学物質(静岡県)

単位:トン/年



注) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

表28 届出外排出量の推計値と届出排出量の合計が多い化学物質(全国)

(単位:トン/年)

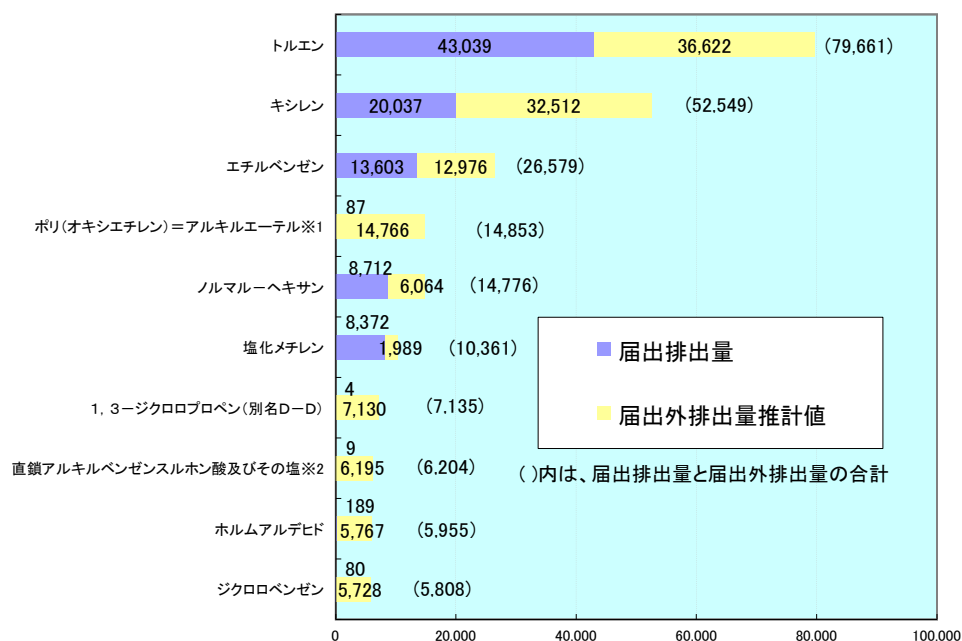
順位	対象化学物質名	届出排出量	届出外排出量推計値	排出量合計
1	トルエン	43,039	36,622	79,661
2	キシレン	20,037	32,512	52,549
3	エチルベンゼン	13,603	12,976	26,579
4	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル ^{※1}	87	14,766	14,853
5	ノルマルーヘキサン	8,712	6,064	14,776
6	塩化メチレン	8,372	1,989	10,361
7	1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	4	7,130	7,135
8	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 ^{※2}	9	6,195	6,204
9	ホルムアルデヒド	189	5,767	5,955
10	ジクロロベンゼン	80	5,728	5,808

※1 アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。

※2 アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。

図 27 届出外排出量の推計値と届出排出量の合計が多い化学物質(全国)

単位:トン/年



注) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

参考資料①第一種指定化学物質リスト
(平成20(2008)年改正、令和3(2021)年改正)

- ★マークが付いているものは、特定第一種指定化学物質です。
 ▲マークが付いているものは、2021(R3)改正で削除された化学物質です。
 ○マークが付いているものは、2021(R3)改正で第二種指定化学物質から第一種指定化学物質に変更となった化学物質です。
 □マークが付いているものは、2021(R3)改正で第一種指定化学物質から第二種指定化学物質に変更となった化学物質です。

第一種指定化学物質リスト					
2021(R3)改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
1-001	亜鉛の水溶性化合物	1-001	亜鉛の水溶性化合物	1	
1-002	亜鉛=ビス(2-メチルプロパ-2-エノアート)			563	13189-00-9
1-003	アクリルアミド	1-002	アクリルアミド	2	79-06-1
1-004	アクリル酸エチル	1-003	アクリル酸エチル	3	140-88-5
1-005	アクリル酸2-エチルヘキシル			564	103-11-7
1-006	アクリル酸及びその水溶性塩	1-004	アクリル酸及びその水溶性塩	4	
1-007	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	1-005	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	5	2439-35-2
□2-001	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	□1-006	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	6	818-61-1
1-008	アクリル酸重合体			565	
1-009	アクリル酸ブチル	1-007	アクリル酸ノルマルブチル	7	141-32-2
1-010	アクリル酸メチル	1-008	アクリル酸メチル	8	96-33-3
1-011	アクリロニトリル	1-009	アクリロニトリル	9	107-13-1
1-012	アクロレイン	1-010	アクロレイン	10	107-02-8
		▲1-011	アジ化ナトリウム	11	26628-22-8
1-013	アジピン酸、(N-(2-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン又はN,N'-ビス(2-アミノエチル)エタン-1,2-ジアミン)と2-(クロロメチル)オキシランの重縮合物			566	25212-19-5
1-014	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル			567	103-23-1
1-015	アセチルアセトン			568	123-54-6
1-016	1-アセチル-1,2,3,4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン(別名:ピリフルキナゾン)			569	337458-27-2
★1-017	アセトアルデヒド	1-012	アセトアルデヒド	12	75-07-0
		▲1-013	アセトニトリル	13	75-05-8
1-018	アセトンシアノヒドリン	1-014	アセトンシアノヒドリン	14	75-86-5
1-019	アセナフテン	1-015	アセナフテン	15	83-32-9
		▲1-016	2,2'-アゾビスイソプロチロニトリル	16	78-67-1
		▲1-017	オルト-アニシジン	17	90-04-0
1-020	アニリン	1-018	アニリン	18	62-53-3
□2-003	1-アミノ-9,10-アントラキノン	□1-019	1-アミノ-9,10-アントラキノン	19	82-45-1
1-021	2-アミノエタノール	1-020	2-アミノエタノール	20	141-43-5
1-022	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3(2H)-オン(別名:クロリダジン)	1-021	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3(2H)-オン(別名:クロリダジン)	21	1698-60-8
1-023	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール(別名:フィプロニル)	1-022	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール(別名:フィプロニル)	22	120068-37-3
1-024	オルト-アミノフェノール			570	95-55-6

第一種指定化学物質リスト

2021(R3)改正政令番号	2021(R3)改正物質名	2008(H20)改正政令番号	2008(H20)改正物質名	管理番号	CAS登録番号
1-025	パラ-アミノフェノール	1-023	パラ-アミノフェノール	23	123-30-8
		▲1-024	メタ-アミノフェノール	24	591-27-5
1-026	4-アミノ-6-ターシャリ-ブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン(別名:メトリブジン)	1-025	4-アミノ-6-ターシャリ-ブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン(別名:メトリブジン)	25	21087-64-9
		▲1-026	3-アミノ-1-プロペン	26	107-11-9
1-027	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン(別名:メタミロン)	1-027	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン(別名:メタミロン)	27	41394-05-2
1-028	アリルアルコール	1-028	アリルアルコール	28	107-18-6
1-029	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	1-029	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	29	106-92-3
1-030	3-アリルオキシ-1, 2-ベンゾイソチアゾール-1, 1-ジオキソ(別名:プロベナゾール)			571	27605-76-1
○1-031	4-アリル-1, 2-ジメキシベンゼン	○2-006	4-アリル-1, 2-ジメキシベンゼン	468	93-15-2
1-032	アリル=ヘキサノアート			572	123-68-2
1-033	アリル=ヘプタノアート			573	142-19-8
1-034	アルカノール(炭素数が10のものに限る。)(別名:デカノール)	1-257	デシルアルコール(別名:デカノール) 【名称変更】	257	112-30-1, 1120-06-5, 1565-81-7, 2051-31-2, 5205-34-5, 25339-17-7, 36729-58-5
1-035	[(3-アルカンアミドプロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)及び(Z)-[[3-(オクタデカ-9-エンアミド)プロピル](ジメチル)アンモニオ]アセタート並びにこれらの混合物			574	
1-036	(3-アルカンアミドプロピル)(メチル)[2-(アルカノイルオキシ)エチル]アンモニウム=クロリド(アルカン及びアルカノイルの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカン及び当該アルカノイルのそれぞれの炭素数が14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)			575	
1-037	アルカン-1-アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミン及び(9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン並びにこれらの混合物			576	
1-038	アルカン-1-アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)のオキシラン重付加物、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミンのオキシラン重付加物及び(9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミンのオキシラン重付加物の混合物			577	61791-26-2

第一種指定化学物質リスト

2021(R3)改正政令番号	2021(R3)改正物質名	2008(H20)改正政令番号	2008(H20)改正物質名	管理番号	CAS登録番号
1-039	アルファーアルキル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)(アルキル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)及びアルファーアルケニル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)(アルケニル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)並びにこれらの混合物			578	
1-040	アルファーアルキル-オメガ-ヒドロキシポリ[オキシエタン-1, 2-ジイル/オキシ(メチルエタン-1, 2-ジイル)](アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が9から11までのものの混合物(当該アルキル基の炭素数が10のものを主成分とするものに限る。)に限る。)			579	154518-36-2
1-041	アルファーアルキル-オメガ-ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(アルキル基の炭素数が9から11までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)			580	
1-042	アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)	1-320	ノニルフェノール【名称変更】	320	25154-52-3
1-043	パラ-アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が8のものに限る。)	1-074	パラ-オクチルフェノール【名称変更】	74	1806-26-4
1-044	アルキル(ベンジル)(ジメチル)アンモニウム塩(アルキル基の炭素数が12から16までのもの及びその混合物に限る。)			581	
1-045	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	1-030	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	30	
1-046	アルミニウム=トリス(エチル=ホスホナート)(別名:ホセチル又はホセチルアルミニウム)			582	39148-24-8
1-047	安息香酸ベンジル			583	120-51-4
1-048	アンチモン及びその化合物	1-031	アンチモン及びその化合物	31	
1-049	アントラセン	1-032	アントラセン	32	120-12-7
1-050	アントラセン-9, 10-ジオン(別名:アントラキノ)			584	84-65-1
★1-051	石綿	★1-033	石綿	33	1332-21-4
1-052	アルファー-(イソシアナトベンジル)-オメガ-(イソシアナトフェニル)ポリ[(イソシアナトフェニレン)メチレン]			585	9016-87-9
1-053	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	1-034	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	34	4098-71-9
		▲1-035	イソブチルアルデヒド	35	78-84-2
1-054	イソプレン	1-036	イソプレン	36	78-79-5
1-055	4, 4'-イソプロピリデンジフェノール(別名:ビスフェノールA)	1-037	4, 4'-イソプロピリデンジフェノール(別名:ビスフェノールA)	37	80-05-7
		▲1-038	2, 2'-[イソプロピリデンビス[(2, 6-ジブromo-4, 1-フェニレン)オキシ]]ジエタノール	38	4162-45-2
		▲1-039	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名:フェナミホス)	39	22224-92-6

第一種指定化学物質リスト

2021(R3)改正政令番号	2021(R3)改正物質名	2008(H20)改正政令番号	2008(H20)改正物質名	管理番号	CAS登録番号
1-056	イソプロピル=3-クロロカルバニラート(別名:クロロプロファミン又はIPC)			586	101-21-3
1-057	3-(4-イソプロピルフェニル)-2-メチルプロパナール			587	103-95-7
1-058	4-イソプロピル-3-メチルフェノール			588	3228-02-2
1-059	イソプロピル=2-(4-メトキシビフェニル-3-イル)ヒドラジノホルマート(別名:ビフェナゼート)	1-040	イソプロピル=2-(4-メトキシビフェニル-3-イル)ヒドラジノホルマート(別名:ビフェナゼート)	40	149877-41-8
1-060	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド(別名:フルトラニル)	1-041	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド(別名:フルトラニル)	41	66332-96-5
□2-006	2-イミダゾリジンチオン	□1-042	2-イミダゾリジンチオン	42	96-45-7
□2-007	1, 1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン(別名:イミノクタジン)	□1-043	1, 1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン(別名:イミノクタジン)	43	13516-27-3
1-061	1, 1'-(イミノジオクタメチレン)ジグアニジン=トリアセート(別名:イミノクタジン酢酸塩)			589	57520-17-9
1-062	インジウム及びその化合物	1-044	インジウム及びその化合物	44	
		▲1-045	エタンチオール	45	75-08-1
1-063	エチリデンノルボルネン			590	16219-75-3
1-064	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名:キザロホップエチル)	1-046	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名:キザロホップエチル)	46	76578-14-8
1-065	エチルシクロヘキサン			591	1678-91-7
1-066	5-エチル-5, 8-ジヒドロ-8-オキソ-[1, 3]ジオキソロ[4, 5-g]キノリン-7-カルボン酸(別名:オキソリニック酸)			592	14698-29-4
1-067	N-エチル-N, N-ジメチルテトラデカン-1-アミニウムの塩			593	
1-068	O-エチル=O-(6-ニトロ-メタートリル)=セカンダリーブチルホスホルアミドチオアート(別名:ブタミホス)	1-047	O-エチル=O-(6-ニトロ-メタートリル)=セカンダリーブチルホスホルアミドチオアート(別名:ブタミホス)	47	36335-67-8
1-069	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホチオアート(別名:EPN)	1-048	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホチオアート(別名:EPN)	48	2104-64-5
1-070	N-(1-エチルプロピル)-2, 6-ジニトロ-3, 4-キシリジン(別名:ペンディメタリン)	1-049	N-(1-エチルプロピル)-2, 6-ジニトロ-3, 4-キシリジン(別名:ペンディメタリン)	49	40487-42-1
1-071	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート(別名:モリネート)	1-050	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート(別名:モリネート)	50	2212-67-1
		▲1-051	2-エチルヘキサン酸	51	149-57-5
1-072	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノ)オキシカルボニル]アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名:アラニカルブ)	1-052	エチル=(Z)-3-(N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノ)オキシカルボニル]アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名:アラニカルブ)	52	83130-01-2
1-073	エチルベンゼン	1-053	エチルベンゼン	53	100-41-4
1-074	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアゾリジン)ホスホチオアート(別名:ホスチアゼート)	1-054	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアゾリジン)ホスホチオアート(別名:ホスチアゼート)	54	98886-44-3
		▲1-055	エチレンイミン	55	151-56-4
★1-075	エチレンオキシド	★1-056	エチレンオキシド	56	75-21-8
1-076	エチレングリコールモノエチルエーテル	1-057	エチレングリコールモノエチルエーテル	57	110-80-5
1-077	エチレングリコールモノブチルエーテル(別名:ブチルセロソルブ)			594	111-76-2
1-078	エチレングリコールモノメチルエーテル	1-058	エチレングリコールモノメチルエーテル	58	109-86-4

第一種指定化学物質リスト

2021(R3)改正政令番号	2021(R3)改正物質名	2008(H20)改正政令番号	2008(H20)改正物質名	管理番号	CAS登録番号
1-079	エチレンジアミン	1-059	エチレンジアミン	59	107-15-3
1-080	エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩	▲1-060	エチレンジアミン四酢酸	60 595	60-00-4 60-00-4
1-081	N, N' -エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン(別名:マンネブ)	1-061	N, N' -エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン(別名:マンネブ)	61	12427-38-2
1-082	N, N' -エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN, N' -エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名:マンコゼブ又はマンゼブ)	1-062	N, N' -エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN, N' -エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名:マンコゼブ又はマンゼブ)	62	8018-01-7
1-083	1, 1' -エチレン-2, 2' -ビピリジニウム=ジプロミド(別名:ジクアトジプロミド又はジクワット)	1-063	1, 1' -エチレン-2, 2' -ビピリジニウム=ジプロミド(別名:ジクアトジプロミド又はジクワット)	63	85-00-7
1-084	(4-エトキシフェニル)[3-(4-フルオロ-3-フェノキシフェニル)プロピル]ジメチルシラン(別名:シラフルオフェン)			596	105024-66-6
1-085	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル(別名:エトフェンプロックス)	1-064	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル(別名:エトフェンプロックス)	64	80844-07-1
1-086	エピクロロヒドリン	1-065	エピクロロヒドリン	65	106-89-8
1-087	1, 2-エポキシブタン	1-066	1, 2-エポキシブタン	66	106-88-7
□2-010	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	□1-067	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	67	556-52-5
1-088	1, 2-エポキシプロパン(別名:酸化プロピレン)	1-068	1, 2-エポキシプロパン(別名:酸化プロピレン)	68	75-56-9
		▲1-069	2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	69	122-60-1
□2-012	エマメクチン安息香酸塩(別名:エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物)	□1-070	エマメクチン安息香酸塩(別名:エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物)	70	155569-91-8
		▲1-071	塩化第二鉄	71	7705-08-0
1-089	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)	1-072	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)	72	85535-84-8
1-090	塩化直鎖パラフィン(炭素数が14から17までのもの及びその混合物に限る。)			597	
1-091	塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩			598	7790-93-4
1-092	オキサシクロヘキサデカン-2-オン			599	106-02-5
○1-093	4, 4' -オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド	○2-015	4, 4' -オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド	477	80-51-3
1-094	1-オクタノール	1-073	1-オクタノール	73	111-87-5
1-095	オクタプロモジフェニルエーテル			600	32536-52-0
1-096	オクタメチルシクロテトラシロキサン			601	556-67-2
1-097	過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及びリチウム塩			602	
1-098	過酢酸			603	79-21-0
1-043(再掲)	パラ-アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が8のものに限る。)	1-074(再掲)	パラ-オクチルフェノール【名称変更】	74	1806-26-4
★1-099	カドミウム及びその化合物	★1-075	カドミウム及びその化合物	75	
		▲1-076	イブシロン-カプロラクタム	76	105-60-2
		▲1-077	カルシウムシアナミド	77	156-62-7
1-100	カリウム=ジエチルジチオカルバマー			604	3699-30-7
1-101	2, 4-キシレノール	1-078	2, 4-キシレノール	78	105-67-9
1-102	2, 6-キシレノール	1-079	2, 6-キシレノール	79	576-26-1
1-103	キシレン	1-080	キシレン	80	1330-20-7
1-104	キノリン	1-081	キノリン	81	91-22-5
1-105	銀及びその水溶性化合物	1-082	銀及びその水溶性化合物	82	
1-106	クメン	1-083	クメン	83	98-82-8

第一種指定化学物質リスト

2021(R3)改正政令番号	2021(R3)改正物質名	2008(H20)改正政令番号	2008(H20)改正物質名	管理番号	CAS登録番号
1-107	グリオキサール	1-084	グリオキサール	84	107-22-2
1-108	グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナトリウム塩			605	
1-109	グルタルアルデヒド	1-085	グルタルアルデヒド	85	111-30-8
1-110	クレゾール	1-086	クレゾール	86	1319-77-3
1-111	クロム及び三価クロム化合物	1-087	クロム及び三価クロム化合物	87	
★1-112	六価クロム化合物	★1-088	六価クロム化合物	88	
1-113	クロロアニリン	1-089	クロロアニリン	89	95-51-2, 106-47-8, 108-42-9, 27134-26-5
1-114	1-(2-クロロイミダゾ[1,2-a]ピリジン-3-イルスルホニル)-3-(4,6-ジメチルピリミジン-2-イル)尿素(別名:イマゾスルフロ)			606	122548-33-8
1-115	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン(別名:アトラジン)	1-090	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン(別名:アトラジン)	90	1912-24-9
1-116	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル(別名:シアナジン)	1-091	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル(別名:シアナジン)	91	21725-46-2
1-117	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド(別名:トルフェンピラド)	1-092	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド(別名:トルフェンピラド)	92	129558-76-5
1-118	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド(別名:メトラクロール)	1-093	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド(別名:メトラクロール)	93	51218-45-2
1-119	2-クロロ-2'-エチル-N-[(1S)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリド及び2-クロロ-2'-エチル-N-[(1R)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリドの混合物(2-クロロ-2'-エチル-N-[(1S)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリドの含有率が80重量パーセント以上のものに限る。)(別名:S-メトラクロール)			607	87392-12-9, 178961-20-1*16
★1-120	クロロエチレン(別名:塩化ビニル)	★1-094	クロロエチレン(別名:塩化ビニル)	94	75-01-4
1-121	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-アルファ,アルファ,アルファ-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-パラトルイジン(別名:フルアジナム)	1-095	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-アルファ,アルファ,アルファ-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-パラトルイジン(別名:フルアジナム)	95	79622-59-6
1-122	1-[[2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキサラン-2-イル]メチル]-1H-1,2,4-トリアゾール(別名:ジフェノコナゾール)	1-096	1-[[2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキサラン-2-イル]メチル]-1H-1,2,4-トリアゾール(別名:ジフェノコナゾール)	96	119446-68-3
		▲1-097	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン	97	611-19-8
1-123	クロロ酢酸	1-098	クロロ酢酸	98	79-11-8
		▲1-099	クロロ酢酸エチル	99	105-39-5
1-124	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド(別名:プレチラクロール)	1-100	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド(別名:プレチラクロール)	100	51218-49-6
1-125	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メキシメチル)アセトアニリド(別名:アラクロール)	1-101	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メキシメチル)アセトアニリド(別名:アラクロール)	101	15972-60-8

第一種指定化学物質リスト

2021(R3)改正政令番号	2021(R3)改正物質名	2008(H20)改正政令番号	2008(H20)改正物質名	管理番号	CAS登録番号
		▲1-102	1-クロロ-2, 4-ジニトロベンゼン	102	97-00-7
1-126	3-(4-クロロ-5-シクロペンチルオキシ-2-フルオロフェニル)-5-イソプロピリデン-1, 3-オキサゾリジン-2, 4-ジオン(別名:ペントキサゾン)			608	110956-75-7
1-127	5-クロロ-2-(2, 4-ジクロロフェノキシ)フェノール(別名:トリクロサン)			609	3380-34-5
1-128	(RS)-5-クロロ-N-(1, 3-ジヒドロ-1, 1, 3-トリメチルイソベンゾフラン-4-イル)-1, 3-ジメチル-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド(別名:フラメピル)			610	123572-88-3
1-129	1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン(別名:HCFC-142b)	1-103	1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン(別名:HCFC-142b)	103	75-68-3
1-130	クロロジフルオロメタン(別名:HCFC-22)	1-104	クロロジフルオロメタン(別名:HCFC-22)	104	75-45-6
1-131	3'-クロロ-4, 4'-ジメチル-1, 2, 3-チアジアゾール-5-カルボキサニリド(別名:チアジニル)			611	223580-51-6
1-132	(RS)-2-クロロ-N-(2, 4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド(別名:ジメテナミド)			612	87674-68-8
1-133	(S)-2-クロロ-N-(2, 4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド(別名:ジメテナミドP)			613	163515-14-8
1-134	3-クロロ-N-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イルカルバモイル)-1-メチル-4-(5-メチル-5, 6-ジヒドロ-1, 4, 2-ジオキサジン-3-イル)ピラゾール-5-スルホンアミド(別名:メタゾスルフロ)			614	868680-84-6
1-135	3-(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル)-5-メチル-N-ニトロ-1, 3, 5-オキサジアジナン-4-イミン(別名:チアメトキサム)			615	153719-23-4
1-136	(E)-1-(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル)-3-メチル-2-ニトログアニジン(別名:クロチアニジン)			616	210880-92-5
1-137	2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン(別名:HCFC-124)	1-105	2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン(別名:HCFC-124)	105	2837-89-0
1-138	クロロトリフルオロエタン(別名:HCFC-133)	1-106	クロロトリフルオロエタン(別名:HCFC-133)	106	
		▲1-107	クロロトリフルオロメタン(別名:CFC-13)	107	75-72-9
1-139	(RS)-2-(4-クロロ-オルトトリルオキシ)プロピオン酸(別名:メコプロップ)	1-108	(RS)-2-(4-クロロ-オルトトリルオキシ)プロピオン酸(別名:メコプロップ)	108	93-65-2, 7085-19-0
□2-020	オルト-クロロトルエン	□1-109	オルト-クロロトルエン	109	95-49-8
□2-021	パラ-クロロトルエン	□1-110	パラ-クロロトルエン	110	106-43-4
		▲1-111	2-クロロ-4-ニトロアニリン	111	121-87-9
		▲1-112	2-クロロニトロベンゼン	112	88-73-3
1-140	2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン(別名:シマジン又はCAT)	1-113	2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン(別名:シマジン又はCAT)	113	122-34-9
□2-023	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2, 3-エポキシプロピル]-2-エチルインダン-1, 3-ジオン(別名:インダノファン)	□1-114	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2, 3-エポキシプロピル]-2-エチルインダン-1, 3-ジオン(別名:インダノファン)	114	133220-30-1

第一種指定化学物質リスト

2021(R3)改正政令番号	2021(R3)改正物質名	2008(H20)改正政令番号	2008(H20)改正物質名	管理番号	CAS登録番号
1-141	トランス-N-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N'-シアノ-N-メチルアセトアミジン(別名:アセタミプリド)			617	135410-20-7
1-142	1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン(別名:イミダクロプリド)			618	138261-41-3
1-143	3-(6-クロロピリジン-3-イルメチル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド(別名:チアクロプリド)			619	111988-49-9
1-144	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4,5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド(別名:フェントラザミド)	1-115	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4,5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド(別名:フェントラザミド)	115	158237-07-1
□2-024	(4RS,5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1,3-チアゾリジン-3-カルボキサミド(別名:ヘキシチアゾクス)	□1-116	(4RS,5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1,3-チアゾリジン-3-カルボキサミド(別名:ヘキシチアゾクス)	116	78587-05-0
1-145	(RS)-1-パラ-クロロフェニル-4,4-ジメチル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール(別名:テブコナゾール)	1-117	(RS)-1-パラ-クロロフェニル-4,4-ジメチル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール(別名:テブコナゾール)	117	107534-96-3
□2-028	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサニトリル(別名:マイクロブタニル)	□1-118	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサニトリル(別名:マイクロブタニル)	118	88671-89-0
□2-030	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)プチロニトリル(別名:フェンブコナゾール)	□1-119	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)プチロニトリル(別名:フェンブコナゾール)	119	114369-43-6
		▲1-120	オルト-クロロフェノール	120	95-57-8
1-146	パラ-クロロフェノール	1-121	パラ-クロロフェノール	121	106-48-9
		▲1-122	2-クロロプロピオン酸	122	598-78-7
1-147	3-クロロプロペン(別名:塩化アリル)	1-123	3-クロロプロペン(別名:塩化アリル)	123	107-05-1
1-148	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)尿素(別名:クミルロン)	1-124	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)ウレア(別名:クミルロン)	124	99485-76-4
1-149	クロロベンゼン	1-125	クロロベンゼン	125	108-90-7
1-150	クロロペンタフルオロエタン(別名:CFC-115)	1-126	クロロペンタフルオロエタン(別名:CFC-115)	126	76-15-3
1-151	クロロホルム	1-127	クロロホルム	127	67-66-3
1-152	2-[2-クロロ-4-メシル-3-[(テトラヒドロフラン-2-イルメトキシ)メチル]ベンゾイル]シクロヘキサン-1,3-ジオン(別名:テフリルトリオ)			620	473278-76-1
1-153	3-(2-クロロ-4-メシルベンゾイル)-4-フェニルスルファニルピシクロ[3.2.1]オクタ-3-エン-2-オン(別名:ベンゾピシクロ)			621	156963-66-5
1-154	クロロメタン	1-128	クロロメタン(別名:塩化メチル)	128	74-87-3
		▲1-129	4-クロロ-3-メチルフェノール	129	59-50-7
		▲1-130	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸(別名:MCP又はMCPA)	130	94-74-6
□2-033	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン	□1-131	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン	131	563-47-3
1-155	(E)-N-[2-クロロ-5-[1-(6-メチルピリジン-2-イルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバミン酸メチル(別名:ピリベンカルブ)			622	799247-52-2

第一種指定化学物質リスト

2021(R3)改正政令番号	2021(R3)改正物質名	2008(H20)改正政令番号	2008(H20)改正物質名	管理番号	CAS登録番号
1-156	コバルト及びその化合物	1-132	コバルト及びその化合物	132	
1-157	酢酸2-エトキシエチル(別名:エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	1-133	酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	133	111-15-9
1-158	酢酸ビニル	1-134	酢酸ビニル	134	108-05-4
1-159	酢酸ヘキシル			623	142-92-7
1-160	酢酸2-メトキシエチル(別名:エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	1-135	酢酸2-メトキシエチル(別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	135	110-49-6
		▲1-136	サリチルアルデヒド	136	90-02-8
□2-036	シアナミド	□1-137	シアナミド	137	420-04-2
□2-037	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルブチラミド(別名:ジクロシメット)	□1-138	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルブチラミド(別名ジクロシメット)	138	139920-32-4
□2-040	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3S)-2,2-ジメチル-3-(1,2,2,2-テトラブロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート(別名:トラロメトリン)	□1-139	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3S)-2,2-ジメチル-3-(1,2,2,2-テトラブロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート(別名:トラロメトリン)	139	66841-25-6
□2-041	(RS)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名:フェンプロバトリン)	□1-140	(RS)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名:フェンプロバトリン)	140	39515-41-8
1-161	サリチル酸メチル			624	119-36-8
1-162	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチル尿素(別名:シモキサニル)	1-141	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチル尿素(別名シモキサニル)	141	57966-95-7
		▲1-142	2,4-ジアミノアニソール	142	615-05-4
1-163	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	1-143	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	143	101-80-4
1-164	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	1-144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	144	
		▲1-145	2-(ジエチルアミノ)エタノール	145	100-37-8
1-165	ジイソプロピルナフタレン			625	38640-62-9
1-166	ジエタノールアミン			626	111-42-2
1-167	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート(別名:ピリミホスメチル)	1-146	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート(別名:ピリミホスメチル)	146	29232-93-7
1-168	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名:チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	1-147	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名:チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	147	28249-77-6
1-169	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド(別名:カフェンストロール)	1-148	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド(別名:カフェンストロール)	148	125306-83-4
1-170	ジエチレングリコールモノブチルエーテル			627	112-34-5
1-171	四塩化炭素	1-149	四塩化炭素	149	56-23-5
1-172	1,4-ジオキサシクロヘプタデカン-5,17-ジオン			628	105-95-3
1-173	1,4-ジオキササン	1-150	1,4-ジオキササン	150	123-91-1
		▲1-151	1,3-ジオキサラン	151	646-06-0
1-174	1,3-ジカルバモイルチオ-2-(N,N-ジメチルアミノ)-プロパン(別名:カルタップ)	1-152	1,3-ジカルバモイルチオ-2-(N,N-ジメチルアミノ)-プロパン(別名:カルタップ)	152	15263-53-3

第一種指定化学物質リスト

2021(R3)改正政令番号	2021(R3)改正物質名	2008(H20)改正政令番号	2008(H20)改正物質名	管理番号	CAS登録番号
1-175	シクロヘキサ-1-エン-1, 2-ジカルボキシイミドメチル=(1RS)-シス-トランス-2, 2-ジメチル-3-(2-メチルプロパー-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート(別名:テトラメトリン)	1-153	シクロヘキサ-1-エン-1, 2-ジカルボキシイミドメチル=(1RS)-シス-トランス-2, 2-ジメチル-3-(2-メチルプロパー-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート(別名:テトラメトリン)	153	7696-12-0
1-176	シクロヘキサン			629	110-82-7
1-177	シクロヘキシリデン(フェニル)アセトニトリル			630	10461-98-0
1-178	シクロヘキシルアミン	1-154	シクロヘキシルアミン	154	108-91-8
□2-045	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	□1-155	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	155	17796-82-6
1-179	シクロヘキセン			631	110-83-8
1-180	ジクロロアニリン	1-156	ジクロロアニリン	156	27134-27-6
1-181	1, 2-ジクロロエタン	1-157	1, 2-ジクロロエタン	157	107-06-2
1-182	1, 1-ジクロロエチレン(別名:塩化ビニリデン)	1-158	1, 1-ジクロロエチレン(別名:塩化ビニリデン)	158	75-35-4
1-183	1, 2-ジクロロエチレン	▲1-159	シス-1, 2-ジクロロエチレン	159	156-59-2
		○2-024	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	486	156-60-5
				632	156-59-2, 156-60-5, 540-59-0
1-184	4, 5-ジクロロ-2-オクチルイソチアゾール-3(2H)-オン			633	64359-81-5
1-185	3, 4-ジクロロ-2'-シアノ-1, 2-チアゾール-5-カルボキサニド(別名:イソチアニル)			634	224049-04-1
★1-186	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	1-160	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	160	101-14-4
1-187	ジクロロジフルオロメタン(別名:CFC-12)	1-161	ジクロロジフルオロメタン(別名:CFC-12)	161	75-71-8
1-188	3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名:プロピザミド)	1-162	3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名:プロピザミド)	162	23950-58-5
1-189	ジクロロテトラフルオロエタン(別名:CF ₂ FC-114)	1-163	ジクロロテトラフルオロエタン(別名:CF ₂ FC-114)	163	
1-190	2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン(別名:HCFC-123)	1-164	2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン(別名:HCFC-123)	164	306-83-2
1-191	2', 4-ジクロロ-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-4'-ニトロ-メタ-トルエンスルホンアニド(別名:フルスルファミド)			635	106917-52-6
1-192	O-(2, 6-ジクロロ-パラ-トリル)=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート(別名:トルクロホスメチル)			636	57018-04-9
○1-193	2-[4-(2, 4-ジクロロ-メタ-トルオイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン(別名:ベンゾフェナップ)	○2-028	2-[4-(2, 4-ジクロロ-メタ-トルオイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン(別名:ベンゾフェナップ)	490	82692-44-2
		▲1-165	2, 4-ジクロロトルエン	165	95-73-8
		▲1-166	1, 2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	166	99-54-7
		▲1-167	1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	167	89-61-2
1-194	3-(3, 5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2, 4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド(別名:イプロジオン)	1-168	3-(3, 5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2, 4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド(別名:イプロジオン)	168	36734-19-7
1-195	1-(2, 4-ジクロロフェニル)-N-(2, 4-ジフルオロフェニル)-N-イソプロピル-5-オキソ-4, 5-ジヒドロ-1H-1, 2, 4-トリアゾール-4-カルボキサミド(別名:イプフェンカルバゾン)			637	212201-70-2

第一種指定化学物質リスト

2021(R3)改正政令番号	2021(R3)改正物質名	2008(H20)改正政令番号	2008(H20)改正物質名	管理番号	CAS登録番号
1-196	N-(3,5-ジクロロフェニル)-1,2-ジメチルシクロプロパン-1,2-ジカルボキシミド(別名:プロシミドン)			638	32809-16-8
1-197	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別名:ジウロン又はDCMU)	1-169	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別名:ジウロン又はDCMU)	169	330-54-1
□2-049	(RS)-2-(2,4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1,1,2,2-テトラフルオロエチル=エーテル(別名:テトラコナゾール)	□1-170	(RS)-2-(2,4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1,1,2,2-テトラフルオロエチル=エーテル(別名:テトラコナゾール)	170	112281-77-3
1-198	(2RS,4RS)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾール及び(2RS,4SR)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾールの混合物(別名:プロピコナゾール)	1-171	(2RS,4RS)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾール及び(2RS,4SR)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾールの混合物(別名:プロピコナゾール)	171	60207-90-1
1-199	3-[1-(3,5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3,4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1,3-オキサジン-4-オン(別名:オキサジクロメホン)	1-172	3-[1-(3,5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3,4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1,3-オキサジン-4-オン(別名:オキサジクロメホン)	172	153197-14-9
		▲1-173	(RS)-3-(3,5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ビニル-1,3-オキサゾリジン-2,4-ジオン(別名:ピנקロゾリン)	173	50471-44-8
1-200	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素(別名:リニユロン)	1-174	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素(別名:リニユロン)	174	330-55-2
1-201	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名:2,4-D又は2,4-PA)	1-175	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名:2,4-D又は2,4-PA)	175	94-75-7
1-202	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名:HCFC-141b)	1-176	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名:HCFC-141b)	176	1717-00-6
1-203	2,3-ジクロロ-N-4-フルオロフェニルマレイミド(別名:フルオルイミド)			639	41205-21-4
1-204	ジクロロフルオロメタン(別名:HCFC-21)	1-177	ジクロロフルオロメタン(別名:HCFC-21)	177	75-43-4
○1-205	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	○2-036	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	498	96-23-1
★1-206	1,2-ジクロロプロパン	1-178	1,2-ジクロロプロパン	178	78-87-5
1-207	1,3-ジクロロプロペン(別名:D-D)	1-179	1,3-ジクロロプロペン(別名:D-D)	179	542-75-6
		▲1-180	3,3'-ジクロロベンジジン	180	91-94-1
1-208	ジクロロベンゼン	1-181	ジクロロベンゼン	181	95-50-1, 106-46-7, 541-73-1, 25321-22-6
1-209	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン(別名:ピラゾキシフェン)	1-182	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン(別名:ピラゾキシフェン)	182	71561-11-0
1-210	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート(別名:ピラゾレート)	1-183	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート(別名:ピラゾレート)	183	58011-68-0
1-211	2,6-ジクロロベンゾニトリル(別名:ジクロベニル又はDBN)	1-184	2,6-ジクロロベンゾニトリル(別名:ジクロベニル又はDBN)	184	1194-65-6
1-212	ジクロロベンタフルオロプロパン(別名:HCFC-225)	1-185	ジクロロベンタフルオロプロパン(別名:HCFC-225)	185	
1-213	ジクロロメタン(別名:塩化メチレン)	1-186	ジクロロメタン(別名:塩化メチレン)	186	75-09-2

第一種指定化学物質リスト

2021(R3)改正政令番号	2021(R3)改正物質名	2008(H20)改正政令番号	2008(H20)改正物質名	管理番号	CAS登録番号
1-214	2-(2,4-ジクロロ-3-メチルフェノキシ)プロピオンアニリド(別名:クロムプロップ)			640	84496-56-0
1-215	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名:ジチアノン)	1-187	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名:ジチアノン)	187	3347-22-6
1-216	N,N-ジシクロヘキシルアミン	1-188	N,N-ジシクロヘキシルアミン	188	101-83-7
□2-051	N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	□1-189	N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	189	4979-32-2
1-217	ジシクロペンタジエン	1-190	ジシクロペンタジエン	190	77-73-6
1-218	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名:イソプロチオラン)	1-191	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名:イソプロチオラン)	191	50512-35-1
		▲1-192	ジチオリン酸O-エチル-S,S-ジフェニル(別名エディフェンホス又はEDDP)	192	17109-49-8
□2-052	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名:エチルチオメトン又はジスルホトン)	□1-193	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名:エチルチオメトン又はジスルホトン)	193	298-04-4
		▲1-194	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリニル)メチル](別名:ホサロン)	194	2310-17-0
1-219	ジチオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名:プロチオホス)	1-195	ジチオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名:プロチオホス)	195	34643-46-4
1-220	ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O-ジメチル(別名:メチダチオン又はDMTP)	1-196	ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O-ジメチル(別名:メチダチオン又はDMTP)	196	950-37-8
1-221	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名:マラソン又はマラチオン)	1-197	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名:マラソン又はマラチオン)	197	121-75-5
1-222	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル](別名:ジメトエート)	1-198	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル](別名:ジメトエート)	198	60-51-5
1-223	(3R,4S,5S,6R,7R,9R,11R,12R,13S,14R)-4-[(2,6-ジデオキシ-3-C-メチル-3-O-メチル-アルファー-L-リボヘキソピラノシル)オキシ]-14-エチル-12,13-ジヒドロキシ-7-メトキシ-3,5,7,9,11,13-ヘキサメチル-6-[[[3,4,6-トリデオキシ-3-(ジメチルアミノ)-ベータ-D-キシロヘキソピラノシル]オキシ]オキサシクロテトラデカン-2,10-ジオン(別名:クラリスロマイシン)			641	81103-11-9
1-224	ジデシル(ジメチル)アンモニウムの塩			642	
1-225	四ナトリウム=5,8-ビス(カルボジチオアト)-2,5,8,11,14-ペンタアザペンタデカンビス(ジチオアト)			643	426821-53-6
1-226	ジナトリウム=2,2'-ビニレンビス[5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート](別名:Clフルオレスセント260)	1-199	ジナトリウム=2,2'-ビニレンビス[5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート](別名:Clフルオレスセント260)	199	16090-02-1
1-227	ジニトロトルエン	1-200	ジニトロトルエン	200	25321-14-6
1-228	2,4-ジニトロフェノール	1-201	2,4-ジニトロフェノール	201	51-28-5
		▲1-202	ジピニルベンゼン	202	1321-74-0
1-229	ジフェニルアミン	1-203	ジフェニルアミン	203	122-39-4
□2-055	ジフェニルエーテル	□1-204	ジフェニルエーテル	204	101-84-8

第一種指定化学物質リスト

2021(R3)改正政令番号	2021(R3)改正物質名	2008(H20)改正政令番号	2008(H20)改正物質名	管理番号	CAS登録番号
□2-056	1, 3-ジフェニルグアニジン	□1-205	1, 3-ジフェニルグアニジン	205	102-06-7
1-230	5, 5-ジフェニル-2, 4-イミダゾリジンジオン			644	57-41-0
1-231	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名:カルボスルファン)	1-206	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名:カルボスルファン)	206	55285-14-8
1-232	2, 6-ジ-ターシャリーブチル-4-クレゾール	1-207	2, 6-ジ-ターシャリーブチル-4-クレゾール	207	128-37-0
1-233	4-(2, 2-ジフルオロ-1, 3-ベンゾジオキソール-4-イル)-1H-ピロール-3-カルボニトリル(別名:フルジオキソニル)			645	131341-86-1
1-234	N, N-ジプロピルチオカルバミン酸=S-ベンジル(別名:プロスルホカルブ)			646	52888-80-9
○1-235	1, 2-ジブプロモエタン(別名:二臭化エチレン又はEDB)	○2-045	1, 2-ジブプロモエタン(別名EDB又は二臭化エチレン)	507	106-93-4
		▲1-208	2, 4-ジ-ターシャリーブチルフェノール	208	96-76-4
1-236	ジブプロモクロロメタン	1-209	ジブプロモクロロメタン	209	124-48-1
1-237	2, 2-ジブプロモ-2-シアノアセトアミド	1-210	2, 2-ジブプロモ-2-シアノアセトアミド	210	10222-01-2
1-238	ジブプロモテトラフルオロエタン(別名:ハロン-2402)	1-211	ジブプロモテトラフルオロエタン(別名ハロン-2402)	211	
1-239	2', 6'-ジブプロモ-2-メチル-4'-トリフルオロメトキシ-4-トリフルオロメチル-1, 3-チアゾール-5-カルボキサニリド(別名:チフルザミド)			647	130000-40-7
○1-240	ジベンジルエーテル	○2-049	ジベンジルエーテル	511	103-50-4
1-241	(RS)-O, S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート(別名:アセフェート)	1-212	(RS)-O, S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート(別名アセフェート)	212	30560-19-1
1-242	N, N-ジメチルアセトアミド	1-213	N, N-ジメチルアセトアミド	213	127-19-5
		▲1-214	2, 4-ジメチルアニリン	214	95-68-1
		▲1-215	2, 6-ジメチルアニリン	215	87-62-7
□2-058	N, N-ジメチルアニリン	□1-216	N, N-ジメチルアニリン	216	121-69-7
1-243	5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアン(別名:チオシクラム)	1-217	5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアン(別名チオシクラム)	217	31895-21-3
1-244	(4S, 4aR, 5S, 5aR, 6S, 12aS)-4-(ジメチルアミノ)-3, 5, 6, 10, 12, 12a-ヘキサヒドロキシ-6-メチル-1, 11-ジオキソ-1, 4, 4a, 5, 5a, 6, 11, 12a-オクタヒドロテトラセン-2-カルボキサミド(別名:オキシテトラサイクリン)			648	79-57-2
1-245	ジメチルアミン	1-218	ジメチルアミン	218	124-40-3
1-246	3-(3, 3-ジメチルウレイド)フェニル=ターシャリーブチルカルバマート(別名:カルブチレート)			649	4849-32-5
1-247	(2E)-3, 7-ジメチルオクター-2, 6-ジエニル=アセタート(別名:酢酸ゲラニル)			650	105-87-3
1-248	N, N-ジメチルオクタデシルアミン			651	124-28-7
1-249	3, 7-ジメチルオクタン-3-オール			652	78-69-3
1-250	ジメチルジスルフィド	1-219	ジメチルジスルフィド	219	624-92-0
		▲1-220	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩	220	

第一種指定化学物質リスト

2021(R3)改正政令番号	2021(R3)改正物質名	2008(H20)改正政令番号	2008(H20)改正物質名	管理番号	CAS登録番号
1-251	2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート(別名:ベンフラカルブ)	1-221	2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート(別名ベンフラカルブ)	221	82560-54-1
		▲1-222	N, N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル(別名フェノチオカルブ)	222	62850-32-2
1-252	N, N-ジメチルドデシルアミン	1-223	N, N-ジメチルドデシルアミン	223	112-18-5
1-253	N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	1-224	N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	224	1643-20-5
1-254	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名:トリクロルホン又はDEP)	1-225	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名トリクロルホン又はDEP)	225	52-68-6
		▲1-226	1, 1-ジメチルヒドラジン	226	57-14-7
1-255	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド(別名:パラコート又はパラコートジクロリド)	1-227	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド(別名パラコート又はパラコートジクロリド)	227	1910-42-5
		▲1-228	3, 3'-ジメチルビフェニル-4, 4'-ジイル=ジイソシアネート	228	91-97-4
1-256	ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼン			653	
1-257	ジメチル=4, 4'-(オルト-フェニレン)ビス(3-チオアロファナート)(別名:チオファネートメチル)	1-229	ジメチル=4, 4'-(オルト-フェニレン)ビス(3-チオアロファナート)(別名チオファネートメチル)	229	23564-05-8
1-258	3, 3-ジメチルブタン酸=3-メシチル-2-オキソ-1-オキサスピロ[4, 4]ノナ-3-エン-4-イル(別名:スピロメシフェン)			654	283594-90-1
1-259	(RS)-N-[2-(1, 3-ジメチルブチル)-3-チエニル]-1-メチル-3-(トリフルオロメチル)-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド(別名:ペンチオピラド)			655	183675-82-3
1-260	N-(1, 3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラフェニレンジアミン	1-230	N-(1, 3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラフェニレンジアミン	230	793-24-8
		▲1-231	3, 3'-ジメチルベンジジン(別名オルトトリジン)	231	119-93-7
1-261	2'-[(RS)-1, 3-ジメチルブチル]-5-フルオロ-1, 3-ジメチルピラゾール-4-カルボキサニリド(別名:ペンフルフェン)			656	494793-67-8
1-262	2, 2-ジメチルプロパン酸=(E)-2-(4-ターシャリーブチルフェニル)-2-シアノ-1-(1, 3, 4-トリメチルピラゾール-5-イル)ビニル(別名:シエノピラフェン)			657	560121-52-0
1-263	N-(1, 2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカルバミン酸S-ベンジル(別名:エスプロカルブ)			658	85785-20-2
1-264	N, N-ジメチルホルムアミド	1-232	N, N-ジメチルホルムアミド	232	68-12-2
1-265	2, 2-ジメチル-3-メチリデンピシクロ[2. 2. 1]ヘプタン(別名:カンフェン)			659	79-92-5
1-266	N'-[1, 1-ジメチル-2-(メチルスルホニル)エチル]-3-ヨード-N-[2-メチル-4-[1, 2, 2, 2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]フェニル]フタルアミド(別名:フルベンジアミド)			660	272451-65-7
1-267	1, 2-ジメトキシエタン			661	110-71-4

第一種指定化学物質リスト

2021(R3)改正政令番号	2021(R3)改正物質名	2008(H20)改正政令番号	2008(H20)改正物質名	管理番号	CAS登録番号
1-268	アルファー(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-オルト-トルイル酸メチル(別名:ペンスルフロンメチル)			662	83055-99-6
1-269	(RS)-7-(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イルチオ)-3-メチル-2-ベンゾフラン-1(3H)-オン(別名:ピリフタリド)			663	135186-78-6
1-270	2-[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル(別名:フェントエート又はPAP)	1-233	2-[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル(別名:フェントエート又はPAP)	233	2597-03-7
□2-065	臭素	□1-234	臭素	234	7726-95-6
□2-066	臭素酸の水溶性塩	□1-235	臭素酸の水溶性塩	235	
1-271	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル(別名:アイオキシニル)	1-236	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル(別名:アイオキシニル)	236	3861-47-0
1-272	水銀及びその化合物	1-237	水銀及びその化合物	237	
1-273	水素化テルフェニル	1-238	水素化テルフェニル	238	61788-32-7
1-274	有機スズ化合物(ビス(トリブチルスズ)=オキシドを除く。)	▲1-239	有機スズ化合物	239	
★1-375	ビス(トリブチルスズ)=オキシド		※(1-239)「有機スズ化合物」から分離	706	56-35-9
1-275	スチレン	1-240	スチレン	240	100-42-5
		▲1-241	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエステルナトリウム塩	241	4016-24-4
1-276	セリウム及びその化合物			665	
1-277	セレン及びその化合物	1-242	セレン及びその化合物	242	
★1-278	ダイオキシシン類	★1-243	ダイオキシシン類	243	
1-279	タリウム及びその化合物			666	
1-280	炭化けい素			667	
1-281	炭酸リチウム			668	554-13-2
1-282	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジジン(別名:ダゾメット)	1-244	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジジン(別名:ダゾメット)	244	533-74-4
1-283	チオシアン酸銅(I)			669	1111-67-7
1-284	チオ尿素	1-245	チオ尿素	245	62-56-6
		▲1-246	チオフェノール	246	108-98-5
		▲1-247	チオリン酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル(別名:ピラクロホス)	247	77458-01-6
1-285	チオリン酸O-4-シアノフェニル-O, O-ジメチル(別名:シアノホス又はCYAP)			670	2636-26-2
1-286	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名:ダイアジノン)	1-248	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名:ダイアジノン)	248	333-41-5
1-287	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)(別名:クロルピリホス)	1-249	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)(別名:クロルピリホス)	249	2921-88-2
1-288	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル)(別名:イソキサチオン)	1-250	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル)(別名:イソキサチオン)	250	18854-01-8
1-289	チオリン酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名:フェントロチオン又はMEP)	1-251	チオリン酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名:フェントロチオン又はMEP)	251	122-14-5
1-290	チオリン酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名:フェンチオン又はMPP)	1-252	チオリン酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名:フェンチオン又はMPP)	252	55-38-9
□2-067	チオリン酸O-4-プロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名:プロフェノホス)	□1-253	チオリン酸O-4-プロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名:プロフェノホス)	253	41198-08-7

第一種指定化学物質リスト

2021(R3) 改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
1-291	チオリン酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル(別名:イプロベンホス又はI BP)	1-254	チオリン酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル(別名:イプロベンホス又はI BP)	254	26087-47-8
1-292	1, 1'-[(1R, 2R, 3S, 4R, 5R, 6S)-4-[[5-デオキシ-2-O-[2-デオキシ-2-(メチルアミノ)-アルファー-L-グルコピラノシル]-3-C-ホルミル-アルファー-L-リキソフラノシル]オキシ]-2, 5, 6-トリヒドロキシシクロヘキサン-1, 3-ジイル]ジグアニジン(別名:ストレプトマイシン)			671	57-92-1
1-293	(2R, 3aS, 5aR, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bR)-2-[(6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-O-メチル-アルファー-L-マンノピラノシル)オキシ]-13-[[4-(ジメチルアミノ)-2, 3, 4, 6-テトラデオキシ-ベータ-D-エリトロ-ヘキソピラノシル]オキシ]-9-エチル-14-メチル-2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b-テトラデカヒドロ-1H-as-インダセノ[3, 2-d]オキサシクロドデシン-7, 15-ジオン(別名スピノシンA)及び(2S, 3aR, 5aS, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bS)-2-[(6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-O-メチル-アルファー-L-マンノピラノシル)オキシ]-13-[[4-(ジメチルアミノ)-2, 3, 4, 6-テトラデオキシ-ベータ-D-エリトロ-ヘキソピラノシル]オキシ]-9-エチル-4, 14-ジメチル-2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b-テトラデカヒドロ-1H-as-インダセノ[3, 2-d]オキサシクロドデシン-7, 15-ジオン(別名スピノシンD)の混合物(別名:スピノサド)			672	168316-95-8
1-294	デカナール(別名:デシルアルデヒド)			673	112-31-2
1-295	デカブロモジフェニルエーテル	1-255	デカブロモジフェニルエーテル	255	1163-19-5
		▲1-256	デカン酸	256	334-48-5
1-034 (再掲)	アルカノール(炭素数が10のものに限る。)(別名:デカノール)	1-257 (再掲)	デシルアルコール(別名デカノール) 【名称変更】	257	112-30-1, 1120-06-5, 1565-81-7, 2051-31-2, 5205-34-5, 25339-17-7, 36729-58-5
1-296	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1(3, 7)]デカン(別名:ヘキサメチレンテトラミン)	1-258	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1(3, 7)]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)	258	100-97-0
1-297	テトラエチルチウラムジスルフィド(別名:ジスルフィラム)	1-259	テトラエチルチウラムジスルフィド(別名:ジスルフィラム)	259	97-77-8
1-298	テトラクロロイソフタロニトリル(別名:クロロタロニル又はTPN)	1-260	テトラクロロイソフタロニトリル(別名:クロロタロニル又はTPN)	260	1897-45-6
1-299	4, 5, 6, 7-テトラクロロイソベンゾフラン-1(3H)-オン(別名:フサライド)	1-261	4, 5, 6, 7-テトラクロロイソベンゾフラン-1(3H)-オン(別名:フサライド)	261	27355-22-2
○1-300	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン(別名:四塩化アセチレン)	○2-060	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	522	79-34-5
1-301	テトラクロロエチレン	1-262	テトラクロロエチレン	262	127-18-4

第一種指定化学物質リスト

2021(R3)改正政令番号	2021(R3)改正物質名	2008(H20)改正政令番号	2008(H20)改正物質名	管理番号	CAS登録番号
		▲1-263	テトラクロロジフルオロエタン(別名CF ₂ Cl ₂)	263	
		▲1-264	2, 3, 5, 6-テトラクロロ-パラベンゾキノ	264	118-75-2
1-302	テトラヒドロフラン			674	109-99-9
1-303	テトラヒドロメチル無水フタル酸	1-265	テトラヒドロメチル無水フタル酸	265	11070-44-3
1-304	テトラフルオロエチレン			675	116-14-3
1-305	2, 2, 3, 3-テトラフルオロプロピオン酸ナトリウム(別名:テトラピオン又はフルプロパネートナトリウム塩)			676	22898-01-7
1-306	2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名:テフルトリン)	1-266	2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名:テフルトリン)	266	79538-32-2
1-307	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド			677	
1-308	3, 7, 9, 13-テトラメチル-5, 11-ジオキサ-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テトラアザペンタデカ-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン(別名:チオジカルブ)	1-267	3, 7, 9, 13-テトラメチル-5, 11-ジオキサ-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テトラアザペンタデカ-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン(別名:チオジカルブ)	267	59669-26-0
1-309	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名:チウラム又はチラム)	1-268	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名:チウラム又はチラム)	268	137-26-8
		▲1-269	3, 7, 11, 15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール(別名イソフィトール)	269	505-32-8
1-310	1-[(1R, 2R, 5S, 7R)-2, 6, 6, 8-テトラメチルトリシクロ[5.3.1.0(1,5)]ウンデカ-8-エン-9-イル]エタノ			678	32388-55-9
1-311	テルル及びその化合物			679	
1-312	テレフタル酸	1-270	テレフタル酸	270	100-21-0
1-313	テレフタル酸ジメチル	1-271	テレフタル酸ジメチル	271	120-61-6
1-314	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	1-272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	272	
1-315	1-ドデカノール(別名:ノルマルドデシルアルコール)	1-273	1-ドデカノール(別名:ノルマルドデシルアルコール)	273	112-53-8
		▲1-274	ターシャリドデカンチオール	274	25103-58-6
1-316	ドデカン-1-チオール			680	112-55-0
1-317	2-(N-ドデシル-N,N-ジメチルアンモニオ)アセタート			681	683-10-3
1-318	ドデシル硫酸ナトリウム	1-275	ドデシル硫酸ナトリウム	275	151-21-3
□2-069	3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジアミン(別名:テトラエチレンペンタミン)	□1-276	3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジアミン(別名:テトラエチレンペンタミン)	276	112-57-2
1-319	1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6-トリアミン(別名:メラミン)			682	108-78-1
1-320	トリイソプロパノールアミン			683	122-20-3
1-321	トリエチルアミン	1-277	トリエチルアミン	277	121-44-8
□2-070	トリエチレンテトラミン	□1-278	トリエチレンテトラミン	278	112-24-3
1-322	トリオクチルアミン			684	1116-76-3
1-323	1, 1, 1-トリクロロエタン	1-279	1, 1, 1-トリクロロエタン	279	71-55-6
1-324	1, 1, 2-トリクロロエタン	1-280	1, 1, 2-トリクロロエタン	280	79-00-5
★1-325	トリクロロエチレン	1-281	トリクロロエチレン	281	79-01-6
		▲1-282	トリクロロ酢酸	282	76-03-9
		▲1-283	2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン	283	108-77-0
1-326	トリクロロトリフルオロエタン(別名:CF ₂ Cl ₂)	1-284	トリクロロトリフルオロエタン(別名:CFC-113)	284	

第一種指定化学物質リスト

2021(R3)改正政令番号	2021(R3)改正物質名	2008(H20)改正政令番号	2008(H20)改正物質名	管理番号	CAS登録番号
1-327	トリクロロニトロメタン(別名:クロロピクリン)	1-285	トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)	285	76-06-2
1-328	(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸(別名:トリクロピル)	1-286	(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸(別名トリクロピル)	286	55335-06-3
1-329	2, 4, 6-トリクロロフェノール	1-287	2, 4, 6-トリクロロフェノール	287	88-06-2
1-330	トリクロロフルオロメタン(別名:CFC-11)	1-288	トリクロロフルオロメタン(別名CFC-11)	288	75-69-4
1-331	1, 2, 3-トリクロロプロパン	1-289	1, 2, 3-トリクロロプロパン	289	96-18-4
1-332	トリクロロベンゼン	1-290	トリクロロベンゼン	290	12002-48-1
□2-071	1, 3, 5-トリリス(2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオン	□1-291	1, 3, 5-トリリス(2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオン	291	2451-62-9
1-333	N-(トリクロロメチルチオ)-1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド(別名:キャプタン)			685	133-06-2
1-334	トリシクロ[5. 2. 1. 0(2, 6)]デカ-4-エン-3-イル=プロピオナート			686	68912-13-0
1-335	トリブチルアミン	1-292	トリブチルアミン	292	102-82-9
1-336	アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-N, N-ジプロピル-パラ-トルイジン(別名:トリフルラリン)	1-293	アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-N, N-ジプロピル-パラ-トルイジン(別名トリフルラリン)	293	1582-09-8
□2-074	2, 4, 6-トリブプロモフェノール	□1-294	2, 4, 6-トリブプロモフェノール	294	118-79-6
□2-076	3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノール	□1-295	3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノール	295	3452-97-9
○1-337	トリプロモメタン(別名:プロモホルム)	○2-066	トリプロモメタン(別名プロモホルム)	528	75-25-2
1-338	トリメチルアミン			687	75-50-3
1-339	トリメチル(オクタデシル)アンモニウムの塩			688	
1-340	(E)-4-(2, 6, 6-トリメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イル)ブタ-3-エン-2-オン			689	79-77-6
1-341	N, N, N-トリメチルドデカン-1-アミニウムの塩			690	
1-342	トリメチルベンゼン	▲1-296	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	296	95-63-6
		▲1-297	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	297	108-67-8
		(新規)	1, 2, 3-トリメチルベンゼン		526-73-8
				691	95-63-6, 108-67-8, 526-73-8, 25551-13-7
1-343	2, 4, 4-トリメチルペンター-1-エン及び2, 4, 4-トリメチルペンター-2-エンの混合物			692	97593-00-5
1-344	トリメキシ-[3-(オキシラン-2-イルメキシ)プロピル]シラン			693	2530-83-8
1-345	トリレンジイソシアネート	1-298	トリレンジイソシアネート	298	26471-62-5
★1-346	トルイジン	1-299	トルイジン	299	95-53-4, 106-49-0, 108-44-1, 26915-12-8
1-347	トルエン	1-300	トルエン	300	108-88-3
1-348	ナトリウム=アルケンスルホナート(アルケンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。)及びナトリウム=ヒドロキシルアルカンスルホナート(アルカンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。)並びにこれらの混合物			694	
1-349	ナトリウム=1-オキソ-1ラムダ(5)-ピリジン-2-チオラート			695	3811-73-2

第一種指定化学物質リスト

2021(R3)改正政令番号	2021(R3)改正物質名	2008(H20)改正政令番号	2008(H20)改正物質名	管理番号	CAS登録番号
1-350	ナトリウム=(ドデカノイルオキシ)ベンゼンスルホナート			696	88380-00-1
○1-351	ナトリウム=1, 1'-ビフェニル-2-オラート	○2-068	ナトリウム=1, 1'-ビフェニル-2-オラート	530	132-27-4
□2-077	トルエンジアミン	□1-301	トルエンジアミン	301	25376-45-8
1-352	ナフタレン	1-302	ナフタレン	302	91-20-3
		▲1-303	1, 5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート	303	3173-72-6
★1-353	鉛及びその化合物	▲1-304	鉛	304	7439-92-1
		★▲1-305	鉛化合物	305	
				697	
□2-078	二アクリル酸ヘキサメチレン	□1-306	二アクリル酸ヘキサメチレン	306	13048-33-4
		▲1-307	二塩化酸化ジルコニウム	307	7699-43-6
1-354	ニッケル	1-308	ニッケル	308	7440-02-0
★1-355	ニッケル化合物	★1-309	ニッケル化合物	309	
1-356	ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩	▲1-310	ニトリロ三酢酸	310	139-13-9
				698	139-13-9
		▲1-311	オルト-ニトロアニソール	311	91-23-6
1-357	オルト-ニトロアニリン	1-312	オルト-ニトロアニリン	312	88-74-4
		▲1-313	ニトログリセリン	313	55-63-0
1-358	パラ-ニトロクロロベンゼン	1-314	パラ-ニトロクロロベンゼン	314	100-00-5
□2-080	オルト-ニトロトルエン	□1-315	オルト-ニトロトルエン	315	88-72-2
1-359	ニトロベンゼン	1-316	ニトロベンゼン	316	98-95-3
1-360	ニトロメタン	1-317	ニトロメタン	317	75-52-5
1-361	二硫化炭素	1-318	二硫化炭素	318	75-15-0
1-362	1-ノナノール(別名:ノルマル-ノニルアルコール)	1-319	1-ノナノール(別名:ノルマル-ノニルアルコール)	319	143-08-8
1-042(再掲)	アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)	1-320(再掲)	ノニルフェノール【名称変更】	320	25154-52-3
1-363	バナジウム化合物	1-321	バナジウム化合物	321	
		▲1-322	5'-[N, N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-ブromo-4, 6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセトアニリド	322	3618-72-2
1-364	パラホルムアルデヒド			699	30525-89-4
1-365	ビス(アルキル)(ジメチル)アンモニウムの塩(アルキル基の構造が直鎖であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が12、14、16、18又は20のもの及びその混合物に限る。)			700	
1-366	2, 4-ビス(イソプロピルアミノ)-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン(別名:プロメリン)			701	7287-19-6
1-367	2, 4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン(別名:シメリン)	1-323	2, 4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン(別名:シメリン)	323	1014-70-6
		▲1-324	1, 3-ビス[(2, 3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	324	101-90-6
1-368	ビス(2-エチルヘキシル)=(Z)-ブター-2-エンジオアート			702	142-16-5
1-369	ビス(8-キノリノラト)銅(別名:オキシ銅又は有機銅)	1-325	ビス(8-キノリノラト)銅(別名:オキシ銅又は有機銅)	325	10380-28-6
		▲1-326	3, 6-ビス(2-クロロフェニル)-1, 2, 4, 5-テトラジン(別名:クロフェンチジン)	326	74115-24-5
		▲1-327	1, 2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン	327	782-74-1
1-370	ビス(N, N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名:ジラム)	1-328	ビス(N, N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名:ジラム)	328	137-30-4

第一種指定化学物質リスト

2021(R3)改正政令番号	2021(R3)改正物質名	2008(H20)改正政令番号	2008(H20)改正物質名	管理番号	CAS登録番号
1-371	ビス(N, N-ジメチルジチオカルバミン酸)N, N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名:ポリカーバメート)	1-329	ビス(N, N-ジメチルジチオカルバミン酸)N, N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名:ポリカーバメート)	329	64440-88-6
□2-083	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド	□1-330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド	330	80-43-3
1-372	ビス(2-スルフィドピリジン-1-オラト)銅			703	14915-37-8
1-373	(T-4)-ビス[2-(チオキソ-カップ)S]-ピリジン-1(2H)-オラト-カップ[O]亜鉛(Ⅱ)			704	13463-41-7
1-374	ビス(2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジル)=セバケート			705	52829-07-9
★1-375(再掲)	ビス(トリブチルスズ)=オキシド		※(1-239)「有機スズ化合物」から分離	706	56-35-9
1-376	N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)アルカンアミド(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8, 10, 12, 14, 16又は18のもの及びその混合物に限る。)、(Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9-エンアミド及び(9Z, 12Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9, 12-ジエンアミド並びにこれらの混合物			707	
1-377	S, S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート(別名:カズサホス)	1-331	S, S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジチオアート(別名:カズサホス)	331	95465-99-9
★1-378	砒素及びその無機化合物	★1-332	砒素及びその無機化合物	332	
1-379	ヒドラジン	1-333	ヒドラジン	333	302-01-2
□2-085	4-ヒドロキシ安息香酸メチル	□1-334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル	334	99-76-3
		▲1-335	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド	335	103-90-2
1-380	(1-ヒドロキシエタン-1, 1-ジイル)ジホスホン酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩			708	
1-381	ヒドロキノ	1-336	ヒドロキノ	336	123-31-9
1-382	4-ビニル-1-シクロヘキセン	1-337	4-ビニル-1-シクロヘキセン	337	100-40-3
□2-088	2-ビニルピリジン	□1-338	2-ビニルピリジン	338	100-69-6
		▲1-339	N-ビニル-2-ピロリドン	339	88-12-0
1-383	ピフェニル	1-340	ピフェニル	340	92-52-4
1-384	ピペラジン	1-341	ピペラジン	341	110-85-0
1-385	ピペロナール(別名:ヘリオトロピン)			709	120-57-0
1-386	ピリジン	1-342	ピリジン	342	110-86-1
1-387	ピロカテコール(別名:カテコール)	1-343	ピロカテコール(別名:カテコール)	343	120-80-9
		▲1-344	フェニルオキシラン	344	96-09-3
		▲1-345	フェニルヒドラジン	345	100-63-0
1-388	2-フェニルフェノール	1-346	2-フェニルフェノール	346	90-43-7
1-389	N-フェニルマレイミド	1-347	N-フェニルマレイミド	347	941-69-5
1-390	フェニレンジアミン	1-348	フェニレンジアミン	348	95-54-5, 106-50-3, 108-45-2, 25265-76-3
1-391	フェノール	1-349	フェノール	349	108-95-2
1-392	3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名:ペルメトリン)	1-350	3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名:ペルメトリン)	350	52645-53-1
★1-393	1, 3-ブタジエン	★1-351	1, 3-ブタジエン	351	106-99-0
□2-092	フタル酸ジアリル	□1-352	フタル酸ジアリル	352	131-17-9

第一種指定化学物質リスト

2021(R3)改正政令番号	2021(R3)改正物質名	2008(H20)改正政令番号	2008(H20)改正物質名	管理番号	CAS登録番号
□2-094	フタル酸ジエチル	□1-353	フタル酸ジエチル	353	84-66-2
1-394	フタル酸ジオクチル			710	117-84-0
1-395	フタル酸ジブチル	1-354	フタル酸ジノルマルブチル	354	84-74-2
1-396	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1-355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	355	117-81-7
1-397	フタル酸ブチル=ベンジル	1-356	フタル酸ノルマルブチル=ベンジル	356	85-68-7
1-398	2-ターシャリーブチルアミノ-4-シクロプロピルアミノ-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン			711	28159-98-0
1-399	2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン(別名:ブプロフェジン)	1-357	2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン(別名:ブプロフェジン)	357	69327-76-0
1-400	ターシャリーブチル=2-エチルペルオキシヘキサノアート			712	3006-82-4
1-401	N-ターシャリーブチル-N'-[4-エチルベンゾイル]-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド(別名:テブフェノジド)	1-358	N-ターシャリーブチル-N'-[4-エチルベンゾイル]-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド(別名:テブフェノジド)	358	112410-23-8
□2-097	ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル	□1-359	ノルマルブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル	359	2426-08-6
1-402	N-[1-(N-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名:ベノミル)	1-360	N-[1-(N-ノルマルブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名:ベノミル)	360	17804-35-2
1-403	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名:シハロホップブチル)	1-361	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名:シハロホップブチル)	361	122008-85-9
1-404	1-ターシャリーブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素(別名:ジアフェンチウロン)	1-362	1-ターシャリーブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素(別名:ジアフェンチウロン)	362	80060-09-9
1-405	2-ターシャリーブチルシクロヘキシル=アセタート			713	88-41-5
1-406	4-ターシャリーブチルシクロヘキシル=アセタート			714	32210-23-4
1-407	5-ターシャリーブチル-3-(2,4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1,3,4-オキサジアゾール-2(3H)-オン(別名:オキサジアゾン)	1-363	5-ターシャリーブチル-3-(2,4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1,3,4-オキサジアゾール-2(3H)-オン(別名:オキサジアゾン)	363	19666-30-9
□2-103	ターシャリーブチル=4-[[[(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル]ベンゾアート(別名:フェンピロキシメート)	□1-364	ターシャリーブチル=4-[[[(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル]ベンゾアート(別名:フェンピロキシメート)	364	134098-61-6
		▲1-365	ブチルヒドロキシアニソール(別名:BHA)	365	25013-16-5
□2-105	ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド	□1-366	ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド	366	75-91-2
		▲1-367	オルト-セカンダリーブチルフェノール	367	89-72-5
□2-106	4-ターシャリーブチルフェノール	□1-368	4-ターシャリーブチルフェノール	368	98-54-4
1-408	1-(5-ターシャリーブチル-1,3,4-チアジアゾール-2-イル)-1,3-ジメチル尿素(別名:テブチウロン)			715	34014-18-1
1-409	2-(4-ターシャリーブチルフェニル)-2-シアノ-3-オキソ-3-(2-トリフルオロメチルフェニル)プロパン酸=2-メトキシエチル(別名:シフルメトフェン)			716	400882-07-7
1-410	3-(4-ターシャリーブチルフェニル)プロパナール			717	18127-01-0

第一種指定化学物質リスト

2021(R3)改正政令番号	2021(R3)改正物質名	2008(H20)改正政令番号	2008(H20)改正物質名	管理番号	CAS登録番号
1-411	3-(4-ターシャリーブチルフェニル)-2-メチルプロパナール			718	80-54-6
1-412	2-ターシャリーブチルフェノール			719	88-18-6
1-413	2-(4-ターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット(別名:プロパルギット又はBPPS)	1-369	2-(4-ターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット(別名プロパルギット又はBPPS)	369	2312-35-8
□2-107	2-ターシャリーブチル-5-(4-ターシャリーブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン(別名:ピリダベン)	□1-370	2-ターシャリーブチル-5-(4-ターシャリーブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン(別名ピリダベン)	370	96489-71-3
□2-108	N-(4-ターシャリーブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド(別名:テブフェンピラド)	□1-371	N-(4-ターシャリーブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド(別名テブフェンピラド)	371	119168-77-3
□2-109	N-(ターシャリーブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	□1-372	N-(ターシャリーブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	372	95-31-8
		▲1-373	2-ターシャリーブチル-5-メチルフェノール	373	88-60-8
1-414	ふっ化水素及びその水溶性塩	1-374	ふっ化水素及びその水溶性塩	374	
1-415	2-ブテナール	1-375	2-ブテナール	375	4170-30-3
1-416	2-ターシャリーブトキシエタノール			720	7580-85-0
1-417	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2',6'-ジエチルアセトアニリド(別名:ブタクロール)	1-376	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2',6'-ジエチルアセトアニリド(別名ブタクロール)	376	23184-66-9
□2-110	フラン	□1-377	フラン	377	110-00-9
1-418	フルフラール			721	98-01-1
1-419	N, N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体(別名:プロピネブ)	1-378	N, N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体(別名プロピネブ)	378	12071-83-9
		▲1-379	2-プロピン-1-オール	379	107-19-7
1-420	プロモクロロジフルオロメタン(別名:ハロン-1211)	1-380	プロモクロロジフルオロメタン(別名ハロン-1211)	380	353-59-3
1-421	4-ブロモ-2-(4-クロロフェニル)-1-エトキシメチル-5-(トリフルオロメチル)ピロール-3-カルボニトリル(別名:クロルフェナピル)			722	122453-73-0
1-422	3-ブロモ-N-[4-クロロ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド(別名:クロラントラニプロール)			723	500008-45-7
1-423	プロモジクロロメタン	1-381	プロモジクロロメタン	381	75-27-4
1-424	プロモトリフルオロメタン(別名:ハロン-1301)	1-382	プロモトリフルオロメタン(別名ハロン-1301)	382	75-63-8
1-425	5-ブロモ-3-セカンダリーブチル-6-メチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロピリミジン-2, 4-ジオン(別名:プロマシル)	1-383	5-ブロモ-3-セカンダリーブチル-6-メチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロピリミジン-2, 4-ジオン(別名プロマシル)	383	314-40-9
1-426	3-(3-ブロモ-6-フルオロ-2-メチルインドール-1-イルスルホニル)-N, N-ジメチル-1, 2, 4-トリアゾール-1-スルホンアミド(別名:アミスルプロム)			724	348635-87-0
1-427	1-プロモプロパン	1-384	1-プロモプロパン	384	106-94-5
★1-428	2-プロモプロパン	★1-385	2-プロモプロパン	385	75-26-3
1-429	プロモメタン(別名:臭化メチル)	1-386	プロモメタン(別名臭化メチル)	386	74-83-9
		▲1-387	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン(別名酸化フェンブタズ)	387	13356-08-6

第一種指定化学物質リスト

2021(R3)改正政令番号	2021(R3)改正物質名	2008(H20)改正政令番号	2008(H20)改正物質名	管理番号	CAS登録番号
1-430	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド(別名:エンドスルファン又はベンゾエピン)	1-388	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド(別名:エンドスルファン又はベンゾエピン)	388	115-29-7
1-431	ヘキサデシルトリメチルアンモニウムクロリド	1-389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウムクロリド	389	112-02-7
1-432	ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリス(2-ヒドロキシエチル)-1, 3, 5-トリアジン			725	4719-04-4
1-433	4, 6, 6, 7, 8, 8-ヘキサメチル-1, 3, 4, 6, 7, 8-ヘキサヒドロシクロペンタ[g]イソクロメン			726	1222-05-5
1-434	ヘキサメチレンジアミン	1-390	ヘキサメチレンジアミン	390	124-09-4
1-435	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	1-391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	391	822-06-0
1-436	ヘキサン	1-392	ノルマル-ヘキサン	392	110-54-3
1-437	ヘキサンジヒドラジド			727	1071-93-8
1-438	ヘキシル=2-ヒドロキシベンゾアート			728	6259-76-3
1-439	1-ヘキセン			729	592-41-6
1-440	ベタナフトール	1-393	ベタナフトール	393	135-19-3
1-441	1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-2, 3-エポキシ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン(別名:ヘプタクロルエポキシド)			730	1024-57-3
1-442	ヘプタン			731	142-82-5
1-443	5-ヘプチルオキソラン-2-オン			732	104-67-6
★1-444	バリリウム及びその化合物	★1-394	バリリウム及びその化合物	394	
1-445	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	1-395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	395	
1-446	ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)及びその塩			733	
1-447	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名:PFOS)	1-396	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名:PFOS)	396	1763-23-1
★1-448	ベンジリジン=トリクロリド	★1-397	ベンジリジン=トリクロリド	397	98-07-7
1-449	2-ベンジリデンオクタナール			734	101-86-0
1-450	ベンジル=クロリド(別名:塩化ベンジル)	1-398	ベンジル=クロリド(別名:塩化ベンジル)	398	100-44-7
1-451	ベンズアルデヒド	1-399	ベンズアルデヒド	399	100-52-7
★1-452	ベンゼン	★1-400	ベンゼン	400	71-43-2
1-453	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物	1-401	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物	401	552-30-7
1-454	3-(1, 3-ベンゾジオキソール-5-イル)-2-メチルプロパナール			735	1205-17-0
1-455	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド(別名:メフェナセツ)	1-402	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド(別名:メフェナセツ)	402	73250-68-7
1-456	ベンゾフェノン	1-403	ベンゾフェノン	403	119-61-9
★1-457	ペンタクロロフェノール	1-404	ペンタクロロフェノール	404	87-86-5
1-458	ほう素化合物	1-405	ほう素化合物	405	
★1-459	ポリ塩化ビフェニル(別名:PCB)	1-406	ポリ塩化ビフェニル(別名:PCB)	406	1336-36-3
1-460	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	1-407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	407	
1-461	ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が8のものに限る。)	1-408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル【名称変更】	408	9036-19-5
1-463	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	1-409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	409	9004-82-4

第一種指定化学物質リスト

2021(R3)改正政令番号	2021(R3)改正物質名	2008(H20)改正政令番号	2008(H20)改正物質名	管理番号	CAS登録番号
1-462	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)	1-410	ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル【名称変更】	410	9016-45-9
1-463(再掲)	ポリ(オキシエチレン)＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	1-409(再掲)	ポリ(オキシエチレン)＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	409	9004-82-4
★1-464	ホルムアルデヒド	★1-411	ホルムアルデヒド	411	50-00-0
1-465	マンガン及びその化合物	1-412	マンガン及びその化合物	412	
1-466	無水酢酸			736	108-24-7
1-467	無水フタル酸	1-413	無水フタル酸	413	85-44-9
□2-119	無水マレイン酸	□1-414	無水マレイン酸	414	108-31-6
1-468	メタクリル酸	1-415	メタクリル酸	415	79-41-4
		▲1-416	メタクリル酸2-エチルヘキシル	416	688-84-6
□2-120	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	□1-417	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	417	106-91-2
		▲1-418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	418	2867-47-2
□2-121	メタクリル酸ブチル	□1-419	メタクリル酸ノルマルブチル	419	97-88-1
1-469	メタクリル酸メチル	1-420	メタクリル酸メチル	420	80-62-6
		▲1-421	4-メチリデンオキセタン-2-オン	421	674-82-8
1-470	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン(別名:フェリムゾン)	1-422	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン(別名:フェリムゾン)	422	89269-64-7
		▲1-423	メチルアミン	423	74-89-5
1-471	メチル＝イソチオシアネート	1-424	メチル＝イソチオシアネート	424	556-61-6
		▲1-425	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル(別名イソプロカルブ又はMIPC)	425	2631-40-5
1-472	メチルイソブチルケトン			737	108-10-1
1-473	メチル＝2-(3-オキソ-2-ペンチルシクロペンチル)アセタート			738	24851-98-7
1-474	2-[メチル-[(Z)-オクタデカ-9-エノイル]アミノ]酢酸(別名:オレオイルザルコシン)			739	110-25-8
1-475	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名:カルボフラン)	1-426	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名:カルボフラン)	426	1563-66-2
1-476	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル(別名:カルバリル又はNAC)	1-427	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル(別名:カルバリル又はNAC)	427	63-25-2
1-477	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル(別名:フェノブカルブ又はBPMC)	1-428	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル(別名:フェノブカルブ又はBPMC)	428	3766-81-2
□2-122	メチル＝3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート(別名:ハロスルフロメチル)	□1-429	メチル＝3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート(別名:ハロスルフロメチル)	429	100784-20-1
		▲1-430	メチル＝(S)-7-クロロ-2,3,4a,5-テトラヒドロ-2-[メトキシカルボニル(4-トリフルオロメトキシフェニル)カルバモイル]インデン[1,2-e][1,3,4]オキサジアジン-4a-カルボキシラート(別名:インドキサカルブ)	430	173584-44-6
1-478	メチル＝(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル]-3-メトキシアクリラート(別名:アゾキシストロビン)	1-431	メチル＝(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル]-3-メトキシアクリラート(別名:アゾキシストロビン)	431	131860-33-8
□2-123	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザペンター-1,4-ジエン(別名:アミトラズ)	□1-432	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザペンター-1,4-ジエン(別名:アミトラズ)	432	33089-61-1
1-479	N-メチルジチオカルバミン酸(別名:カーバム)	1-433	N-メチルジチオカルバミン酸(別名:カーバム)	433	144-54-7

第一種指定化学物質リスト

2021(R3)改正政令番号	2021(R3)改正物質名	2008(H20)改正政令番号	2008(H20)改正物質名	管理番号	CAS登録番号
□2-127	メチル-N', N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオオキササムイミデート(別名:オキサミル)	□1-434	メチル-N', N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオオキササムイミデート(別名オキサミル)	434	23135-22-0
		▲1-435	メチル=2-(4, 6-ジメチル-2-ピリジニルオキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート(別名ピリミノバックメチル)	435	136191-64-5
1-480	N-メチルジチオカルバミン酸ナトリウム(別名:メタムナトリウム塩)			740	137-42-8
1-481	N-メチルジデカン-1-イルアミン			741	7396-58-9
1-482	アルファ-メチルスチレン	1-436	アルファ-メチルスチレン	436	98-83-9
		▲1-437	3-メチルチオプロパナール	437	3268-49-3
1-483	2-メチルチオ-4-エチルアミノ-6-(1, 2-ジメチルプロピルアミノ)-s-トリアジン(別名:ジメタメトリン)			742	22936-75-0
1-484	メチル=ドデカノアート			743	111-82-0
1-485	(E)-3-メチル-4-(2, 6, 6-トリメチルシクロヘキサ-2-エン-1-イル)ブタ-3-エン-2-オン			744	127-51-5
1-486	メチルナフタレン	1-438	メチルナフタレン	438	1321-94-4
1-487	(RS)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)グアニジン(別名:ジノテフラン)			745	165252-70-0
1-488	3-メチルピリジン	1-439	3-メチルピリジン	439	108-99-6
1-489	N-メチル-2-ピロリドン			746	872-50-4
1-490	2-メチルプロパン-2-チオール			747	75-66-1
○1-491	メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート(別名:カルベンダジム)	○2-095	メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート(別名カルベンダジム)	557	10605-21-7
1-492	3-メチルペンタ-3-エン-2-オンと3-メチリデン-7-メチルオクタ-1, 6-ジエンの反応生成物であって、1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン、1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン及び1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノンの混合物を80重量パーセント以上含有するもの			748	
□2-129	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド	□1-440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド	440	80-15-9
		▲1-441	2-(1-メチルプロピル)-4, 6-ジニトロフェノール	441	88-85-7
1-493	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド(別名:メプロニル)	1-442	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド(別名メプロニル)	442	55814-41-0
1-494	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミダート(別名:メソミル)	1-443	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミダート(別名メソミル)	443	16752-77-5
1-495	メチル=(E)-メトキシイミノ[2-[[[(E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]アミノ]オキシ]メチル]フェニル]アセタート(別名:トリフロキシストロビン)	1-444	メチル=(E)-メトキシイミノ[2-[[[(E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]アミノ]オキシ]メチル]フェニル]アセタート(別名トリフロキシストロビン)	444	141517-21-7
1-496	メチル=(E)-メトキシイミノ[2-(オルト-トリルオキシメチル)フェニル]アセタート(別名:クレソキシムメチル)	1-445	メチル=(E)-メトキシイミノ[2-(オルト-トリルオキシメチル)フェニル]アセタート(別名クレソキシムメチル)	445	143390-89-0
1-497	4, 4'-メチレンジアニリン	1-446	4, 4'-メチレンジアニリン	446	101-77-9

第一種指定化学物質リスト

2021(R3) 改正 政令番号	2021(R3)改正 物質名	2008(H20) 改正 政令番号	2008(H20)改正 物質名	管理 番号	CAS登録番号
		▲1-447	メチレンビス(4, 1-シクロヘキシレン)＝ジイソシアネート	447	5124-30-1
1-498	メチレンビス(4, 1-フェニレン)＝ジイソシアネート	1-448	メチレンビス(4, 1-フェニレン)＝ジイソシアネート	448	101-68-8
1-499	3-メトキシアニリン			749	536-90-3
1-500	(E)-2-メトキシイミノ-N-メチル-2-(2-フェノキシフェニル)アセトアミド(別名:メミノストロビン)			750	133408-50-1
1-501	2-(2-メトキシエトキシ)エタノール			751	111-77-3
1-502	3-メトキシカルボニルアミノフェニル＝3'-メチルカルバニラート(別名:フェンメディファム)	1-449	3-メトキシカルボニルアミノフェニル＝3'-メチルカルバニラート(別名:フェンメディファム)	449	13684-63-4
1-503	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-ターシャリーブチルフェニル(別名:ピリブチカルブ)	1-450	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-ターシャリーブチルフェニル(別名:ピリブチカルブ)	450	88678-67-5
		▲1-451	2-メトキシ-5-メチルアニリン	451	120-71-8
□2-132	2-メルカプトベンゾチアゾール	□1-452	2-メルカプトベンゾチアゾール	452	149-30-4
1-504	1-メトキシ-2-(2-メトキシエトキシ)エタン			752	111-96-6
1-505	モリブデン及びその化合物	1-453	モリブデン及びその化合物	453	
		▲1-454	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール	454	95-32-9
		▲1-455	モルホリン	455	110-91-8
1-506	硫化(2, 4, 4-トリメチルペンテン)			753	68515-88-8
1-507	硫酸ジメチル			754	77-78-1
1-508	りん化アルミニウム	1-456	りん化アルミニウム	456	20859-73-8
1-509	りん酸ジブチル＝フェニル			562	2528-36-1
1-510	りん酸ジメチル＝2, 2-ジクロロビニル(別名:ジクロロボス又はDDVP)	1-457	りん酸ジメチル＝2, 2-ジクロロビニル(別名:ジクロロボス又はDDVP)	457	62-73-7
1-511	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)	1-458	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)	458	78-42-2
1-512	りん酸トリス(2-クロロエチル)	1-459	りん酸トリス(2-クロロエチル)	459	115-96-8
1-513	りん酸トリトリル	1-460	りん酸トリトリル	460	1330-78-5
1-514	りん酸トリフェニル	1-461	りん酸トリフェニル	461	115-86-6
1-515	りん酸トリブチル	1-462	りん酸トリノルマルブチル	462	126-73-8

参考資料②届出対象となる事業者の要件

対象化学物質の排出量・移動量を届け出なければならない事業者（第一種指定化学物質等取扱事業者）は、以下の(1)から(3)の3つの要件をすべて満たす事業者です。

(1)対象業種

政令第3条に示す業種（4ページに掲載）に属する事業を営んでいる事業者

(2)従業員数

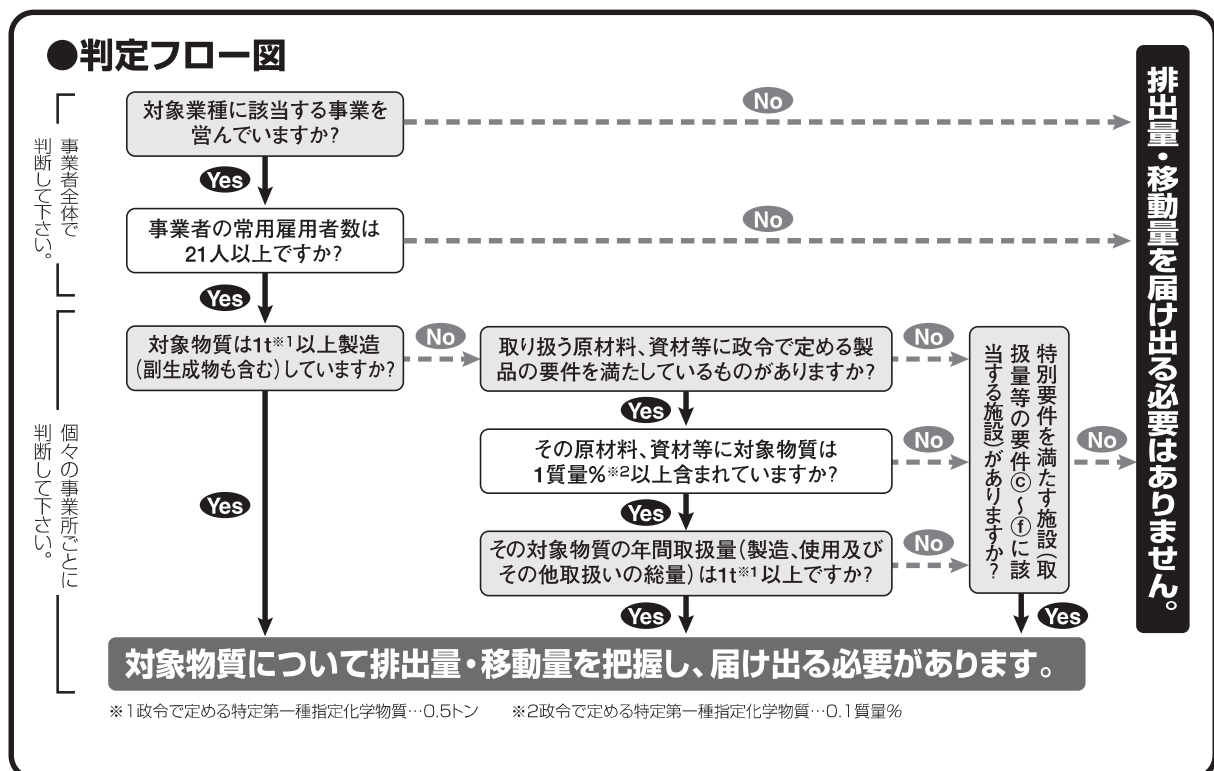
常用雇用者数21人以上の事業者

(3)取扱量等

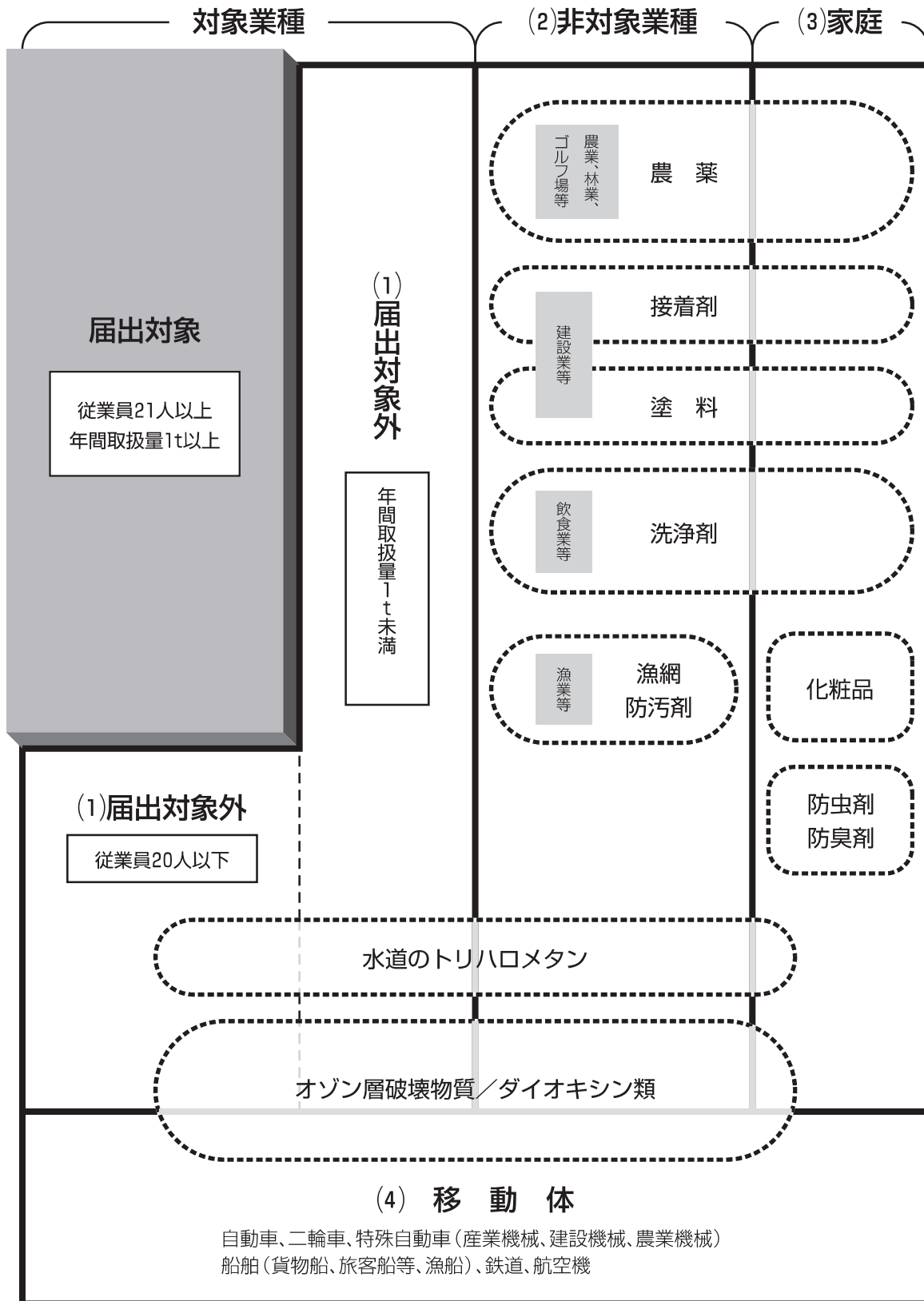
次のうちいずれかに該当すること

- (a) いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1 t 以上である事業所を有する事業者(対象物質の中には化合物の中に含まれる金属元素、シアン、ふっ素等の量で判断するものもあります。)(b)についても同じ)
- (b) いずれかの特定第一種指定化学物質の年間取扱量が 0.5 t 以上である事業所を有する事業者
- (c) 金属鉱業または原油・天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設を設置している事業者
- (d) 下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している事業者
- (e) ごみ処分業または産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）を営み、一般廃棄物処理施設または産業廃棄物処理施設を設置している事業者
- (f) ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設を設置している事業者

具体的には下のフロー図に従って排出量・移動量の届出の必要があるかどうかを判断します。



参考資料③集計の対象となる排出量の構成（イメージ図）



※あくまでイメージ図であり、面積比が排出量の割合を示すものではない。

参考資料④PRTR届出の公共用水域（河川、湖沼、海域）の名称

1. 河川

①支川名の記入が必要な河川の名称

河 川	主 な 支 川
狩 野 川	柿田川、来光川、大場川、黄瀬川、柿木川
富 士 川	芝川
安 倍 川	藁科川、丸子川
瀬 戸 川	朝比奈川
大 井 川	大代川、大津谷川
菊 川	牛淵川
太 田 川	原野谷川、仿僧川、今ノ浦川、敷地川、逆川
天 竜 川	気田川、阿多古川、二俣川、安間川
馬 込 川	芳川

②支川名の記入が不要な河川の名称

伊東大川、河津川、稲生沢川、青野川、宇久須川、白田川、鮎沢川、潤井川、田子江川、岳南排水路、和田川、沼川、小潤井川、富士早川、巴川、庵原川、興津川、由比川、新中川、塚田川、大谷川、浜川、小坂川、小石川、黒石川、栃山川、大幡川、萩間川、箴川、新野川、弁財天川、湯日川、坂口谷川、勝間田川、横須賀川、笠子川、入出太田川、今川、西神田川、釣橋川、都筑大谷川、都田川、花川、伊佐地川、新川、梅田川

(注) 表中に該当する河川名がない場合は、排出している河川が最初に流入する表中の河川名・支川名、あるいは下記の湖沼または海域の名称が排出先になります。

2. 湖沼

・一碧湖 ・田貫湖 ・佐鳴湖

(注) 該当する湖沼名がない場合は、排出先から最初に流入する上記表中の河川名・支川名、あるいは下記の海域の名称が排出先になります。

3. 海域

海 域 名	説 明
伊豆東沿岸	千歳川右岸から石廊崎灯台に至る陸岸の地先海域
伊豆西沿岸	石廊崎灯台から伊豆大瀬灯台に至る陸岸の地先海域
田子の浦	富士川河口左岸から昭和第二放水路河口右岸に至る陸岸の地先海域
奥駿河湾	清水灯台と伊豆大瀬灯台を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域 (田子の浦海域を除く)
西駿河湾	清水灯台から御前崎灯台に至る陸岸の地先海域
遠州灘	御前崎灯台から愛知県の境界である陸岸の地点に至る海域の地先海域 (浜名湖海域を除く)
浜名湖	今切口の東導流堤の基部と西導流堤の基部を結んだ直線及び陸岸に囲まれた海域

参考資料⑤PRTR届出の下水道終末処理施設の名称

市町等団体名	処理場名
狩野川流域	狩野川東部浄化センター
狩野川流域	狩野川西部浄化センター
静岡市	静清浄化センター
静岡市	高松浄化センター(静岡市)
静岡市	清水南部浄化センター
静岡市	城北浄化センター
静岡市	清水北部浄化センター
静岡市	中島浄化センター
静岡市	長田浄化センター
浜松市	西遠浄化センター
浜松市	中部浄化センター
浜松市	館山寺浄化センター
浜松市	井伊谷浄化センター
浜松市	細江浄化センター
浜松市	三ヶ日浄化センター
浜松市	湖東浄化センター
浜松市	浦川浄化センター
浜松市	気田浄化センター
浜松市	佐久間浄化センター
浜松市	城西浄化センター
沼津市	中部浄化プラント
沼津市	重須浄化センター
沼津市	南部浄化センター
沼津市	久連浄化センター
沼津市	戸田浄化センター
熱海市	熱海市浄水管理センター
三島市	三島終末処理場
富士宮市	星山浄化センター

市町等団体名	処理場名
伊東市	湯川終末処理場
伊東市	かわせみ浄化センター
島田市	島田浄化センター
富士市	西部浄化センター
富士市	東部浄化センター
磐田市	豊岡クリーンセンター
磐田市	磐南浄化センター
焼津市	汐入下水処理場
掛川市	掛川浄化センター
掛川市	大東浄化センター
掛川市	大須賀浄化センター
藤枝市	藤枝市浄化センター
御殿場市	御殿場浄化センター
袋井市	袋井浄化センター
袋井市	アクアパークあさば
下田市	下田浄化センター
湖西市	湖西浄化センター
湖西市	新居浄化センター
伊豆市	土肥浄化センター
伊豆市	湯ヶ島クリーンセンター
伊豆市	白岩浄化センター
御前崎市	池新田浄化センター
御前崎市	高松浄化センター(御前崎市)
菊川市	菊川浄化センター
南伊豆町	南伊豆町クリーンセンター
小山町	須走浄化センター
吉田町	吉田浄化センター
森町	森町浄化センター

参考資料⑥報告書中の主な用語の解説

○ 排出量・移動量

排出量：生産工程等から排ガスや排水等に含まれて環境中に排出される第一種指定化学物質の量をいいます。例えば、大気では排気口や煙突からの排出ばかりではなくパイプの継ぎ目からの漏洩、水域では公共用水域への排出、土壌ではタンクやパイプから土壌への漏洩等が含まれます。

移動量：その事業活動にかかる廃棄物の処理を当該事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する第一種指定化学物質の量のこと、具体的には下水道への移動量、他の産業廃棄物処理業者に廃棄物の処理を委託する際の移動量をいいます。

○ 有害性

化学物質のもつ物性（融点、密度等）とともに固有の性質の一つで、有害性の程度を示します。化学物質の有害性は、症状が現れるまでの時間によって急性毒性と慢性毒性に分けられ、また症状の種類として発がん性や生殖毒性等があります。多くの有害性は、動物実験で得られた結果を人に当てはめるため、不確実性を伴います。

急性毒性とは、動物実験で化学物質を1回投与するか短時間暴露してからだいたい数日以内に発症または死に至る毒性を指します。慢性毒性とは、化学物質を繰り返し投与するか長期間暴露したとき数カ月以上してから発症または死に至る毒性を指します。発がん性や生殖毒性も慢性毒性の一つで、急性毒性に比べ低濃度で現れます。

○ 環境リスク

化学物質の「環境リスク」とは、化学物質が環境を経由して人の健康や生態系に悪い影響を及ぼすおそれ（可能性）をいいます。その大きさは、化学物質の有害性の程度と、呼吸、飲食、皮膚接触等の経路でどれだけ化学物質に接したか（暴露量）で決まり、概念的に式で表すと次のように示されます。

$$\text{化学物質の環境リスク} = \text{有害性} \times \text{暴露量}$$

化学物質は、安全なものとは有害なものに二分することはできません。例えば、有害性が小さくても大量に暴露したり、長期間にわたって暴露すれば悪影響があり、逆に有害性の高い物質であってもごく微量の暴露であれば、悪影響が及ぶ可能性は低くなります。「環境リスク」はゼロにすることはできませんが、技術的、費用的な面で限界があるものの、暴露量を小さくしたり、有害性の低い物質を使用したりすることで、悪影響が生じない程度にまで小さくすることはできます。

○ TEQ

ダイオキシン類には多くの異性体があり、毒性の強さがそれぞれ異なるため、その各々の毒性には、最も毒性が強い2,3,7,8四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（2,3,7,8-TCDD）の毒性を1として換算した毒性等価係数が用いられています。ダイオキシン類の量や濃度のデータはこの毒性等価係数を用いてダイオキシン類の毒性を足し合わせた値として毒性当量（TEQ）という単位の表現が用いられています。

○ CAS番号

アメリカ化学会の機関であるCAS（Chemical Abstracts Service）が化学物質に付与している登録番号で、*****-*-*-*の数字で表されます。世界共通の化学物質に対するコードで、約7,100万の登録があります。

○ 第一種指定化学物質

下記の各項のいずれかに該当し、かつ、その有する物理的・化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存在すると認められる化学物質で政令で定めるものをいいます。

- 当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。
- 当該化学物質が前号に該当しない場合には、当該化学物質の自然的作用による化学的变化により容易に生成する化学物質が同号に該当するものであること。
- 当該化学物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるものであること。

○ 第二種指定化学物質

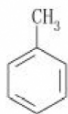
第一種指定化学物質の各項のいずれかに該当し、かつ、その有する物理的・化学的性状からみて、その製造量、輸入量又は使用量の増加等により、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存在することとなることを見込まれる化学物質で政令で定めるものをいいます。

参考資料⑦ 主な化学物質の安全性データ

詳細又は他の化学物質についてお知りになりたい時は国立医薬品食品衛生研究所のホームページを御参照ください。

(国際化学物質安全性カード <http://www.nihs.go.jp/ICSC/>)

1 トルエン

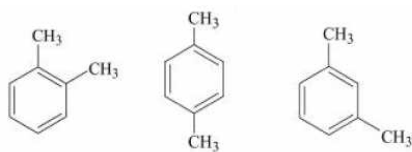


主な用途 合成原料(可塑剤、合成繊維、染料、香料、有機顔料等)、ガソリン成分、溶剤(塗料、インク等)

災害／ 暴露のタイプ	一次災害／ 急性症状	予防	応急処置／ 消火薬剤
火災	引火性が高い。	裸火禁止、火花禁止、禁煙。	粉末消火薬剤、AFFF(水性膜泡消火薬剤)、泡消火薬剤、二酸化炭素。
爆発	蒸気/空気の混合気体は爆発性である。	密閉系、換気、防爆型電気および照明設備。帯電を防ぐ(例えばアースを使用)。充填、取り出し、取扱い時に圧縮空気を使用してはならない。防爆用工具を使用する。	火災時:ドラム缶などに水を噴霧して冷却する。
身体への暴露		作業環境管理を厳密に!(妊娠中の)女性への暴露を避ける!	
吸入	咳、咽頭痛、めまい、嗜眠、頭痛、吐き気、意識喪失。	換気、局所排気、または呼吸用保護具。	新鮮な空気、安静。医療機関に連絡する。
皮膚	皮膚の乾燥、発赤。	保護手袋。	汚染された衣服を脱がせる。洗い流してから水と石鹸で皮膚を洗浄する。医療機関に連絡する。
眼	発赤、痛み。	安全ゴーグル。	数分間多量の水で洗い流し(できればコンタクトレンズをはずして)、医師に連れて行く。
経口摂取	灼熱感、腹痛。他の症状は「吸入」参照。	作業中は飲食、喫煙をしない。	口をすすぐ。吐かせない。医療機関に連絡する。
重要 データ	物理的状態: 外観: 特徴的な臭気のある、無色の液体		暴露の経路: 体内への吸収経路:吸入、経皮、経口摂取
	物理的危険性: この物質の蒸気は空気とよく混合し、爆発性混合物を生成しやすい。流動、攪拌などにより、静電気が発生することがある。		吸入の危険性: 20°Cで気化すると、空気が汚染されてやや急速に有害濃度に達することがある。
	化学的危険性: 強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。		短期暴露の影響: 眼、気道を刺激する。中枢神経系に影響を与えることがある。この液体を飲み込むと、誤嚥により化学性肺炎を起こす危険がある。高濃度の場合、不整脈、意識喪失を起こすことがある。
	許容濃度: TLV: 20 ppm(TWA) (皮膚) A4 BEI記載あり (ACGIH 2004)		長期または反復暴露の影響: この液体は皮膚の脱脂を起こす。中枢神経系に影響を与えることがある。騒音による聴力障害を促進する。動物試験では人で生殖・発生毒性を引き起こす可能性があることが示されている。
物理的性質	・沸点: 111°C		・相対蒸気密度(空気=1): 3.1
	・融点: -95°C		・20°Cでの蒸気/空気混合気体の相対密度(空気=1): 1.01
	・比重(水=1): 0.87		・引火点: 4°C(C.C.)
	・水への溶解性: 溶けない		・発火温度: 480°C
	・蒸気圧: 3.8 kPa(25°C)		・爆発限界: 1.1~7.1 vol%(空气中)
環境に関するデータ	・水生生物に対して毒性が強い。		

2 キシレン

メチル基の位置によりo,m,p の異性体がある。



o-キシレン

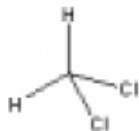
p-キシレン

m-キシレン

主な用途 合成原料(可塑剤、合成繊維、染料、香料等)、ガソリン・灯油成分、溶剤(塗料、農薬等)

災害／ 暴露のタイプ	一次災害／ 急性症状	予防	応急処置/ 消火薬剤
火災	引火性。	裸火禁止、火花禁止、禁煙。	粉末消火薬剤、水噴霧、泡消火薬剤、二酸化炭素。
爆発	27℃(o-は32℃)以上では、蒸気/空気の爆発性混合気体を生じることがある。	27℃(o-は32℃)以上では、密閉系、換気、および防爆型電気設備。帯電を防ぐ(例えばアースを使用)。	火災時:ドラム缶などに水を噴霧して冷却する。
身体への暴露		作業環境管理を厳密に!(妊娠中の女性への暴露を避ける!)	
吸入	めまい、し眠、頭痛、吐き気。	換気、局所排気、または呼吸用保護具。	新鮮な空気、安静。医療機関に連絡する。
皮膚	皮膚の乾燥、発赤。	保護手袋。	汚染された衣服を脱がせる。洗い流してから水と石鹸で皮膚を洗浄する。
眼	発赤、痛み。	安全眼鏡。	数分間多量の水で洗い流し(できればコンタクトレンズをはずして)、医師に連れて行く。
経口摂取	灼熱感、腹痛。他の症状については「吸入」参照。	作業中は飲食、喫煙をしない。	口をすすぐ。吐かせない。医療機関に連絡する。
重 要 デ ー タ	物理的状態: 外観: 特徴的な臭気のある、無色の液体		暴露の経路: 体内への吸収経路:吸入、経皮、経口摂取。
	物理的危険性: 流動、攪拌などにより、静電気が発生することがある。		吸入の危険性: 20℃で気化すると、空気が汚染されてややゆっくりと有害濃度に達する。
	化学的危険性: 強酸、強酸化剤と反応する。		短期暴露の影響: 眼、皮膚を刺激する。中枢神経系に影響を与えることがある。液体を飲み込むと、誤嚥により化学性肺炎を起こす危険がある。
	許容濃度: TLV: 100 ppm(TWA), 150 ppm(STEL) A4 BEI記載あり (ACGIH 2006)		長期または反復暴露の影響: 液体は皮膚の脱脂を起こす。中枢神経系に影響を与えることがある。騒音による聴覚障害を増強する。動物試験では人の生殖に毒性影響を及ぼす可能性があることが示されている。
物理的性質	・沸点: o-:144℃、m-:139℃、p-:138℃		・相対蒸気密度(空気=1): 3.7
	・融点: o-:-25℃、m-:-48℃、p-:13℃		・引火点: o-:32℃、m-:27℃、p-:27℃
	・比重(水=1): o-:0.88、m-:0.86、p-:0.86		・発火温度: o-:463℃、m-:527℃、p-:528℃
	・水への溶解性: 溶けない		・爆発限界: o-:0.9~6.7 vol%(空気中) m-,p-:1.1~7.0 vol%(空気中)
	・蒸気圧: o-:0.7、m-:0.8、p-:0.9 kPa(20℃)		
環境に関するデータ	・水生生物に対して毒性が強い。		

3 塩化メチレン(ジクロロメタン)



主な用途 洗浄剤(金属脱脂)、溶剤、
その他(冷媒、インク成分、ペイント剥離剤等)

災害／ 暴露のタイプ	一次災害／ 急性症状	予防	応急処置／ 消火薬剤
火災	特定の条件下で可燃性。火災時に刺激性もしくは有毒なフュームやガスを放出する。		周辺の火災時：全ての消火薬剤の使用可。
爆発	火災や爆発の危険性がある(「化学的危険性」参照)。	帯電を防ぐ(例えばアースを使用)。	火災時：ドラム缶などに水を噴霧して冷却する。
身体への暴露		ミストの発生を防ぐ！作業環境管理を厳密に！	
吸入	めまい、し眠、頭痛、吐き気、脱力感、意識喪失、死。	換気、局所排気、または呼吸用保護具。	新鮮な空気、安静。必要な場合には人工呼吸。医療機関に連絡する。
皮膚	皮膚の乾燥、発赤、灼熱感。	保護手袋、保護衣。	汚染された衣服を脱がせる。洗い流してから水と石鹼で皮膚を洗浄する。
眼	発赤、痛み、重度の熱傷。	安全ゴーグル、顔面シールド、または呼吸用保護具と眼用保護具の併用。	数分間多量の水で洗い流し(できればコンタクトレンズをはずして)、医師に連れて行く。
経口摂取	腹痛。他の症状については「吸入」参照。	作業中は飲食、喫煙をしない。食事前に手を洗う。	口をすすぐ。吐かせない。多量の水を飲ませる。安静。
重要 データ	物理的状态；外観： 特徴的な臭気のある、無色の液体	暴露の経路： 体内への吸収経路：吸入、経口摂取	
	物理的危険性： この物質の蒸気は空気より重い。流動、攪拌などにより、静電気が発生することがある。	吸入の危険性： 20℃で気化すると、空気が汚染されてきわめて急速に有害濃度に達することがある。	
	化学的危険性： 高温面や炎に触れると分解し、有毒で腐食性のフュームを生成する。アルミニウム粉末、マグネシウム粉末などの金属、強塩基、強力な酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。ある種のプラスチック、ゴム、被膜剤を侵す。	短期暴露の影響： 眼、皮膚、気道を刺激する。意識が低下することがある。カルボキシヘモグロビンが生成されることがある。	
	許容濃度： TLV：50 ppm(TWA) A3 BEI記載あり(ACGIH 2004)	長期または反復暴露の影響： 反復または長期の皮膚への接触により、皮膚炎を起こすことがある。中枢神経系、肝臓に影響を与えることがある。人で発がん性を示す可能性がある。	
物理的性質	・沸点：40℃	・相対蒸気密度(空気=1)：2.9	
	・融点：-95.1℃	・20℃での蒸気/空気混合気体の相対密度(空気=1)：1.9	
	・比重(水=1)：1.3	・発火温度：556℃	
	・水への溶解度：1.3 g/100 ml(20℃)	・爆発限界：12～25 vol%(空气中)	
	・蒸気圧：47.4 kPa(20℃)		
環境に関するデータ	・環境に有害な場合がある；地下水への影響に特に注意すること。		

参考資料⑧PRTRモニタリング調査結果(大気)

調査月日：令和4年4月～令和5年3月

単位：μg/m³

政令 番号	指定化学物質名	測定地点名										全体		
		自排三島	富士市立 鷹岡小学校	島田市役所	磐田市役所	掛川市役所	袋井市役所	平均	最小	最大				
53	エチルベンゼン	0.79 0.35～1.3	1.1 0.50～2.5	0.60 0.26～0.88	1.6 0.57～3.0	0.98 0.37～2.3	0.99 0.47～2.4	1.0	0.26	3.0				
80	総キシレン	0.78 0.46～1.2	0.77 0.46～1.6	0.58 0.26～0.74	0.96 0.40～1.8	0.68 0.30～1.3	0.8 0.41～1.5	0.76	0.26	1.8				
181	ジブチルベンゼン	0.37 0.21～0.74	0.60 0.19～1.0	0.35 0.11～0.61	0.47 0.12～1.5	0.26 0.080～0.46	0.31 0.097～0.56	0.39	0.080	1.5				
186	塩化メチレン	0.90 0.53～1.6	1.8 1.3～3.3	0.92 0.43～1.7	1.4 0.59～3.2	1.1 0.60～2.0	3.4 0.71～9.5	1.6	0.43	9.5				
240	スチレン	0.22 0.13～0.34	0.30 0.12～1.5	0.13 0.094～0.18	0.48 0.079～1.8	0.31 0.082～0.61	0.32 0.080～0.73	0.29	0.079	1.8				
296	1,2,4-トリクロロベンゼン	0.61 0.36～1.0	0.52 0.34～1.1	0.44 0.21～0.65	0.83 0.26～2.2	0.51 0.27～0.83	0.86 0.34～2.1	0.63	0.21	2.2				
297	1,3,5-トリクロロベンゼン	0.19 0.10～0.29	0.16 0.11～0.32	0.14 0.077～0.20	0.24 0.10～0.55	0.16 0.073～0.25	0.24 0.12～0.54	0.19	0.073	0.55				
300	トルエン	2.8 1.2～4.2	15 7.6～28	2.6 0.96～6.0	4.6 1.0～13	7.3 2.1～18	12 1.3～66	7.3	1.0	66				
392	ノルマルヘキサン	1.1 0.67～2.1	0.74 0.50～1.3	0.81 0.34～1.4	0.85 0.35～3.8	0.66 0.31～1.2	0.92 0.48～1.6	0.85	0.31	3.8				

*: 定量下限値未満(数値は実測値を参考値として示した)

注1) 上段の左に平均値・右に変動係数(CV%)を下記に最小・最大値を示した。

政令番号	物質名	用途
53	エチルベンゼン	合成中間体、溶剤、ガソリン成分、その他(希釈剤)
80	総キシレン	合成原料(合成繊維・樹脂、染料)、ガソリン・灯油成分、溶剤(塗料、農薬)
181	ジクロロベンゼン	合成中間体、農薬、殺虫剤、くん蒸剤
186	塩化メチレン	洗浄剤(金属脱脂)、溶剤、その他(冷媒、エアゾール、インキ)
240	スチレン	重合原料(ポリスチレン樹脂、合成ゴム、AS・ABS樹脂、イオン交換樹脂)
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	溶剤、合成原料(染料、顔料、医薬品、工業薬品)
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	合成原料(染料、紫外線安定剤、医薬品)、ガソリン成分、溶剤
300	トルエン	合成原料(可塑剤、合成繊維など)、ガソリン成分、溶剤(塗料、インキ)
392	ノルマルヘキサン	溶剤(重合用、接着剤、塗料、インキ)

付表① 令和3年度PRTR届出都道府県別総排出量・移動量

(単位：トン/年)

No.	都道府県名	排出量					移動量				排出量・移動量合計
		大気への排出	公共用水域への排出	土壌への排出	埋立処分	小計	下水道への移動	事業所外への廃棄物としての移動	小計		
1	北海道	1,505	350	0	0	1,855	2	1,600	1,603	3,458	
2	青森県	257	100	0	0	357	0	1,304	1,304	1,661	
3	岩手県	1,143	62	0	0	1,205	5	1,716	1,720	2,926	
4	宮城県	787	86	0	73	946	6	766	772	1,718	
5	秋田県	422	71	0	1,692	2,185	0	1,381	1,381	3,566	
6	山形県	653	44	0	0	697	5	1,698	1,703	2,400	
7	福島県	1,992	467	0	0	2,460	0	6,536	6,536	8,995	
8	茨城県	5,463	147	0	0	5,611	380	7,535	7,916	13,526	
9	栃木県	3,334	51	0	0	3,385	7	5,171	5,178	8,563	
10	群馬県	3,202	54	0	2	3,258	33	7,432	7,465	10,723	
11	埼玉県	5,182	229	0	0	5,411	25	8,179	8,204	13,615	
12	千葉県	4,100	281	0	0	4,382	1	12,193	12,194	16,575	
13	東京都	849	565	0	0	1,414	7	1,316	1,324	2,737	
14	神奈川県	4,354	256	0	0	4,610	15	7,252	7,267	11,877	
15	新潟県	1,762	371	0	0	2,133	9	3,000	3,009	5,142	
16	富山県	1,602	103	0	0	1,705	0	4,737	4,737	6,442	
17	石川県	1,444	64	0	0	1,508	1	2,958	2,959	4,467	
18	福井県	1,730	65	0	0	1,795	27	6,689	6,716	8,511	
19	山梨県	1,240	14	0	0	1,254	0	1,018	1,019	2,273	
20	長野県	1,481	99	0	0	1,580	24	1,031	1,055	2,635	
21	岐阜県	3,273	53	0	1,497	4,823	3	4,809	4,812	9,635	
22	静岡県	7,414	188	0	0	7,602	16	7,273	7,289	14,891	
23	愛知県	8,306	360	0	0	8,666	76	34,026	34,102	42,767	
24	三重県	4,663	116	0	0	4,779	0	6,855	6,856	11,635	
25	滋賀県	3,381	19	0	0	3,400	23	3,494	3,517	6,917	
26	京都府	1,330	63	0	0	1,393	116	1,510	1,626	3,019	
27	大阪府	3,318	508	0	0	3,826	80	16,555	16,635	20,461	
28	兵庫県	4,786	365	0	1	5,152	22	15,439	15,461	20,613	
29	奈良県	425	21	0	0	446	0	627	627	1,073	
30	和歌山県	835	27	0	0	862	1	4,178	4,179	5,041	
31	鳥取県	479	15	0	0	495	1	280	280	775	
32	島根県	1,593	41	0	0	1,634	0	1,525	1,525	3,160	
33	岡山県	3,196	152	0	0	3,348	9	15,514	15,524	18,872	
34	広島県	5,323	223	0	1,698	7,243	10	5,185	5,195	12,438	
35	山口県	3,063	318	0	0	3,381	0	15,560	15,561	18,942	
36	徳島県	387	44	0	0	431	0	840	840	1,271	
37	香川県	3,202	52	0	0	3,255	1	1,164	1,165	4,420	
38	愛媛県	3,455	86	0	1	3,542	17	6,113	6,130	9,672	
39	高知県	444	17	0	0	461	1	96	97	558	
40	福岡県	4,699	151	0	0	4,850	2	15,106	15,108	19,958	
41	佐賀県	1,374	17	0	0	1,390	0	873	873	2,263	
42	長崎県	1,939	59	0	0	1,999	0	570	571	2,569	
43	熊本県	1,890	96	0	0	1,986	2	8,183	8,185	10,171	
44	大分県	1,176	60	0	0	1,236	1	2,412	2,413	3,649	
45	宮崎県	337	134	0	0	471	0	5,663	5,663	6,134	
46	鹿児島県	412	97	1	0	510	0	173	173	683	
47	沖縄県	140	24	0	0	164	0	97	97	261	
	合計	113,346	6,784	1	4,964	125,095	931	257,633	258,565	383,660	

注1) 順位は排出量・移動量合計による。

注2) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

付表② 令和3年度PRTR届出業種別総排出量・移動量(静岡県)

(単位:kg/年)

No.	業種	排出量				移動量			排出量・移動量合計	
		大気への排出	公共用水域への排出	土壌への排出	埋立処分	小計	下水道への移動	事業所外への廃棄物としての移動		小計
1	化学工業	331,334	11,758	0	0	343,092	150	4,667,129	4,667,279	5,010,371
2	プラスチック製品製造業	1,388,279	570	0	0	1,388,849	0	635,799	635,799	2,024,648
3	輸送用機械器具製造業	1,712,978	1,998	0	0	1,714,975	755	195,547	196,303	1,911,278
4	パルプ・紙・紙加工品製造業	1,215,690	61,167	0	0	1,276,858	734	200,161	200,895	1,477,753
5	金属製品製造業	538,828	7,668	0	0	546,496	854	229,707	230,561	777,058
6	医薬品製造業	41,868	791	0	0	42,659	4,732	639,123	643,855	686,514
7	その他の製造業	275,110	10	0	0	275,120	510	223,824	224,334	499,454
8	出版・印刷・同関連産業	365,317	0	0	0	365,317	0	62,340	62,340	427,657
9	電気機械器具製造業	233,472	1,302	0	0	234,775	5,607	170,324	175,931	410,706
10	ゴム製品製造業	333,171	293	0	0	333,464	0	58,867	58,867	392,331
11	一般機械器具製造業	252,050	0	0	0	252,050	0	51,645	51,645	303,695
12	非鉄金属製造業	171,146	26,579	0	0	197,725	110	46,553	46,662	244,387
13	繊維工業	100,048	5,265	0	0	105,313	2,727	13,075	15,802	121,115
14	石油卸売業	102,556	0	0	0	102,556	0	4	4	102,560
15	燃料小売業	85,054	0	0	0	85,054	0	51	51	85,105
16	食料品製造業	84,976	0	0	0	84,976	0	91	91	85,067
17	下水道業	18	68,873	0	0	68,891	0	9,300	9,300	78,191
18	家具・装備品製造業	67,150	0	0	0	67,150	0	3,561	3,561	70,711
19	船舶製造・修理業、船用機関製造業	29,436	0	0	0	29,436	0	2,437	2,437	31,873
20	自然科学研究所	645	0	0	0	645	0	26,751	26,751	27,396
21	木材・木製品製造業	23,480	0	0	0	23,480	0	732	732	24,212
22	計量証明業	1,502	0	0	0	1,502	0	17,620	17,620	19,122
23	窯業・土石製品製造業	13,497	145	0	0	13,642	0	2,428	2,428	16,070
24	精密機械器具製造業	13,472	0	0	0	13,472	0	0	0	13,472
25	医療用機械器具・医療用品製造業	10,284	330	0	0	10,614	0	780	780	11,394
26	鉄鋼業	3,800	87	0	0	3,887	0	5,491	5,491	9,378
27	倉庫業	8,697	0	0	0	8,697	0	0	0	8,697
28	電気業	7,108	0	0	0	7,108	0	0	0	7,108
29	高等教育機関	298	0	0	0	298	0	6,400	6,400	6,698
30	医療業	29	0	0	0	29	0	1,800	1,800	1,829
31	石油製品・石炭製品製造業	663	4	0	0	667	0	597	597	1,264
32	洗濯業	528	0	0	0	528	0	370	370	898
33	衣服・その他の繊維製品製造業	782	0	0	0	782	0	90	90	871
34	一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	134	707	0	0	841	0	0	0	841
35	産業廃棄物処分業	517	111	0	0	629	0	0	0	629
36	飲料・たばこ・飼料製造業	187	2	0	0	189	0	45	45	233
37	酒類製造業	81	0	0	0	81	0	0	0	81
38	電子応用装置製造業	0	0	0	0	0	0	14	14	14
39	農薬製造業	3	0	0	0	3	0	0	0	3

注1) 順位は排出量・移動量合計による。

注2) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

付表③令和3年度市区町別排出量・移動量(静岡県)

(単位:kg/年)

	大気への排出	公共用水域への排出	土壌への排出	埋立処分	小計	下水道への移動	事業所外への廃棄物としての移動	小計	
静岡市合計	337,716	30,802	0	0	368,518	30	746,831	746,861	1,115,379
(葵区)	3,343	68	0	0	3,411	30	13,500	13,530	16,941
(駿河区)	22,826	2,669	0	0	25,495	0	185,780	185,780	211,275
(清水区)	311,547	28,064	0	0	339,611	0	547,551	547,551	887,162
浜松市合計	1,052,089	24,856	0	0	1,076,946	10,270	396,187	406,457	1,483,403
(中区)	49,943	6	0	0	49,949	2,771	16,351	19,122	69,071
(東区)	37,672	4,665	0	0	42,337	1,190	17,984	19,174	61,511
(西区)	170,539	88	0	0	170,628	200	28,207	28,407	199,035
(南区)	183,243	19,856	0	0	203,099	5,600	68,246	73,846	276,945
(北区)	353,326	39	0	0	353,366	509	216,911	217,420	570,786
(浜北区)	252,440	0	0	0	252,440	0	48,488	48,488	300,928
(天竜区)	4,926	201	0	0	5,127	0	0	0	5,128
沼津市	91,251	6,955	0	0	98,206	0	18,551	18,551	116,757
熱海市	343	3,908	0	0	4,251	0	0	0	4,251
三島市	47,122	879	0	0	48,001	0	18,443	18,443	66,444
富士宮市	447,898	626	0	0	448,524	0	180,610	180,610	629,134
伊東市	2,103	5,856	0	0	7,958	0	0	0	7,958
島田市	177,676	12,287	0	0	189,963	0	31,696	31,696	221,659
富士市	1,155,339	67,356	0	0	1,222,695	0	366,525	366,525	1,589,220
磐田市	807,507	3,675	0	0	811,182	135	962,731	962,866	1,774,049
焼津市	113,295	1,806	0	0	115,101	0	50,557	50,557	165,658
掛川市	645,668	5,804	0	0	651,472	147	1,171,361	1,171,508	1,822,980
藤枝市	177,771	1,882	0	0	179,653	0	179,232	179,232	358,884
御殿場市	125,939	6,073	0	0	132,012	0	61,729	61,729	193,741
袋井市	578,056	1,835	0	0	579,891	730	1,233,168	1,233,898	1,813,789
下田市	436	61	0	0	497	0	0	0	497
裾野市	234,469	2,763	0	0	237,232	0	71,701	71,701	308,933
湖西市	738,632	1,641	0	0	740,273	0	23,359	23,359	763,632
伊豆市	213	300	0	0	513	0	0	0	513
御前崎市	67,779	679	0	0	68,458	164	1,428,185	1,428,349	1,496,807
菊川市	70,608	819	0	0	71,427	0	104,515	104,515	175,942
伊豆の国市	19,169	7	0	0	19,176	2	7,105	7,107	26,283
牧之原市	213,252	302	0	0	213,554	0	13,901	13,901	227,454
東伊豆町	442	10	0	0	452	0	0	0	452
河津町	189	0	0	0	189	0	0	0	189
南伊豆町	92	268	0	0	360	0	180	180	540
松崎町	99	0	0	0	99	0	0	0	99
西伊豆町	2,461	0	0	0	2,461	0	0	0	2,461
函南町	1,028	1,810	0	0	2,838	0	7,210	7,210	10,048
清水町	1,235	283	0	0	1,518	0	15,770	15,770	17,288
長泉町	103,957	1,857	0	0	105,814	4,700	18,880	23,580	129,394
小山町	123,022	487	0	0	123,509	0	10,647	10,647	134,156
吉田町	55,266	1,766	0	0	57,032	0	141,704	141,704	198,736
川根本町	2,600	0	0	0	2,600	0	350	350	2,950
森町	19,466	8	0	0	19,474	0	11,530	11,530	31,004
合計	7,414,188	187,659	0	0	7,601,848	16,178	7,272,658	7,288,836	14,890,684

注1) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

付表④ 令和3年度市区町別ダイオキシン類の総排出量・移動量(静岡県)

(単位:mg-TEQ/年)

市区町名	排 出 量					移 動 量			排出量・移動量 合計
	大気への排出	公共用水域 への排出	土壌への排出	埋立処分	小計	下水道への 移動	事業所外への廃 棄物としての移 動	小計	
静岡市合計	693	42	0	2,480	3,215	0	64	64	3,278
(葵区)	539	0	0	2,480	3,019	0	2	2	3,021
(駿河区)	8	0	0	0	8	0	2	2	10
(清水区)	146	42	0	0	188	0	60	60	248
浜松市合計	497	0	0	0	497	0	1,894	1,894	2,391
(中区)	1	0	0	0	1	0	0	0	1
(東区)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(西区)	4	0	0	0	4	0	620	620	624
(南区)	17	0	0	0	17	0	1,200	1,200	1,217
(北区)	475	0	0	0	475	0	73	73	548
(浜北区)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(天竜区)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沼津市	34	0	0	0	34	0	95	95	129
熱海市	96	0	0	0	97	0	863	863	960
三島市	20	0	0	4,100	4,120	0	0	0	4,120
富士宮市	84	0	0	0	84	0	468	468	552
伊東市	2	0	0	0	2	0	170	170	172
島田市	8	4	0	0	12	0	7,400	7,400	7,412
富士市	328	1	0	0	329	0	1,665	1,665	1,994
磐田市	32	0	0	0	32	0	1,391	1,391	1,423
焼津市	17	0	0	0	17	0	860	860	877
掛川市	28	0	0	0	29	0	1,501	1,501	1,529
藤枝市	8	0	0	0	8	0	640	640	648
御殿場市	0	0	0	0	0	0	580	580	580
袋井市	24	0	0	0	24	0	974	974	998
下田市	13	0	0	0	13	0	124	124	136
裾野市	260	0	0	0	260	0	300	300	560
湖西市	1	0	0	0	1	0	42	42	43
伊豆市	5	0	0	6	11	0	0	0	11
御前崎市	0	1	0	0	1	0	0	0	1
菊川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊豆の国市	45	0	0	0	45	0	8,410	8,410	8,455
牧之原市	11	0	0	0	11	0	1,410	1,410	1,421
東伊豆町	16	0	0	0	16	0	120	120	136
河津町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南伊豆町	3	0	0	0	3	0	970	970	973
松崎町	3	0	0	0	3	0	0	0	3
西伊豆町	100	0	0	540	640	0	0	0	640
函南町	30	0	0	0	30	0	570	570	600
清水町	390	0	0	0	390	0	0	0	390
長泉町	69	0	0	0	69	0	103	103	172
小山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川根本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,817	48	0	7,126	9,993	0	30,613	30,613	40,604

注1) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

付表⑤ 令和3年度都道府県別総排出量(届出排出量・届出外排出量)

(単位: トン/年)

No.	都道府県名	届出排出量 (集計値)	届出外排出量					合計	届出 排出量	届出外 排出量
			対象業種を 営む事業所	非対象業種を 営む事業者	家庭	移動体	小計			
1	北海道	1,855	1,442	5,392	892	2,671	10,397	12,252	15%	85%
2	青森県	357	360	2,009	639	824	3,833	4,190	9%	91%
3	岩手県	1,205	338	928	515	907	2,689	3,895	31%	69%
4	宮城県	946	589	1,249	545	1,126	3,509	4,455	21%	79%
5	秋田県	2,185	408	603	425	629	2,065	4,250	51%	49%
6	山形県	697	412	757	305	715	2,189	2,886	24%	76%
7	福島県	2,460	887	767	738	1,117	3,508	5,968	41%	59%
8	茨城県	5,611	1,403	3,086	1,089	1,749	7,327	12,938	43%	57%
9	栃木県	3,385	712	993	643	1,289	3,637	7,022	48%	52%
10	群馬県	3,258	844	2,238	880	1,207	5,169	8,427	39%	61%
11	埼玉県	5,411	2,140	1,298	1,641	2,293	7,372	12,783	42%	58%
12	千葉県	4,382	1,292	3,238	1,654	2,240	8,424	12,806	34%	66%
13	東京都	1,414	3,536	4,461	1,231	2,547	11,776	13,190	11%	89%
14	神奈川県	4,610	1,964	2,276	1,058	2,157	7,455	12,065	38%	62%
15	新潟県	2,133	865	1,089	777	1,219	3,950	6,083	35%	65%
16	富山県	1,705	422	453	267	542	1,684	3,389	50%	50%
17	石川県	1,508	515	505	301	647	1,968	3,476	43%	57%
18	福井県	1,795	384	504	220	525	1,632	3,427	52%	48%
19	山梨県	1,254	340	389	297	651	1,677	2,931	43%	57%
20	長野県	1,580	775	1,124	508	1,508	3,916	5,496	29%	71%
21	岐阜県	4,823	859	598	683	1,196	3,336	8,159	59%	41%
22	静岡県	7,602	1,431	1,515	1,322	1,720	5,988	13,590	56%	44%
23	愛知県	8,666	2,906	2,999	2,123	2,602	10,630	19,295	45%	55%
24	三重県	4,779	618	556	705	1,261	3,140	7,919	60%	40%
25	滋賀県	3,400	388	231	281	852	1,752	5,152	66%	34%
26	京都府	1,393	887	407	409	1,014	2,717	4,110	34%	66%
27	大阪府	3,826	2,988	1,953	1,214	1,999	8,154	11,979	32%	68%
28	兵庫県	5,152	1,596	847	889	1,782	5,113	10,266	50%	50%
29	奈良県	446	363	199	368	722	1,652	2,097	21%	79%
30	和歌山県	862	278	835	578	575	2,266	3,128	28%	72%
31	鳥取県	495	142	312	216	442	1,112	1,607	31%	69%
32	島根県	1,634	218	360	348	513	1,439	3,074	53%	47%
33	岡山県	3,348	562	675	643	1,036	2,916	6,265	53%	47%
34	広島県	7,243	990	1,266	802	1,307	4,365	11,608	62%	38%
35	山口県	3,381	466	2,240	458	841	4,005	7,387	46%	54%
36	徳島県	431	359	677	447	446	1,929	2,360	18%	82%
37	香川県	3,255	283	390	416	568	1,657	4,912	66%	34%
38	愛媛県	3,542	476	893	582	741	2,691	6,234	57%	43%
39	高知県	461	246	945	378	417	1,985	2,447	19%	81%
40	福岡県	4,850	1,387	1,717	1,158	1,763	6,024	10,874	45%	55%
41	佐賀県	1,390	227	437	321	625	1,609	3,000	46%	54%
42	長崎県	1,999	537	1,235	524	767	3,063	5,062	39%	61%
43	熊本県	1,986	492	1,515	555	1,032	3,594	5,579	36%	64%
44	大分県	1,236	341	541	513	785	2,181	3,417	36%	64%
45	宮崎県	471	327	1,394	408	707	2,836	3,307	14%	86%
46	鹿児島県	510	450	2,523	652	892	4,517	5,026	10%	90%
47	沖縄県	164	402	673	567	372	2,013	2,177	8%	92%
その他の場所		0	0	0	0	816	816	816	0%	100%
全国		125,095	39,846	61,289	32,183	54,358	187,676	312,771	40%	60%

注1) 順位は届出排出量・届出外排出量の合計による。

注2) 移動体については、都道府県に配分できないものがあるため都道府県の合計と全国欄の数値が異なる。

注3) 四捨五入の関係で、合計が各項目の和と一致しないことがある。

もっと知りたいときは・・・

■PRTRに関する問い合わせ

- 環境省環境保健部環境安全課 PRTR担当
TEL:03-3581-3351 E-mail: ehs@env.go.jp
- 経済産業省製造産業局化学物質管理課 PRTR担当
TEL:03-3501-1511
- 静岡県くらし・環境部環境局生活環境課 PRTR担当
TEL:054-221-2253 E-mail: seikan@pref.shizuoka.lg.jp

■PRTR届出データを利用したいときは

- 環境省「PRTR地図上表示システム」 <http://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtrmap/>
- 「PRTRけんさくくん」 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/index.html>

■化学物質の規制について日本や諸外国の動きを知りたいときは

- 環境省 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>
- 経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html
- 米国 TRI <http://www.epa.gov/toxics-release-inventory-tri-program>
- EU E-PRTR https://environment.ec.europa.eu/topics/industrial-emissions-and-safety/european-pollutant-release-and-transfer-register-e-prtr_en
- 英国 英国環境庁 <https://www.gov.uk/uk-pollutant-release-and-transfer-register-prtr-data-sets>
- 豪州 NPI <https://www.npi.gov.au/>

■化学物質の毒性、環境影響について知りたいときは

- 環境省「化学物質ファクトシート」 <http://www.env.go.jp/chemi/communication/factsheet.html>
- (独)製品評価技術基盤機構(NITE) <http://www.nite.go.jp/>
- NITE「化学物質総合情報提供システム(CHRIP)」 <http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>
- (独)国立環境研究所「化学物質データベース」 <http://w-chemdb.nies.go.jp/>
- (独)産業技術総合研究所 化学物質リスク管理研究センター <http://unit.aist.go.jp/riss/crm/>
- (独)国立医薬品食品衛生研究所 <http://www.nihs.go.jp/index-j.html>
- (一社)環境情報科学センター <http://www.ceis.or.jp/>
- (一社)日本化学物質安全・情報センター <http://www.jetoc.or.jp/>
- (一社)日本化学工業協会 <http://www.nikkakyo.org/>
- 石油化学工業協会 <http://www.jpca.or.jp/index.html>
- 中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター <http://www.jaish.gr.jp/>
- エコケミストリー研究会 <http://www.ecochemi.jp/>

